

坂下町教育会議と教育住民自治

——教育の住民自治の理論構成のために——

勝野尚行

序節 坂下町教育会議の研究に際して

1972年にスタートさせた私たちの「岐阜教職理論研究会」は、1977年末ぐらいから、「教育労働法の法社会学」の角度から「岐阜の教育」の実態の調査・研究に取り組んでおり、その調査・研究の成果をこれまでにすでにいくつか発表してきた¹⁾。しかし、たとえ調査・研究の対象を「岐阜の教育」実態に限定したとはいえ、その実態をえぐり出すことは、なかなか容易ではない。その理由は、「岐阜の教育」もまた教育政策・教育行政と教育実践・教育運動との対抗関係ないし対応関係を基軸にして成立していると考えた場合には、その実態の調査・研究を、教育政策論ないし教育行政論の方面からはもちろんのこと、岐阜県の各地域で多種多様な形ですすめられている教育実践とか教育運動など、これらの特質を解明するという方面からもすすめなくてはならないからである。このようにのべただけでは、その理由を十分に説明したことにはならないけれども、岐阜県の各地域にはそれぞれに個性的な政策・行政・実践・運動があるわけであり、それらを逐一調査・研究したうえでなければとても「岐阜の教育」実態をえぐったとはいえないということ、この点からみただけでも、それが大いに手間ひまのかかる仕事であることが知られよう。

本論文は、そのような「岐阜の教育」実態の調査・研究の一環として、岐阜県東濃東部に位置する恵那郡坂下町の教育実践・教育運動に照明をあててみようとしたものである。1978年4月に設置された岐阜経済大学内の「地域経済研究

会」のなかに「岐阜県の教育」研究分科会を組織し、当面の研究課題の一つを岐阜県恵那郡坂下町の教育・教育行政の実態の調査・研究に設定し、私たちは、1978年6月から80年12月までにわたって再三その坂下町に出かけ、関係者の多大の協力を得てこの調査・研究を続けてきた²⁾。その共同研究の一部をまとめてみたものが本論文である。

現実の克明な調査研究を踏まえて理論をつくりあげるという手法は、学問研究のイロハ的手法である。だから、私たちも、「坂下町教育会議」についての克明な調査研究をとおして「教育の住民自治」論を理論的につくりあげようと考えているわけであるが、事実を明らかにすることから一步踏み出すことの難しさを実証してしまったようである。「教育の住民自治」の理論を構成していくためには、「教育会議」を素材にするのであるかぎり、「坂下町教育会議」についての調査・研究・思索を今後とも継続すること、いわゆる恵那「教育会議」にはいくつものものがあるのだから、合わせて調査研究の対象をさらに拡大していくこと、従来からの「教育会議」論ないし「教育の住民自治」論の理論的研究成果の継承に取り組んでいくこと、等々のことが必要であると痛感させられているところである。

恵那「教育会議」と「教育会議」研究の意義

「岐阜県の教育」研究分科会が当面の研究課題（の一つ）を岐阜県恵那郡坂下町の教育・教育行政の実態の調査・研究に設定した、その理由について若干のべておく。

岐阜県東濃の東部、一般に「恵那」地域の名でよく知られている中津川市・恵那市・恵那郡

(7町4村)には、「教育会議」の創造・存続・発展をめざす全国的にも刮目されている実践・運動がある。そのうち、きわめて著名なものとしては、1958年から62年頃まで恵那の全地域に組織されていた「恵那教育会議」があり、また、1974年10月13日にスタートした「中津川教育市民会議」がある。しかし、恵那「教育会議」(恵那地域に誕生した「教育会議」を総称する)のなかには、さらに、1976年の12月頃にスタートした「上矢作町教育懇談会」があり、また、「坂下町教育会議」等があるわけである。

私たちが今回、調査・研究の対象に設定したのは、より具体的にいえば、これら恵那「教育会議」のうちの一つである「坂下町教育会議」であり、この「坂下町教育会議」を創造し発展させている教職員・父母・住民の実践・運動である。そして、実は、この「坂下町教育会議」のことに関しては、かつて一度調査・研究がなされたことがあるが、その報告書でみるとかぎり³⁾、むしろ坂下町の教育の歴史に調査研究の重点が置かれていて、それは、すばり「坂下町教育会議」運動の現状と課題を調査・研究したものとはいえない。だから、「坂下町教育会議」に関する調査・研究にま正面から取り組んだものとしては、本論文が最初のものとなる。

さて、以上のような次第で、恵那郡坂下町の教育・教育行政の実態の調査・研究に私たちが取り組むのは、そこに「坂下町教育会議」が存在するからであるが、さらにすすめていえば、そこに「教育会議」運動が存在し発展しているからである。「坂下町教育会議」についていえば、それは、すでに1971年度にその結成の動きが生まれ、1971年11月15日には「教育集会準備会」が開かれるから、1980年度現在ではおよそ10年の歴史をもつてることになる。

以下、「教育会議」というものに刮目し研究する意義はどこにあるかについて、少しばかり説明しておこうと思う。

といっても、その研究の意義についても、各方面からのべておく必要がある。その一つは、教育政策・教育行政と対応させてみたときの意義である。近代国家の教育政策は、一般に教育

を政治的統治行為のなかに組み入れようとするものであり、教育をとおして「政治的文盲」の人間を形成しようとするものである。だから、近代国家は、教育の中央集権主義的・行政官僚主義的な管理形態を整備し、「国家による国民教育」というまったく不適当な体制をつくりあげるのである。この政策的方向はあるときある場所においてとりわけするどくあらわれるのであるが、まさにその好例の一つとして、1960年代から70年代にかけての岐阜県における教育「正常化」政策の展開をあげることができる。このような国家および国家のそれに後押しされた地方公共団体の教育政策・教育行政と対応させてみれば、「坂下町教育会議」が「地域の教育は地域住民の手で」という教育理念に立つものであり、いわば「教育を地域住民の手に」とりもどすための運動であるかぎり、その存在価値は、したがってそれを研究する意義は、明白だといわなくてはならない。

いま一つは、「坂下町教育会議」というものが「教育の住民自治」の創造をめざす運動であり、教育を住民が自治的に運営する慣習法的制度である、というところからくる意義である。この方面からみれば、「教育の住民自治」という原理そのものの中身について確かめながら、この原理に直接にてらして「坂下町教育会議」の存在の意義と課題とを明らかにしなくてはならない。

いま一つは、「坂下町教育会議」の教育労働法の法社会学的研究にとってもつ意義である。この方面からみれば、坂下町という地域社会において「教育会議」が誕生し存続し発展している、その社会的必然性の解明が課題となる。

以上、3つの方面——政策論、住民自治論、社会的必然性論——から「坂下町教育会議」についての調査・研究を深める意義についてのべたが、ここでは第二の「教育の住民自治」論の角度から、その調査・研究の意義を若干なり明らかにしてみたいと思う。

(1) 学校教育制度というものについて、わが国では現在なおこれを「国家による国民の教育」制度と考えるつよい傾向があるけれども⁴⁾、戦前教育の法制度に関してならともかく、それと

「断絶」⁵⁾した戦後教育の法制体系——戦前教育の法制度を「教育勅語法制」というのに対して、戦後教育の法制は「教育基本法法制」という——については、そのような理解の仕方は、戦後教育法制=教育基本法法制の構造に合わないものといわなくてはならない。戦前教育においては、教育権は国家に帰属し(天皇大権)，国民には国家から与えられる教育を受ける義務しかなかった(教育を受ける義務は、兵役、納税と並ぶ国民=臣民の国家に負う3大義務の一つであった)のに対して、戦後教育=教育基本法法制下においては、教育権は全的に国民のものとなり(憲法26条の「教育を受ける権利」、同23条の「学問の自由」「教育の自由」、教基法10条の「教育は、(国家による)不当な支配に服すことなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」等々)、国民が自主的・自律的に教育をなし教育を受ける、そのような国民の自主的な教育の営みをもっぱら「条件整備」する(そのための環境づくり)義務だけが国家・地方公共団体に負わされることになった(教基法10条②、同3条①②、同4条②、同7条①③、学教法5条、同25条、等々)からである。

(2) 戦後教育の法制度下においては、だから、とりわけ学校教育について、国民の教育権が法認されなくてはならないのである。とりわけ学校教育について、国民の「教育を受ける権利」とともに、国民の「教育する権利」が尊重されなくてはならないのである。

当然に、それぞれの地域での学校教育についても、その住民自治が制度的に確立されなくてはならない。学校「教育の住民自治」の制度的确立は、まさに教育基本法(「教育憲法」といわれる「教育根本法」といわれる)のつよく要請するところだからである。この点、教育基本法10条の趣旨⁶⁾を受けて制定された教育委員会法⁷⁾をみても明白であるが、教育基本法の立法化・制定に指導的な役割を果した田中耕太郎文相の明快に説くところでもあったのである。

田中耕太郎文相は、「教育の住民自治」に関するどのように説いていたか。その「両親の本源的教育権」説にしぼってみておこう⁸⁾。以下、田中耕太郎『新憲法と文化』(国立書院、1948

年)からの若干の引用である。

「國家が教育に関して課せられている任務は、家庭の教育上の根本的権利を承認し、この権利を自由に行使する保障を与え、そして国家やその学校における教育活動を家庭教育の補助と認めることである。」

「本来教育も亦宗教や芸術、科学等と同様に文化現象であり、従ってその発達は個人の創意にまつべく、国家的性質のものでなく、その自主性が認められなければならない。(中略)学校教育もしかりとする。それは理論上家庭教育の延長であるとともに、内外の事例に徴すれば、それは国家的起源のものでなく、一私人や教会その他の団体によって経営せられてきたものである。」

田中耕太郎『教育基本法の理論』(有斐閣、1956年)でも、まったく同じ学校教育論が展開されており、両親の教育権の本源性がいわれている。

「私は日本法に教育権の自然法的性格に關して直接の規定を欠くにしても理論上にこれを承認せざるを得ないと考える。両親の教育権が自然法上の権利であるところからして、これについては憲法が基本的人権に与えている保障がこれにも与えられると見なければならない。憲法にかかげている人権や自由の目録は決して網羅的のものではなく、両親の教育権のごとき、人権に属するものと認めなければならない。従って両親の教育権は不可侵であり、永久の権利として現在および将来の国民に与えられたところのものである。両親の教育権は不可侵であり従って奪うべからざる性質のものなるばかりでなく、その自然法的性格からして自己の意思を以ても譲渡し得ない性質のものである。それは国家に先行して存在し、国家の意思を以てするもこれを否定したまでは奪うこととはできない。」

両親の教育権の憲法的権利性を指摘したものであるが、ここから両親の教育方針と学校教育との関係についてつぎのようにもいう。

「両親の教育権は、(中略)世間一般に対して妨害排除的な絶対権的性格をその特徴として

具有する。何人といえども両親がかれらの子女を教育することを妨げることができず、従って両親の同意を得ないでその子女に教育をなし、とくに両親の教育方針と異なる教育を施すことを得ない。」

そして、学校は「家庭に結合したものであり、家庭の継続、補充であり、家庭の援助者である。学校は両親に対する関係においては自主性をもってい、その補助施設である」、学校の「教育はその本質においてあくまで補充的性質のものであり、両親の教育の延長と認められなければならない」等々としてくりかえしのべられる「両親の本源的教育権」論を一つの基礎にして、田中耕太郎は、いわゆる「教育権の独立」論を展開するにいたるわけである。

さて、家庭教育の延長・補充・継続として学校教育をとらえる、このような把握は、克服されるべき古さを内包しているとはいえ、その筋において正当だといわなくてはならない。田中が提起しているこの把握の筋をしっかりと踏まえて、より現代的な学校教育論がつくりあげられなくてはならないであろう。

この筋の正当性に着目するならば、「坂下町教育会議」が、第1回「教育集会」から第3回「教育集会」まで、追求すべき主題を「親が子に伝えたいもの」に設定し、親の教育意思をしっかりと確かめようとしたことは、高く評価されなくてはならない。「親が子に伝えたいもの」を探り出しながら、その意思（「伝えたいもの」）を受けて学校教育のあり方を確かめていくうという、そのような意識がこの主題設定の仕方に込められているのだからである。

「地域に根ざす学校教育の創造」とか「実生活と結合する学校教育の創造」ということが課題となっているが、この課題は、その深部に「家庭教育の延長・補充・継続としての学校教育」という考え方、あるいは「両親こそが本源的教育権者であって、学校の教育権は伝統的なものにすぎない」という考え方、を宿しているとみられるのである。学校教育が踏まえるべきものは、教育基本法法制下においては、国家意思でも行政意思でもなく、両親=父母の教育意思なのである。

教育基本法の立法者意思（田中耕太郎説）によってみれば、家庭教育の延長・補充としての学校教育の創造・実現のために、両親の本源的教

育権の保障のために、学校「教育の住民自治」が制度化されなくてはならないということになり、学校「教育の住民自治」の制度化こそが教育基本法10条の要請によくこたえるみちだということになる。両親の教育意思をうけとめて学校教育の内容・形式が組み立てられなくてはならないからこそ「教育の住民自治」が制度化されなくてはならないのだということ、ここではこの点を強調しておきたい。

(3) さらにまた、「教育の住民自治」の尊重を説いているものに、木田宏『教育行政法』（良書普及会、1957年初版、1966年改訂版）がある。木田説を「教育の住民自治」論の方面からだけみておこう⁹⁾。

新憲法下における地方教育行政は「地方自治の本旨」に則るものとして構成されることになった、現行の地方教育行政制度は「自治行政としての教育行政」を重点にしている、とのべたのも、木田宏は、この「自治行政としての教育行政」を、団体自治および住民自治の2つの方面から、以下のように説明している。

① 「地方自治は、国から独立した地方公共団体の行う行政である。その意味で、自治行政としての教育行政は、独立の人格主体としての地方公共団体の行う教育行政である。市町村が設置する学校は、市町村の学校として、その市町村の自主性において経営されることを要する。」

「かかる観点から、現行制度の下においては、市町村の設置する学校は、当該市町村の責任において、教職員を選任し、その運営を管理し、その経費を負担することとし、（中略）市町村立学校の運営については、国も都道府県も原則的には、行政上の関与を行うことがないこととされた。即ち設置者管理主義の原則が樹立されたのである（学校教育法5条）。従って、市町村立学校の校長が都道府県の教育委員会や知事の指揮や監督を受けて学校を運営するといった制度は認められていないし、法に特別の規定のある場合のほかは、市町村の教育委員会は、文部大臣や都道府県の教育委員会の指揮命令や干渉を受けること

坂下町教育会議と教育住民自治（勝野）

なく、自主的にその所管する学校の運営を行うことができるのである。」

「このように、教育行政が団体自治として行わる限り、都道府県と市町村との間に何ら上下の関係はなく、又国の行政機関と各地方公共団体との間にも、一般的な指揮監督関係はないものとされているのである。」

② 「地方自治はその運営に住民の参与する行政でなければならない。住民の意図が自治体の行政に制度上反映できるようになっていなければ、それは藩の政治のようなものであって、自治ということをえないものである。」

「ところで、住民の子弟の教育という仕事は、自治行政の事務内容としては、最も広い各層の住民に深い関心のあり、また関係のある事務である。子弟の教育という仕事は、本来親の子に対する親権の内容として行われるものと言われている。この父母が、自分達に代って自治体の機能として学校という組織を作り、これを維持運営する、これが自治行政としての教育行政と考えられる。従って教育行政を行うに当っては、この父母の立場が行政の上に反映するよう特に意を用いることが必要である。この点で、現在の教育行政制度が、教育委員会という合議体の機関を設けて、自治体における教育行政の責任機関としたことは、極めて意義深いものがあると言えよう。数人の委員が責任機関を構成するということは、個人の独断を避けうるだけではなく、教育に対する各種の考え方や立場を反映しうるものであって、教育行政に対する民意の反映をよりよく行うこととなる。」

「現行制度の下にあっては、市町村の設置する学校は、その市町村が運営管理について全面的な責任を負うことになる。（中略）従って、教育行政における民意の反映ということも、市町村の住民は、市町村の営む教育事業の全般にわたって民意の反映を図りうるわけであって、決して物的諸条件や経費の負担のみに限られるものではない。学校の諸行事、学校給食、学校で使用する教材の種類や内

容、子供の取扱いや躾、職業指導、教職員の勤務、諸種の文化事業等、住民の日常に身近な教育問題について、積極的に意見を述べ、教育委員会を通じ、あるいは議会その他の市町村当局を通じて、それが反映を図りうるのである。」

以上、木田説によれば、地方自治教育行政は団体自治および住民自治の2つの要素を含んでいるのであって、まず、団体自治が法認されているかぎり、市町村教育委員会による自主的な教育行政・学校運営が認められているのである。また、住民自治が法認されているかぎり、父母・住民は市町村の教育事業の全般にわたって発言権・関与権を有することになる。教育が、「親権の内容」であるかぎり、「この父母の立場が（教育）行政の上に反映するよう特に意を用いることが必要」となる。

そして、木田説は、団体自治と住民自治との関連（団体の議会・長と教育委員会との関係）について、「民意を反映する自主かつ独立の執行機関」として教育委員会が設けられている以上、この設置「趣旨を結果的に否定するような運営は避けなければならない」とのべて、民意を反映する教育事業の創造（「教育の住民自治」の達成）のためにこそ団体自治が機能しなくてはならない旨、示唆している。

このような市町村教育委員会の設置趣旨にてらしてみると、坂下町の教育委員会が、「地域の教育を地域の父母・住民の手で」の理念に立って地域に「教育会議」を組織し、坂下町32地区全域に「地区集会」なるものを設置して民意の総結集をはからうとし、そのうえに立って「地域の教育」を創造し発展させようとしていることは、高く評価されなくてはならない。坂下町議会の仕事は、このような「教育の住民自治」の達成をめざす自主的な「教育会議」運動を、外部からの干渉から守りながら援助すること以外にはない。

周知のように、1956年6月に教育委員会法が「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に切り換えられて、地方教育行政の団体自治および住民自治が大きな制約を受けることになった。しかし、それでもなお、「自治行政としての教育行政」の原理そのものは生きているのであって、教育委員会としては「父母の立場が行政の上に反映するよう特に意を用いる」必要があ

るし、「市町村の住民は、市町村の営む教育事業の全般にわたって民意の反映を図りうる」とこと、木田説はこのことを現行法解釈論として展開してみせたものである。最近の1976年5月21日の最高裁学テ事件判決も、「地方自治の原則」を「現行教育法制における重要な基本原理の一つをなすもの」と認めているのである¹⁰⁾。学校教育に民意の反映をはかるための「教育の住民自治」の制度化は、教育基本法の立法者意思にてらしても、現行の教育法制にてらしても、追求されてしかるべき課題だということになる。

(4)さて、教育基本法法制に内在している以上のような教育理念にてらしてみれば、学校教育を含んで「地域の教育」はその地域の父母・住民・教職員の手で自主的・主体的に創造されなくてはならないということになり、「教育の住民自治」の制度的確立が課題となっているといわなくてはならない。学校教育に向けての政治的・行政的な統制のいっそりの強行が見通しされる1980年代には、その課題性は一段と鮮明になっているといわなくてはならない¹¹⁾。

しかし、純理論的にみれば、「教育の住民自治」という概念の内容は、いまだ必ずしも確かなものにはなっていない¹²⁾。その理由は、戦後教育の歴史のなかで、「教育の住民自治」の制度づくりをめざす運動・実践が未発達であることによる¹³⁾。この制度の創造・発展をめざす実践・運動が全国各地に豊富にみられるのであれば、「教育の住民自治」の理論ももっと豊富な内容で形成されえたであろう。

とすれば、この岐阜県東濃東部の恵那地域にみられる「教育会議」は、刮目に値する貴重なものといわなくてはならない。というのは、それら前記の恵那「教育会議」は、そのいずれもが「地域の教育を地域の父母・住民の手で」創造し発展させるための組織であり、「教育の住民自治」を追求する慣習法的制度だからである。また、このような組織=慣習法的制度は、全国的にみても、現在までのところ、この岐阜県の恵那地域に特殊的なものだからである。

とすれば、「坂下町教育会議」をはじめとして、恵那「教育会議」についての調査・研究に

順次に取り組んでいくことは、「教育の住民自治」の理論構築にとっても、全国各地に「教育の住民自治」の制度づくりの実践・運動を起こし発展させていくうえにも、欠かすことのできない仕事だということになる。

およそ以上のところが私たちが「教育の住民自治」論の角度から「坂下町教育会議」の調査・研究に取り組む、その意義である。

坂下町の概況

私たちが今回の調査・研究の対象地域に設定した恵那郡坂下町という町のことについても、以下若干のべておかなくてはならない。

本来、教育法の法社会学というものは、あれこれの教育実践・教育運動（それを支え生み出している教育にかかる人権意識）の発生・発展・消滅の社会的必然性の解明・定立をめざす科学であるから、ここでの坂下町についての論及は相當に本格的なものでなくてはならない。そうでなければ、ほかならぬこの町で「坂下町教育会議」が発生し発展している社会的根拠など、解明できるはずもないからである。

しかし、ここでは、とてもそのような本格的な論及をすることはできない。以下、若干の坂下町についての概観である。

(1) 「坂下町は岐阜県恵那郡の北東端に位置を占める渓谷盆地の町で、東は木曽川を隔てて長野県木曽郡に対し、南は中津川市に、西は福岡町に、北は川上村及び長野県木曽郡に、接している。周囲は高い山に囲まれていて、町域を貫流する川上川と外洞川は木曽川にそそぎ、この川の流域は農耕地帯となっている。この町は昔から飛驒、木曽、伊那を結ぶ交通の要衝に当っており、この地方の中心地となっていたが、現在でも、中央線が町の東部を南北に走り、バス路線もここを起点として各地に通じている」（坂下町役場発行冊子『坂下1977』より）。

坂下町は、総人口6,500人程度、総世帯数1,600戸程度の小さな町である。かつては農林業中心の地域であったに違いないが、現在では、農家戸数は470戸程度にすぎず、そのうち専業農家は30戸程度である。以下、概況理解のために若干の表を示す。

坂下町教育会議と教育住民自治（勝野）

人口と世帯数

	人 口	男	女	世帯数
1955年	6,374	3,106	3,270	1,220
1960年	6,430	3,114	3,316	1,306
1965年	6,218	2,980	3,238	1,388
1970年	6,030	2,869	3,161	1,459
1975年	6,362	3,045	3,317	1,632
1977年	6,438	3,118	3,319	1,633

産業分類別事業所数

	非農耕水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	小売業
事業所数	289	4	27	46	141	
従業者数	1,592	19	224	696	363	
	金融・保 険業	運輸・通 信業	電気・ガス 水道	サービス業		
事業所数	4	4	2	61		
従業者数	24	48	3	215		

専業兼業別農家数

専 業	第 1 種兼業	第 2 種兼業	計
31	76	364	471

経営規模別農家数

30 a 未満	30 a ~ 50 a	50 a ~ 70 a	70 a ~ 1 ha	1 ha ~ 2 ha	2 ha 以上
131	109	113	80	34	4

(2) 坂下町に町制がひかれたのは1911(明治44)年であるが、坂下の歴史は非常に古い¹⁴⁾。坂下町で発見された石器・土器からみると、はやくも縄文時代の草創期には桃の湖一帯や門垣戸近辺で原始集団生活が営まれていたようである。鎌倉時代には西方寺という広壯な寺が中津川に通ずる街道沿いに建立されるが、木曾義仲の敗北により焼き払われたといわれる。江戸時代には、坂下が中仙道に近かったために、農民は助郷・伝馬にかり出され酷使されたといふ。その物語がいまも残っているといふ。明治初年、苗木藩の廢仏毀釈政策により、寺院や石仏が打ちこわし・焼き払いにあい、一時は仏教が完全に

断たれたのであるが、その後に蔵田寺などが建立された。蔵田寺仏像は県指定文化財である。

江戸時代は坂下村と上野村にわかれていたが、1889(明治22)年に上野村および川上村と合併して坂下村となり、1905(明治38)年にはまた川上村が分村し、1911年に坂下町となったものである。

ここでは、これ以上に詳細に坂下町史を展開することはできないが、町史の研究のための資料=文献だけを若干あげておこう。

坂下町史編纂委員会『坂下町史』(1963年)、「第9次七星坂下村開拓団」岐阜県開拓自興会『岐阜県満洲開拓史』(1977年、154~183ページ所収)、東山道彦『苗木藩終末記』(1980年)、坂下町老社会『いろいろばた』(1978年)、坂下町教育委員会編『広報さかした(縮刷版)』、等々である¹⁵⁾。

(3) 坂下町には、町立坂下保育園、坂下小学校、坂下中学校、県立坂下女子高等学校、の4つの教育機関がある¹⁶⁾。これらの学校規模を示せば、つぎのようになる。

保育園施設(1977年度)

	定員	児童数			職員数
		男	女	計	
坂下保育園	260	151	107	258	17

学校(1977年4月)

		1	2	3	4	5	6	計
		児童数	99	91	94	112	84	564
坂下小学校	学級数	3	3	3	3	2	2	16
	生徒数	109	92	87				288
坂下中学校	学級数	3	3	2				8
	生徒数	120	118	112				350
坂下女子高校	学級数	3	3	3				9

この小さな町に県立女子高等学校が設置されていることは、注目に値する事実なのであって、実は「学問・教育は坂下のいのち」と表現される住民の悲願が実ったものである。その点で、この高等学校が設置されるまでの歴史(戰

前明治以降の坂下町の教育史)には甚だ興味深いものがあるが¹⁷⁾、ここでは触れない。

(4) 坂下町という地域社会について、興味深い点の一つは、町役場発行の広報「さかした」の内容である。1980年3月10日に、創刊30周年を記念して、1949年11月15日創刊号から1980年1月1日第380号までを収録した前記『広報さかした(縮刷版)』が発刊されるが、その内容にはいわゆる「坂下の民主主義」を彷彿とさせるものがある。というのは、一般に、町役場等の発行する広報の内容は、いわば上意下達的な色彩がつよく町行政施策等のキャンペーンで埋められているけれども、広報「さかした」の編集の重点は、むしろ「民意を反映させる」ことに置かれているからである。だから、広報「さかした」はなかなか興味深い読物となっており、坂下町に住む人々の意向をひろく知ることができる。

かつての旧「坂下町教育会議」の総会の様子や現在の「坂下町教育会議」の毎年の「教育集会」の様子などが相当に詳しく報告されているのも、そうした編集方針のしからしめるところであろう。

(5) 坂下町という地域社会について、これを「法社会学」の角度からみるのであれば、すでに述べたように、この町で「坂下町教育会議」が誕生し存続・発展しているのはなぜか、この「坂下町教育会議」というものが坂下町の父母・住民のなかにひろくある「坂下の教育を自分たちの手で」という意識に支えられて存在しているとすれば、「教育の住民自治」の権利意識にまで成長・発展させることの可能なこのような意識がどのような理由から父母・住民のあいだに相当にひろくみられるのか、みられるようになつたのか、等々の問題を解明しなくてはならない。

私たちは「坂下町教育会議」の調査・研究をそこまではりさげて行なうことをねらっているが、まずはその「坂下町教育会議」そのものの誕生・発展・課題をはっきりさせたうえでなくては、そこまではりさげることは不可能であるため、今回はそこまですすむことができてい

ない。さらに第1節】の最後でこの点に若干論及する程度にとどめたい。

第1節 坂下町教育会議の組織と運営

坂下町教育会議の組織と運営について、はじめに概説しておこう。まず、坂下町教育会議という組織そのものは、15にのぼる団体によって構成されており、それら各団体から選出された代表によって坂下町教育会議の代表者会議が形成され、この代表者会議が坂下町教育会議の運営にあたっている。ついで、この坂下町教育会議が主催する各種事業のうち、最大規模のものは、毎年1回の「教育集会」の開催と、その「教育集会」の準備的集会にも相当する各「地区集会」の開催である。「教育集会」が教育会議の構成メンバーの全体集会であるとすれば、「地区集会」は、その前段の、各地区別の集会にあたり、坂下町にある32の全地区で開かれている、とみてよい。また、この「地区集会」は、その地区に居住するすべての父母・住民に開かれており、教育問題について論議する単位であるにとどまらず、その地区での父母・住民による子育てのための共同的実践の単位ともなっている。そして、この「地区集会」での教育論議の内容や子育ての教育実践の経験は、全体「教育集会」の場でレポートされるわけである。「地区集会」を世話するため各地区に「6人委員会」が置かれているが、これはその地区に居住する園児・児童・生徒の父母6人で構成するものである。「地区集会」の諸活動を活発にするために、「6人委員会」の委員の合同研修会を教育委員会が主催して開いているが、この合同研修会には、各地区での「6人委員会」の活動を手分けして手助けしている保育園保母、小・中学校の教職員も参加している。

坂下町教育会議関係の主たる刊行物としては、毎年の「教育集会」の様子を伝える坂下町広報「さかした」、「教育集会」のたびに教育会議の事務局が刊行する『坂下町教育会議資料』、例年の「教育集会」間に1年間に同じ事務局がくりかえし発行する教育会議の機関紙「教育会

坂下町教育会議と教育住民自治（勝野）

議」等々がある。機関紙「教育会議」はこれまでにすでに合計62号が発行されており（1973年度7号、74年度7号、75年度8号、76年度8号、77年度9号、78年度6号、79年度8号、80年度9号）、その他に「教育集会準備会ニュース」が都合7号まで発行されている（この「準備会ニュース」は、1972年10月から同年11月12日の第1回「教育集会」までの期間に発行されたもの）。

以下、これらの刊行物、私たちが実際に現地にいって関係者たちと会い聞き取りをしたり論議したりした内容、坂下町教育委員会の石垣明教育長の厚意で借り出すことができた教育委員会保管の『教育会議資料集』全8巻、等々を素材にして、すでに概説した坂下町教育会議の組織・運営・歴史などにつき、若干詳しくのべてみようと思う。

坂下町教育会議への課題提起の意味も込めて若干の吟味も加えながら以下の考察をすすめることにするが、「坂下町の教育」について知悉するまでにはとてもいっていないから、あるいは的はずれの批判となっている部分もあるかもしれない。その際は、坂下町教育会議のいっそうの発展を願っての「批判」であることに免じて、さらにご教示をえたいと思う。

I 教育会議のとりきめ

坂下町教育会議には「教育会議のとりきめ」があり、つぎのようになっている。

教育会議のとりきめ

1. わたしたちは、ふるさとの心と自然を大切にし、豊かな文化と教育を創りだす原動力となります。
1. わたしたちは、参加者及び参加団体の主体性を尊重します。
1. わたしたちは、みんなで学び合い、一致点で行動します。
1. この会議には、坂下町民及び坂下町内の教育関係団体が、自由に参加できます。
1. この会議は、会を運営するために、次の機関を設けます。

代表者会議（参加団体の代表をもって構成し、この会の基本的運営にあたります）

事務局会議（代表者会議の委嘱により、事務を司ります。）

1. この会の運営経費は、参加者及び参加団体で

負担することを原則とします。

1. この会を運営するために、次の役員を置きます。

教育会議議長（1名）

同副議長（2名）

同事務局長（1名）

この「とりきめ」は、1974年2月24日の第2回「教育集会」で採択されたものであるが、この「とりきめ」からつぎのような点が明らかになる。

第一。坂下町教育会議が坂下町のなかに「豊かな文化と教育を創り出す」ために設置されたことである。それが教育創造と合わせて文化創造をも目的としていることである。

第二。坂下町に居住するすべての個人、坂下町で活動しているすべての団体、に参加・加盟を呼びかけ、すべての個人（父母、青年、老人、等等）・教育関係団体を網羅しようとしていることである。

第三。地域の教育・文化を創造し発展させるにあたっては、人々のひろい合意を基礎に据えようとしていることである。参加した個人・団体の主体性の尊重といい、みんなで学び合うといい、一致点で行動するというのも、すべて押しつけや引き回しは避けて人々の合意に立って教育会議を運営しようとしていることからくるわけである。

第四。教育会議の運営機関としては、代表者会議と事務局会議の2つを置くということである。ここで代表者会議というのは、教育会議の構成団体の代表者の会議のことである。しかし、現在、教育会議10年の歴史のなかで坂下町内各地区的教育会議（「地区集会」といわれているもの）の存在価値が大きくクローズ・アップされてきており、そのため各「地区教育会議」の代表者会議をどうするかがいよいよ大きな課題となってきた。

代表者会議

「教育会議のとりきめ」によれば、この会議には、町民および町内教育関係団体が自由に参加できることになっている。そこで、この会議の代表者会議に代表を送っている多数の参加団体の団体名を列記すれば、つぎのようになる。

参加団体は実に15団体にものぼっている。

- 坂下町教育委員会
- 坂下町議会文教委員会
- 坂下保育園
- 坂下保育園保護者会
- 坂下小学校
- 坂下小学校P T A
- 坂下中学校
- 坂下中学校P T A
- 坂下女子高等学校
- 坂下女子高等学校P T A¹⁸⁾
- 坂下町の教育を育てる会
- 坂下町老社会
- 坂下町婦人会
- 坂下町青年連絡協議会
- 坂下町社会教育委員会

この代表者会議は、坂下町教育会議の構成団体の代表から成るものである。だから、この代表者会議の構成をみれば、坂下町教育会議がどのような団体によって構成されているかがわかる。そこで、以下、その構成団体からみての坂下町教育会議の特殊性等について、若干のべておく。

(1) 一般に恵那「教育会議」が「教育の住民自治」を理念とする慣習的制度だというわけは、そこに当該地域の教育委員会(市町村教委=地教委)が入っているからである。坂下町教育会議の場合も例外ではない。ここでも、教育委員会が参加し、教育会議の運営に主導的な役割を果しているからである。学校教育法5条は「学校の設置者は、その設置する学校を管理し」と規定し、設置者管理主義をとっている(学校管理の団体自治)。とはいって、市町村立学校の場合、学校管理権限は、市町村議会・市町村長に属するわけではなく、政治とか一般行政などからの教育行政の独立の原理が現行法になお生きているから、地方教育行政法23条によって市町村教育委員会の職務権限となっている。同23条は「教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務及び法律又はこれに基く政令によりその権限に属する事務で、次の各号に掲げるものを管理し、及び執行する」と規定し、19号

にも及ぶ教育に関する事務の管理・執行の権限を市町村教育委員会に帰属せしめている。法制度上でこのような学校管理権限を有する教育委員会が参加しているからこそ、坂下町教育会議もまた、たんに一つの運動体にとどまるものではなくて、まさに一つの制度として存在することができているわけである。坂下町教育委員会もまた、この制度を設置することによって「教育の住民自治」のより十全な実現をめざしているといつてよい。もっとも、地方教育行政法4条による教育委員の市町村長の任命制への切りかえは、この制度の存続を市町村の議会・長の恣意に委ねる結果になっているけれども。

(2) 坂下町教育会議の構成団体のなかに岐阜県教職員組合の単位にあたる「坂下町教職員組合」が入っていないことである。坂下町教職員組合は、坂下小および坂下中の教職員によって構成されているが、総勢で29名から成るものである(坂下小では、校長、教頭、一般教職員22名のうち、岐教組組合員20名、非組合員2名。坂下中では、校長、教頭、一般教職員13名のうち、岐教組組合員9名、非組合員2名、岐阜県学校職員組合加入者2名)。教育会議の構成団体に教職員組合を含まない点では、この坂下町教育会議は、恵那「教育会議」のなかで特殊な構成となっている。その他の恵那「教育会議」は、すべて教職員組合を構成団体に加えているからである。

そこで、坂下小および坂下中からは、それぞれ学校代表として校長と一般教職員代表との2名が出て代表者会議のメンバーとなっている。この点、町立坂下保育園および県立坂下女子高の場合も同じである。このような構成方式等に関しては、大いに論議の余地のあるところである。

(3) 坂下町にある教育関係団体を網羅するという方針のもと、老社会(=老人クラブ)、婦人会、青年連絡協議会(=青年団)を構成団体に加えていることである。参加していない団体としては、あとは「坂下町商工会」があるだけだといわれている。

もちろん、全県的に組織されている「岐阜県の教育を育てる会」の坂下町支部にあたる「坂下町の教育を育てる会」も、坂下町教育会議の

坂下町教育会議と教育住民自治（勝野）

構成団体の一つとなっている。が、この「育てる会」は、「父母・県民とともに民主教育を発展させ」るための、「父母・教職員の共同した教育活動を（県内の）全地域に生み出」すための、基礎的単位とみなされているものである（岐阜県教職員組合『教育のひろば』第952号、1979年5月21日）から、この会の坂下町内でのより精力的・創造的な活動がつよく期待されるのである。坂下町の「育てる会」は、地域の教育のあり方に關するより質の高い合意を父母・住民のなかにつくり出すために、よりいっそう自覺的に活動しなくてはならないと思われる。

事務局会議

「教育会議のとりきめ」のなかに、教育会議の運営機関として、代表者会議と事務局会議を置くこと、議長、副議長、事務局長の3役を置くこと、が示されている。

(1) このうち、教育会議の議長には町教育委員会の委員長が就任しており、事務局長には同委員会の教育長が就任している。このような形態は、恵那「教育会議」が共通にとっているものである。議長は、坂下町教育会議の発足以来、西尾鋼三氏であり、西尾氏の委員長就任は1972年12月である。事務局長は、坂下町教育会議の設置に指導的な役割を果した石垣明氏であり、石垣氏の教育長就任は1968年12月である。石垣教育長については、吉村新六町長（1951年4月に坂下町長に再選され、1959年4月に県会議員、1968年4月に町長に再選され、1976年3月まで町長）が、1968年4月に町長に再選された際、當時中津川市の中津第一中の教員であった石垣氏を教育長に抜擢したといわれている。

(2) 事務局は、企画部、機関紙部、資料部、の3つの部から成る。このうち、企画部は、教育長、園長、校長2（坂下小・坂下中）、主任保母、教頭2（坂下小・坂下中）、PTA会長2（坂下小・坂下中）、保護者会会長（保育園）、の9名で構成されている。いわゆる「管理職」層を主に構成されており、教育会議の運営方針の原案作成にあたっている。ついで、機関紙部（教育会議事務局発行の機関紙「教育会議」の編集・発行）および資料部（年1回の「教育集会」のたびに『坂

下町教育集会資料』を編集・発行、ほかに「地区集会」向けの『学習資料』も編集・発行）の2つの部に、保育園保母4、小学校教員4、中学校教員4、社会教育委員2、の14名が属している。事務局で「事務を司る」ものは、保母および小・中の教員だとみてよい。

事務局員となる教員（保母）は、「職場のとりきめ」の手続きに従って職員会議（保育者会議）で選出されるのであり、当然に学校（園）の校務分掌のなかに位置づけられることになる。保母・教員にとって教育会議事務局の仕事は元来「公務」であるが、ここでは一歩すんで「校務」とみなされているわけである。

(3) どのような手続きに従って事務局員が選出されるか、さらには各教職員の校務分掌等が決定されるか、この点を示すために、ここで坂下小学校の「職場のとりきめ」を掲げておく。学校運営に民主主義の論理が貫徹していることを、これがよく示している。主任制度が導入されるに際して作成された、坂下小学校の「教師も子どもも生き甲斐ある職場づくりのために」と題する「職場のとりきめ」である。

職場のとりきめ

私たちは、子どもたちを真の民主主義社会の担い手となるたくましくかしこく心豊かな人間に育ててゆくために、私たち一人一人の実践が教師集団・職場ぐるみの実践に拡がり、一人の実践のつなづきが職場の中へ安心して出され、みんなで考え合える職場づくりをすすめたい。そのために、

- ◎校務分掌・学級及び教科担任は本人の希望を原則として職員会での話し合いのもとに決定してゆき主任制度を先行させない、
- ◎主任は職場の総意で民主的に選出する、
- ◎学校運営の民主化を常に考え合い学校経営の主体者として学校運営に参加していく、
- ◎主任に関する研修会等の通知があった時は職場の中へ事前に報告し、事後には会の内容を詳細に報告していくことで主任に関わってもらこまれる問題や課題を主任にあたった特定の人へ負わせない。

表1 地区集会への参加状況

地区名	1973年度			1974年度			1975年度			1976年度		
	月日	参加人員		月日	参加人員		月日	参加人員		月日	参加人員	
		父母	教員		父母	教員		父母	教員		父母	教員
上鐘一・二		21	4	11/9	24	3	11/8	37	3	10/16	25	2
樋ヶ沢		18	3	11/9	15	3	11/8	30	2	10/27	14	3
本郷		12	4	11/9	9	3	11/10	12	3	10/15	8	2
小野沢	14 (老人1)	5	11/5-9-12	13	3	10/26	13 (老人1, 一般1)	9	11/1	13	3	
島平一	20	5	10/26	14	5	11/8	19 (老人1)	3	11/15	13 (一般1)	3	
島平二	25 (老人2)	4	11/11	15	3	11/5	20 (青年1)	2	10/27	17	3	
宮前	12	4	11/6	12	3	11/11	12	3	10/18	12	3	
中部	8	3	11/8	26	3	11/9	4	2	11/4	6	2	
握	11	6	10/15	11	2	11/12	11 (老人1)	3	11/9	11	3	
大伝沼馬	16	5	11/6	5 (委員会1)	1	11/5	11 (老人1, 青年1)	2	11/5	12	3	
西方寺	15	6	11/12	12 (青年1)	3	11/7	20 (老人1)	3	11/5	12	1	
高部	11	5	11/9	20	3	11/13	20 (老人2, 子ども3)	3	10/22	12	3	
乙坂	22	9 (教育長)	11/9	10	3	11/8	16 (老人11, 子ども4)	3	10/22	9	3	
本町	20	6	10/18	13 (一般3)	2	11/4	17 (老人1)	1	10/23	14 (老人1)	3	
相沢	22	6	11/9	10	3	11/8	15 (一般1)	3	10/22	16 (議員1)	2	
旭町	12	6	10/28	9	0	11/8	22 (子ども3)	3	10/23	8 (一般2)	2	
新田	19 (老人3)	4	11/9	22	4	11/7	21 (老人1)	3	11/7	18 (老人1)	3	
矢潤	23 (老人2)	7	11/7	5	3	11/4	15 (老人5)	3	10/14	11	3	
中之垣戸	25	4	11/5	15	3	10/30	16	3	10/23	15	3	
時鐘	24	4 (社教委員)	11/15			11/5	9	4	11/6	16	3	
松源地	18	6	10/29	10	5	11/5	13 (老人1, 青年1)	2	11/6	14	3	
新町	12	4	11/9	12	3	11/5	10	3	10/22	10	3	
東町	20	0	11/12	16	3	11/8	17 (老人1, 子ども7)	4	10/23	8	3	
大門	32	0	11/13	12	3	11/7	10 (老人2)	3	11/8	12	3	
赤田	18 (青年4)	3				11/15			10/20	11	3	
外(上中下)			10/29	8(11)	3(2)	11/10	20	4	10/16	16	4	
樺の木			11/13	6	3	11/14	5	3	11/5	7	3	
計	25回	450人	88人	26回	324人	73人	27回	415人	80人	28回	340人	75人
		538人			397人			495人			415人	

教育会議の事務局員も「本人の希望」で職員会議での話し合いのもとに決定されることになっている。

II 地区集会と6人委員会

「教育会議のとりきめ」のなかには、この会議の運営機関として、代表者会議と事務局会議

坂下町教育会議と教育住民自治（勝野）

1977年度				1978年度						1979年度			
月日	参加人員		月日	参加人員		月日	参加人員		月日	参加人員		夏休み前	夏休み後
	父母	教員		父母	教員		父母	教員		父母	教員		
10/26	42	3				10/14	26	11/4	28			1	2
11/10	13	2				10/11	14					2	2
11/7	15	3				10/13	9					1	2
11/2	10	3							11/11	14	毎月「教育常会」		
11/1	18	3				10/21	14		21			2	
10/26	15	2				10/11	19	10/14	12	11/11	26	2	1
10/26	15	3						11/10	25	11/16	10	1	1
11/9	6	3				10/11	11					2	2
11/8	22	3						11/6	10			2	1
10/26	16	3	(旭町と合同)			10/21	15			11/11	12	1	
						10/14	19						
11/7	14	3				10/23	14					1	1
10/27	13	2				10/17	10	11/7	15			1	1
10/28	16	3				10/20	19					3	1
10/27	25	4				10/9	23			11/17	20	2	
11/8	20	3				10/27	21					2	2
						10/14	16	11/7	15			1	
10/28	32	3						11/1	32			1	2
10/27	12	3	11/2	25	3	10/14	23			11/13	17	3	
10/27	11	3				10/29	30					2	2
11/2	11	3				10/19	20			11/11	30	2	
10/31	29	3				10/20	17			11/10	19	2	2
10/28	13	3				10/11	11			11/16	28	3	1
11/7	11	2				10/14	18			11/14	15	1	
10/28	11	3								11/11	30	2	
11/7	13	3								11/11	23	1	
11/7	17	3				10/14	16					2	
11/4	3	3				10/7	7					2	
27回	423人	75人	1回	25人	3人	22回	372人	7回	158人	12回	244人	41回	25回
	498人			28人			41回		774人			66回	

の2つしかでこないけれども、実際には、まず、この教育会議のもっとも基礎的な単位として「地区集会」というものがある。恵那郡坂下

町は全体で32の地区から成るのであるが、この「地区集会」というのは、それぞれの地区での教育小集会のことをいうのだから「地区教育会

議」にあたるものである。だから、この地区集会こそ、教育会議をその底辺=基礎において支えている組織だといってよい。

以下、この地区集会の存在意義等に論及していくのに先立って、1973年度から79年度までのこの集会への父母・住民・教職員の参加状況をフォローして示しておくことにする。その参加状況を整理して示せば表1のようになる。

この一覧表について、若干補説しておく。

1978年度については、地区集会参加者の内訳が報告されておらず、79年度については、地区集会の開催日も参加人数も報告されていない。しかし、79年度以降は、地区集会が夏休み前に開かれるようになり、そこで夏休み期間の各地区での子育てのプランが立てられることになる。各地区での父母・住民による夏休み中の子育てがより計画的になったことの反映である。これら32地区のなかでも、小野沢地区での地区集会は「地区集会」の域をはるかに超えるものである。というのは、小野沢地区では、すでに教育会議がスタートする以前から、毎月1回の「教育懇談会」が定例化されており、これが地区内では「教育常会」と呼ばれているからである。小野沢地区について表に掲げたのは、その「教育常会」で教育集会への参加等の問題について論議したときの状況を示すものである。坂下町内には「教育常会」なるものがすでに現実に存在しているわけである。

(1) この地区集会の特徴の一つは、これが必ずしも父母集会に限定されたものではなく、その地区内に居住する老人、青年、一般市民、さらにときには子どもまで参加している、開かれた集会であることである。それぞれの地区集会には、ほとんど例外なく保母・教職員が手分けして参加しており、ときには、教育委員会の委員や教育長、社会教育委員、町議会議員まで参加している。

この地区集会は、もちろん、坂下町教育会議がつくり出したものである（小野沢地区的「教育常会」は別）が、教育会議事務局が「すべての父母・住民の地区集会への参加」を意識的に追求していることは、刮目しておいてよい事柄であ

る。

(2) 例年11月中旬に全体「教育集会」が開かれる、その直前ぐらいに、ほとんどすべての地区でこの地区集会が開かれている。期間としては10月中旬から11月中旬までにかけてである。しかも、地区集会は、教育会議の発足当時には年1回であったが、1977年度には2回の地区集会をもつところがあらわれ、1978年度には、3回の地区集会までもつところがあらわれ、2回の地区集会をもつところが一般的になっている。しかし、11月中旬の全体「教育集会」の準備的集会の域から踏み出すまでにはいっていなかった。状況は79年度からさらにすすんでいる¹⁹⁾。

教育会議事務局は、この地区集会をより恒常的・定例的な「教育常会」に発展させることを追求している。この方針は、1975年度に事務局が「運動の日常化と学習の定例化」を課題として掲げて以来、一貫して堅持されているものである。そして、この「地区集会の定例化」は少しずつ実現しつつあるようである。しかし、いまでもなく、課題は、地区集会の定例化それ自体にあるわけではなく、地区集会の中身=内容として何を追求するかにある。地区集会の開催が待たれる、そのような豊かな内容を創造しそこに盛り込むことである。

(3) 地区集会について注目すべき点は、さらに、これが教育問題について学習し論議する単位であると同時に、それぞれの地区での子育ての実践の単位にもなっていることである。教育会議事務局資料部が毎年発行している『坂下町教育集会資料』でみると「地区集会のあらまし」が整理してレポートされている箇所があるが、そこには、地区集会への参加人員が報告されているだけではなくて、それぞれの地区集会で「話し合った主なこと」と「地域運動としてやってきたこと、やろうとしていること」の2つが内容的に紹介されている。

1977年度のそれを表2に掲げておく。

各地区単位で取り組まれている諸活動、教育会議事務局は、これを一括して「地域活動」と呼んでいる。それは、父母・住民による共同

坂下町教育会議と教育住民自治（勝野）

表2 地区集会の状況

月日	地区名	参加人員 父母教員	話し合った主なこと	地域運動として やつてきたこと やろうとしていること
10／26	上鏡一、二	42 3	・夏の子どもの活動について ・教育集会参加について ・子どもの学力について	・上鐘子ども農園作業(労働) ・地域盆おどり大会 ・読書活動
10／26	島平二	15 2	・教育集会は町が中心になってやるべき行事だ。 ・十日会との連体をもつべきだ。 ・坂下の歴史を知る一つとして民謡を歌ったり踊ったりして深めたらよい。 ・夏休みの反省	・読書会 ・部落の掃除(川、草かり) ・夏・水泳大会(親子) ・冬・カルタ会、映画会
10／26	旭・大沼、伝馬	16 3	・地区活動のようす(夏休み中心) ・子どもの現状 ・親の役割、学校の役割 ・現状を生み出している原因をどう見るか	・駅前広場の掃除 ・地域文庫の活用 ・木曜集会(遊びと勉強)
10／26	宮前	15 3	・夏休みの反省 ・子どもの心のもんだい、体のもんだい	・納涼大会(自治会ぐるみでやれた) ・やきいも大会 ・子どもの悪いところを見たり、よくないと思ったら、よその子でもみんなで叱ろう。
10／27 11／2	矢渕	12 3 25	・矢渕まつりの反省 ・子どもの心と体、遊び、労働、テレビ ・家庭・学校の役割、映画を見て話し合い ・親の連帯、子どもとの対話、学力について	・矢渕まつり ・ごみの持ち帰り運動 ・地区集会を続けていこう
10／27	中之垣戸	11 3	・夏休みの反省(子どもを含めて) ・川で子どもたちが遊べるように ・子どもたちのたてのつながりを大切に ・親も子どもに言うだけでなく、シャンとしていかなければならない。	・夏の水泳大会、運動会 ・春は子どもが計画をたててやる運動会を ・夏は親も含めた運動会を
10／27	本町	25 4	・子どもの心と体(遊び、労働、テレビ)の問題 ・どのようにやらせたりやっているか、実態を出し合う。 ・老後と私。嫁の立場、姑の立場、いい分など	・月に一回、公会堂と道路の掃除 ・映画を見て話し合う ・親子ハイキング、高峰山に登りたい ・古者の話を聞く
10／27	高部	13 2	・娘(娘は親の方針がないとだめだ、幼児期の娘が特に大切だ) ・心と体(体がちゃんとしないと勉強だけでなく、非行にもはしる) ・学力(今を大事にしてじっくりやる、自分でやれることから)	・左義長 ・高部の歴史を知る

月日	地区名	参加人員 父母 教員	話し合った主なこと	地域運動として〔やてきたこと やろうとしていること〕
10/28	大門	11 3	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休みの反省 始めて学校の講堂で合宿をした。広くて楽しかった。樺の木と合同でやってよかった。 ・川あそび 毎日のように子ども達が群れて川へ遊びに行った。泳げるきれいな川にしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の遺跡の学習 ・地域ぐるみの盆踊り大会 (帰郷者も迎えて) ・公会堂を正しく楽しく使用する。 ・バイパスでの自転車のり交通安全
10/28	新田	32 3	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・園でみられる子どもの特徴的な姿 ・親の見た子どもの様子 ・学力の問題(ほんとうの学力について) 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通標識を立てる ・部落図書館の利用 ・地域懇談会を続けていこう。
10/28	乙坂	16 3	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み地区活動の反省 ・祭りへの子どもの参加について ・教育集会への参加体制 ・子どもの心と体について ・親の願いと子どもの要求の接点をどこでみい出していくか(親の方針)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・親子で行事に取り組む(球技大会) ・月一回の映画会
10/28	新町	13 3	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休みの反省 ・教育集会について ・部落文庫について ・子どもの心と体の問題 ・学ぶことについて 	<ul style="list-style-type: none"> ・読書会 ・左義長
10/31	松原地	29 3	<ul style="list-style-type: none"> ・遊び(山や川で遊ばなくなった。田んぼを解放してうんと遊ばせよう) ・体(骨折、虫歯、かっけが多い。手作りの食事を) ・心(ねぼりのない弱い心になっている) ・心のつながり(大人と子どもが心のつながりをもつため、あいさつ、注意しよう、声をかけよう) 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつをして心のつながりをもっていこう ・手づくりの食事 インスタント物でなく手づくりの食事を ・左義長
11/1	島平一	18 3	<ul style="list-style-type: none"> ・夏の生活の反省 <ul style="list-style-type: none"> ・親として何かしてやりたい ・リーダーがよくやってくれた ・昔の島平のこと <ul style="list-style-type: none"> ・道しるべはもともと島平のものではない ・教育会議にむけて <ul style="list-style-type: none"> ・坂下にもっと文化を ・学力と能力 ・心のある子どもに 	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ体操を日常化したい ・左義長 ・竹ぼうきづくり <p style="text-align: right;">} 親子で計画してやる</p>
11/2	時鐘	11 3	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休みの活動の反省 ・最近気になる子どもの様子 仕事、テレビと文化、親子の対話 ・冬休みの活動、親子で左義長 自治会へもよびかける 	<ul style="list-style-type: none"> ・親子で 手づくり教室(かごづくり) ・" 楽しみ会(ますつかみ) ・親子で 左義長 ・スキー教室(体力づくりの一つ)

坂下町教育会議と教育住民自治（勝野）

月 日	地 区 名	参加人員		話し合った主なこと	地域運動として「やてきたこと」と「やろうとしていること」
		父 母	教 員		
11 2	小野沢	10	3	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 夏休みの反省 ◦ 上野文化祭の反省と今後の問題 ◦ 上野地区の合同の活動のあり方 ◦ 子どもの姿と親の気持ち ◦ 教育会議と参加の意義 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 上野文化祭へのとり組みを小中保の親でやった。
11 4	樺の木		3	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 夏休みの活動から、問題点や行事について ◦ 子育てについて <ul style="list-style-type: none"> ◦ 家庭での親子の日常的なふれあい、話し合い、けんか ◦ 親が子に理屈ぬきで教えなくてはならないこともある 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 図画工作教室 ◦ 道標づくり ◦ 樺の木開拓の歴史を聞く会 ◦ 植物（薬草）の学習
11 7	赤田	13	3	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 老人から昔の話を聞き、子育てを考える <ul style="list-style-type: none"> ◦ 赤田部落のいわれ ◦ 明治～現代までの「嫁」の生活 ◦ 子どもの成長にかかる行事について ◦ 今の子どもに何が必要なのか 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 親子映画会 ◦ 廃品回収 ◦ 合宿（小中保）
11 7	本郷	15	3	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 教育集会への参加 ◦ 年寄りの話を聞く昔と今の家庭教育 ◦ 夏休みの反省 ◦ 公会堂の掃除について ◦ 部落図書の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 親子で上野文化祭に取り組んだ ◦ 親子でしめなわ作り ◦ 左義長 ◦ 親子で読書をしよう。
11 7	東町	11	2	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 地域子どもの連帯を深める ◦ 子どもの心と体、労働について ◦ 地区活動を高めるには 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ さつまいも作り ◦ 親子運動会 ◦ 左義長を子どもの手で ◦ 坂下の歴史民話を聞く会を開く。
11 7	西方寺	14	3	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 映画「子どもに働く体験を」を見て働くことの意義を話し合う。 ◦ 夏休み活動の反省と冬休みにかけての問題 ◦ 学力、子どもの健康、しつけについて ◦ 教育集会参加体制づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 体力づくり、体操、マラソン等 ◦ 左義長 ◦ 「ちびっこ広場」から「自治会広場」へ大人とともににつかう場にしていく。
11 7	外（上中下）	17	3	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 大人の生き方が子育ての中で大切だ ◦ 親が子育てのために研修しなければ今の世の中ではどうしようもなくなってしまう ◦ あいさつも大人から実行していきたい（教育会議で決められたことは実現に心がける） 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 映画、坂下の地層の学習 ◦ 外3地区で親子スポーツ ◦ 左義長・藁細工作業等やりたい ◦ 子育てについて ◦ 機会あるごとにやっていきたい
11 8	握	22	3	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 古者に「握の歴史」を聞く <ul style="list-style-type: none"> ◦ 用水の開さく ◦ つり橋 ◦ 製糸 ◦ 子育て ◦ 8■映画「まつりばやし」 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 自治会として ◦ 「握の歴史」編集をすすめる ◦ 可知先生を中心に編集委員会をつくる ◦ 盆おどり

月日	地区名	参加人員 父母 教員	話し合った主なこと	地域運動として〔やつてきたこと やろうとしていること〕
11/8	相沢	20 3	・映画、家庭と学校の役割を見た ・猿について(幼児の猿、テレビ) ・子どもの現状 <small>ごみ、夏休みの活動 本が読めない、教科書の内容</small>	・相沢の歴史を学習する。 ・読書運動 ・親子水泳大会
11/9	中部	6 3	・夏休みの反省 ・上野文化祭の反省と今後 ・子どもの様子 ・教育集会に出席しよう	・子どものこと、部落のことを話し合おう。 ・12/4・五平もち会、映画を見て話し合う。
11/10	樋ヶ沢	13 2	・体と心がゆがんでいる ・人間らしいやさしい心の通いあう家族関係をつくりたい。 ・お金や物の価値をしらないのでわからせたい ・地域活動でなかまとして心をつなぎたい	・畑作り……労働と収穫まつり ・盆踊り……親子で親しむ。

的・集団的な子育ての実践を主な内容とするものであるが、この地域活動は、1976年度から78年度頃までにかけて、著しく発展し高揚するのである。坂下町教育会議は、この地域活動を坂下町の全地区でより起こし発展させた点で、まさに偉大な業績をあげたといわなくてはならない。

(4) この地区集会の運営にあたっている「6人委員会」のことについて、のべておかなくてはならない。地区集会運営委員会ともいいうべきこの「6人委員会」は、その地区に居住する父母=保護者のうち、保育園児保護者から2名、小学校児童保護者から2名、中学校生徒保護者から2名、計6名を選出して構成したものである。特別なケースを別にして、任期は1年、輪番制で委員になる。保育園保母および小・中教職員のうち、複数で各6人委員会の助言・援助にあたっているから、保母・教職員はそれぞれ複数の担当の地区をもっていることになる。

任期1年の輪番制で6人委員会が構成されているため、現在地区集会運営の継承性をどう確保するかが問題になっている。1977年度末には教育会議事務局は「7人委員会」制への移行を方針として打ち出しているが、この7人委員会

制(任期1年の6人の委員と1人の任期2年以上の委員とで運営委員会を構成する方式)はいまだ実現されていない²⁰⁾。

地区集会運営委員会をどのようにしてより継承性のあるものにしていくか、その方法はともかくとして、「地域の教育をすべての父母・住民の手で」創造し発展させていくという坂下町教育会議の設置理念を達成していくうえで、この運営委員会のもつ意義はきわめて大きい。この運営委員会は、いわゆる「地域活動」を主催しているだけではなくて、各地区に居住する父母・住民に地区集会への参加を呼びかけながら、より多くの父母・住民の教育意思にもとづいて「地域の学校教育」を創造していくという、重要な役割を果しうるからである。それは、坂下町教育会議が坂下町全域に張りめぐらしたいわば触手であって、坂下町教育会議はこの触手をとおして地域住民の教育意思をひろく深くつかまえることも可能だからである。教職員が「地域に根ざす学校教育」の創造に取り組もうとするとき、教職員にとってこの運営委員会の手助けは欠かせないものとなるに違いない。

(5) この6人委員会は、年に3回、「6人委員会合同研修会」を開催して、そこで各地区集会

坂下町教育会議と教育住民自治（勝野）

の運営の仕方等についても検討し合うわけである。この合同研修会には、保・小・中の保母・教職員も全員が参加する。保母・教職員は、手分けして地区集会に参加している関係で、この合同研修会にも参加し、各地区集会の運営の仕方等につき6人委員会の委員とそれぞれ協議するわけである。

問題は、この「合同6人委員会」が、坂下町教育会議の運営のなかで、実際に果している役割にふさわしく位置づけられているかどうかにある。教育会議の組織=機構は、この「合同6人委員会」の意思を受けて運営の方針決定がなされるという形態のものでなくてはならず、教育会議の代表者会議・事務局会議が決定した方針について「合同6人委員会」が研修し執行するという、たんにそのような形態のものであつてはならないだろう。「教育会議運営に民主主義を」ととっての最重要課題の一つであろう。

(6) 以上、地区集会についてみてきたわけであるが、以上のような内容をもつ地区集会を「地区集会」という名で呼ぶのが適切であるかどうか、再検討されてよい問題である。全体「教育集会」は、文字通り年1回の全体集会である。地区集会といえば、この教育集会から連想して、年1回の各地区でのミニ教育集会と解するのが普通であろう。しかし、地区集会の実態からみても、教育会議事務局の方針からみても、それは、父母・住民のミニ教育集会にとどまるものなどではなくて、まさに「地区教育会議」と呼ぶにふさわしいものとなりつつある。坂下町教育会議にとっても、いまや、年1回の全体「教育集会」に向けて各地区でくまなく地区集会を開くことが課題なのではなく、各地区的すべての父母・住民の参加のもとで、子育てのための地域活動を発展させること、「地域の教育」のあり方等につき学習し論議すること、等等が課題となっているからである。となれば、この課題は「地区教育会議」にふさわしい課題といえるのではないか。

Ⅲ 教育集会

坂下町教育会議が主催する、その総会ともい

うべき「坂下町教育集会」が、例年、11月中旬に開かれている。1973年度の第2回教育集会だけは例外的に1974年2月24日に開かれているが、それ以外は、第1回教育集会（1972年11月12日）から第9回教育集会（1980年11月16日）まで、すべて11月中旬である。この全体「教育集会」は、その規模からみても、坂下町での最大の文化的行事（の一つ）だとみられ、町民の大きな関心事となっている。1980年度の第9回教育集会には、500名程度の父母・住民の参加があったが、教育委員会の委員長および教育長はもちろんのこと、町長、町議会議長、町議会文教委員会委員長、等々が出席してあいさつしている。

教育集会は、教育長の「報告と提案」からはじまり、分科会（分散会）での論議をへて、「集会宣言」を採択・発表して終わる。毎回、『坂下町教育集会資料』が発行・配布される。

この教育集会の状況については、広報「さかした」に特集して報告されており、集会までの準備の状況等については、機関紙「教育会議」によって知ることができる。以下、第1回集会から第9回集会まで、日時、主題、分科会、等を表示すればつぎのようになる。

1972年11月12日 第1回教育集会

〔主題〕 親が子に伝えたいもの

——心ゆたかにたくましくかしこい
子に育てるために——

〔分科会〕 分散会10

〔パネル討論〕

- ・自信をもって子どもに対処できる親となるために——父親代表
- ・子ども達のために望ましい環境づくりの仕事を——母親代表
- ・家庭教育を基本にすえて、郷土色豊かな教育を——老人代表
- ・青年の文化活動を盛んにし子どもと交わる活動を——青年代表
- ・子どもの現実から望ましい集団づくりの教育を——教師代表
- ・坂下の教育をすすめる教委の民主的

な役割は——教育行政代表

1974年2月24日 第2回教育集会

〔主題〕 親が子に伝えたいもの

——あるさとの心と自然を大切にし
豊かな文化と教育を創り出すた
めに——

〔問題提起〕・家庭の父親の立場から

- 地域の活動家の立場から
- 団体の活動の立場から
- 学校の教師の立場で
- 子どもの立場で

〔分科会〕 家庭での教育運動・分散会 3

地域での教育運動・分散会 2

団体としての教育運動・分散会 3

学校としての教育運動・分散会 2

1974年11月17日 第3回教育集会

〔主題〕 親が子に伝えたいもの

——心豊かにたくましくかしこい子
に育てるために——

〔分科会〕 家庭

マスコミと子ども 消費生活と
子ども 労働と子ども しつけ
と子ども

学校

かしこい子ども たくましい子
ども 進路と子ども

社会

教育会議 地域集団活動と子ど
も 住民運動

1975年11月16日 第4回教育集会

〔主題〕 テレビに子守をさせないで

——わたしたちの生活と地域文化を
育てよう——

〔分科会〕 地域文化と生活 マスコミ文化と

子ども 今日の園と学校の教育

文化団体の活動 地域活動 家庭

教育

1976年11月14日 第5回教育集会

〔主題〕 くらしの中に楽しさを見つけるため

に

——坂下の地域の文化の中から子育
ての教えを見つけ出し学び伝え
よう——

〔分科会〕 竹細工・わら細工の室 陶芸やき
ものの室 民謡踊りの室 書道の
室 健康体力保健の室 手作りお
もちゃの室 坂下の民話を語る
室 子育て家庭づくりの室 音楽
合唱の室 郷土の自然と文化遺産
の室 高校生と若者の室 若者の
進路を考える室 婦人の室

〔地域報告〕 家庭教育(家庭と子育て)
部落の連帯づくり
生産活動と部落づくり
健康文化活動による部落づくり
老社連合会活動と連帯づくり
青年の活動と連帯づくり

1977年11月20日 第6回教育集会

〔主題〕 教育会議の運動を自分自身の手で發
展させましょう

〔分科会〕 創作や活動を通して子育てを考え
る

陶芸の部屋 民踊の部屋 書道
の部屋 郷土史と民話の部屋
手づくりおもちゃの部屋 音楽
の部屋

教育への願いを語り合い学び合う
子どもの学力 学校・園の役
割、家庭の役割 子どもの心と
体、遊び・労働・テレビ 幼い
子どもの問題 中・高校生をも
つ親の問題

生きがいと町づくり
地域活動 新しい町づくり 婦
人の生きがい 高校生・青年の
部屋 老後と私

〔実践報告〕 家庭づくり
地域づくり

川や町をきれいに (川上川の水
質調査)

坂下町教育会議と教育住民自治（勝野）

1978年11月19日 第7回教育集会

〔主題〕 家庭での子育て

——わが子に自分の生き方を語れる親になろう——

〔分科会〕 創造や活動を通し子育てを考える

陶芸の室 民踊の室 書道の室

郷土史と民話の室 音楽の室

家庭での子育てを語り合い学び合う

乳児・幼児（親）の室 小学生（親）の室 中・高生（親）の室
子どもの学力と学校・園・家庭の役割 子どもの心と体（あそび・労働・道具）

生きがいと町づくり

地域での子育て（地域活動、文化活動）子どもをとりまく環境と子育て（教育行政、文教環境、非行防止）婦人の生きがい 中・高校生の室 青年の室 老後と私の室

1979年11月18日 第8回教育集会

〔主題〕 子どもの実態をつかみ大人の役割を明らかにする

〔分科会〕 分散会

1980年11月16日 第9回教育集会

〔主題〕 私たちは子どものひとりだらのためには、何をして来ただろうか、今何をしたらよいか
——学力、しつけ、まちづくり——

〔分科会〕 分散会10

配」として排除しながら、父母・住民・教職員の全体の手でつくりあげる、そのために設置されたものであることをまさに公に宣言したわけである。

(2) 第1回教育集会の主題が「親が子に伝えたいもの」に設定されたこと、この主題が第3回教育集会まで継続されたこと、このことは坂下町教育会議の設置理念の一端を示していると解される。そこでの副題が「心ゆたかにたくましくかしこい子に育てるために」（第1回集会、第3回集会）、「ふるさとの心と自然を大切にし豊かな文化と教育を創り出すために」（第2回集会）、等々に設定されていることからしてみれば、坂下町教育会議が、「親が子に伝えたいもの」を探り出しながら坂下町という地域の教育・文化をつくり出そうとしていることがわかる。つまり、それは、「親が子に伝えたいもの」を基本にして地域の教育を創造し発展させていく、まさにそのために設置された会議なのである。

そうだとすれば、この坂下町教育会議の設置理念は、すでに示した教育基本法の立法者意思（田中耕太郎説）とか教育委員会の設置理念（木田宏説）などによく合致しているだけでなく、戦後の教育裁判でのもともとすぐれた判決といわれる「杉本判決」（家永三郎教科書裁判第一審判決、1970年7月17日）の判旨にもまことによく合致したものといわなくてはならない。

「（ここにいう）教育の本質は、（このような）子どもの学習する権利を充足し、その人間性を開発して人格の完成をめざすとともに、このことを通じて、国民が今日まで築きあげられた文化を次の世代に継承し、民主的、平和的な国家の発展ひいては世界の平和をなう国民を育成する精神的、文化的ないとなみであるというべきである。」

「（このような）教育の本質にかんがみると、（前記の）子どもの教育を受ける権利に対応して子どもを教育する責務をなうものは、親を中心として国民全体であると考えられる。すなわち、国民は自らの子どもはもとより、次の世代に属するすべての者に対し、その人間

性を開発し、文化を伝え健全な国家および世界の担い手を育成する責務を負うものと考えられる。」

子どもの学習権の保障責務(=教育責務)は、国家(立法府、行政府)などではなく、「親を中心とする国民全体」にある旨、杉本判決が明快に述べた部分であるが、このような父母・国民の教育責務=教育権は、「教育の本質」が人間社会が今日までに築きあげてきた文化を、旧世代の国民が若い世代の国民に伝達し継承させていく営みであることに由来する、というわけである²¹⁾。

「親が子に伝えたいもの」を教育集会の主題に設定するという着想は、このような「教育の本質」のするどい洞察から生まれたものといってよい。というのは、この着想は、両親(父母・住民)たちが坂下町という地域社会のなかで生き生活してきた、そのなかで継承し創造し発展させてきた自分たちの文化的遺産を、子どもたちに伝達し継承させることを基本に「地域の教育」を組み立てていこうとする、そこから生まれたと解されるからである。そして、事実、坂下町の父母・住民は、その後にいわゆる「地域活動」に精力的に取り組んでいくことになるが、少なくともこの「地域活動」のねらいは、「各地域に埋もれている文化的遺産をほり起こし子どもたちに伝える」ことに置かれているからである。私たちの「生活のなかにある地域文化を洗い直し、そのなかにある人間の生き方をとくと学びとら」せなくてはならない(第4回教育集会での石垣明教育長の基調提案)、という課題提起となって、上記の着想の含意が表現されるにいたるわけである。

(3) 第1回教育集会から第3回の教育集会まで、主題が「親が子に伝えたいもの」に設定されたことと合わせて、第1回集会でのパネル討論での6つのテーマ、第2回集会での5つの問題提起、第3回集会での3つの分科会テーマ、等々もまた、教育会議の本来の設置趣旨をよく反映していると思われる。というのは、その本来の設置趣旨は、各地区単位でのいわゆる「地域活動」をほり起こすことだけにあったのではな

く、家庭、地区=地域、学校での教育のあり方をトータルに問うことにあったからである。「親が子に伝えたいもの」を基軸にして自覚的に再編成されなくてはならない教育は、家庭での子育てであり、各地区での父母・住民による共同的子育てである。しかし、同時に、保育園・学校での教育もある。だから、当然に、少なくとも教育集会の場において、保育園での保育実践や学校での教育実践も報告され、その実践内容が父母・住民に明らかにされなくてはならないのである。第4回集会以降と比較して、第3回集会までの教育集会運営は教育会議の設置理念によりかなったものであった。

(4) 國際児童年記念の第8回教育集会に向けて、教育会議の事務局は、「国際児童年と教育会議に於ける私たちの活動」という一文を発表し(『第8回坂下町教育集会資料』序文)、つぎのような課題提起をしている。

1959年11月20日の第14回国連総会は、「児童の権利宣言」(Declaration of the Rights of the Child)を満場一致で採択した。その前文には「人類は、児童にたいし、最善のものを与える義務を負うものである」とある。1951年5月5日に制定・宣言されたわが国の「児童憲章」には「児童は人として尊ばれる」「児童は、社会の一員として重んぜられる」「児童は、よい環境のなかで育てられる」等々とある。

「しかし、現実には、こうした『児童の権利宣言』や『児童憲章』の精神とはほど遠い状況に青少年はおかれています。(そこで)、私たちは、国際児童年だからということではなく、今日の子どもの現実——『子どもの心とからだ』の状況・子どもをとりまく環境——を『児童の権利宣言』や『児童憲章』の立場からみつめなおすし、教育会議という共通の場で、子どもはどうなっているかを明らかにし、克服すべき問題の打開のための合意をさらに広め、真にたくましく心豊かでかしこい子に育てるために、大人の役割を明らかにし、具体的な行動へ発展させていくことが大切ではないでしょうか。」

子どもが享有している人権の保障、とりわけ

教育人権のより十全な保障のために、父母・住民が合意を基礎に「具体的な行動」を起こしていく、そのための組織として教育会議があることを相当に明確にしたものである。そして、教育集会の主題を「子どもの実態をつかみ大人の役割を明らかにする」ことに設定している。また、教育会議事務局資料部は、「今、子どもたちの心と体はどうなっているか——その実態調査」の結果を『第8回坂下町教育集会資料』にまとめ集会当日に発表している。

しかし、国際児童年記念教育集会と銘打ったからには、「児童の権利宣言」「児童憲章」の精神・立場が何であるか、この点をひろく父母・住民のなかに明らかにする仕事に、事務局は、いま少し積極的に取り組むべきではなかったかと思われる。そして、父母・住民さらには教職員自身がその精神・立場を自分たちのものにすることを手助けすべきではなかったかと思われる。

(5) 年1回の教育集会は、すでにみた地区集会単位での実践・論議のうえに立って、いわばそのまとめの意味をも込めて開かれるものである。しかし、そうだとすると、教育集会の主題・分科会(分散会)の持ち方等について地区集会運営委員会(=合同6人委員会)の意向が十分に尊重される必要があるし、同時に、各地区集会ごとの実践・論議が教育集会で報告され交流されることが必要であろう。とくに、地区集会を「地区教育会議」に発展させることが意図されているかぎり、すんだ地区での実践・論議の普及を意識的にはからなくてはならない。そしてまた、別の箇所でのべておいたように、学校での教育実践や保育園での保育実践の内容を父母・住民のまえで明らかにするという姿勢で、教職員・保母が教育集会にのぞむことが必要ではないかと思われる。

〔注〕

- 1) 岐阜教職理論研究会『教育正常化決議と教育県民会議』(『教職理論研究』第2号、1978年)、同『教育正常化決議と教育県民会議一資料集一』(『教職理論研究』第3号、1979年)、榎達雄編著『教育「正常化」政策と教育運動』(福音出版、1980年)、岐阜教職理論研究会『教育「正常化」政策と「教育会議』』(『教職理論研究』第4号、1980

- 年)、等々。
- 2) 以上の研究経緯からも知られるように、「岐阜県の教育」研究分科会での私たちの共同研究は、岐阜教職理論研究会のバック・アップのもとにすすめられてきたし、すすめられている。
 - 3) 大田堯他『坂下町教育調査報告』を指し、これは1976年度末の2回にわたる調査結果をまとめたものである。
 - 4) この傾向が最近になってとみにつよめられてきているが、とくに、小木曾尚寿『先生、授業の手を抜かないで』(中津川教育連絡会、1980年)といふ、現在当の恵那の地域で出回っている黄表紙本を貫く論理は、この戦前教育の論理である。この書物の内容は、一見すると、「地域重点教育」にかえて「学力重点教育」を要求していることであるが、その内容的本質は、まったくそこにはないのあって、学校教育への国家統制にみちを開けることにある。「国家による国民の教育」に「恵那の教育」を変質させることにある。
 - 5) この「断絶」を具体的に解明したものとして、つぎのような文献がある。宗像誠也『教育と教育政策』岩波新書、1961年。兼子仁『教育法』新版、有斐閣、1978年。堀尾輝久『現代教育の思想と構造』岩波書店、1971年。
 - 6) 教基法10条の趣旨については、拙稿著『教育実践と教育行政』全訂版、法律文化社、1979年、参照のこと。
 - 7) 教基法10条を受けて1948年7月に立法化された教委法は、その第1条「この法律の目的」の箇所で、前段で「この法律は、教育が不当な支配に服すことなく、国民全體に対し直接に責任を負って行われるべきであるという自覚のもとに」として教基法10条をそのまま引用したのち、後段で「公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行うために、教育委員会を設け、教育本来の目的を達成することを目的とする」と書いている。教育委員会はまさに「公正な民意により」教育行政を行うために設置されたのである。
 - 8) 田中耕太郎説の詳細な考察は、拙稿『教育専門職の理論』法律文化社、1976年、拙稿著『教育実践と教育行政』全訂版、同前、参照。
 - 9) 木田説についての詳細は、同『教育実践と教育行政』参照。
 - 10) 5・21最高裁判決より。「現行法制上、学校等の教育に関する施設の設置、管理及びその他教育に関する事務は、普通地方公共団体の事務とされ(地方自治法2条3項5号)、公立学校における教育に関する権限は、当該地方公共団体の教育委員会に属するとされる(地教行法23条、32条、43条等)等。教育に関する地方自治の原理が採用されているが、これは、戦前におけるような國の強い統制の下における全国的な画一的教育を排して、それぞれの地方の住民に直結した形で、各地方の実情に適応した教育を行わせるのが教育の目的及び本質に適合するとの観念に基づくものであつて、このような地方自治の原則が現行教育法制における重要な基本原理の一つをなすものであることは、疑いをいれない。」
 - 11) 1980年代の教育政策の動向の特徴はどのような

- 点に見通されるか。それは、戦後教育をその根幹において支えている日本国憲法・教育基本法そのものの「改正」を意図し実行しようとしている点にある。つまり、戦後教育の根幹の修正に向けて教育政策が動くものとみられるのであり、その徵候は、すでにはっきりとあらわれてきているのである。
- 12) 従来からの「教育の住民自治」論の整理に取り組んだものに、村山士郎『ロシア革命と教育改革』労働旬報社・1980年がある。
 - 13) 「教育の住民自治」の制度づくりをめざす運動・実践のうちのいくつかについて、柳達雄「教育における住民自治と教育会議」岐阜教職理論研究会『教職理論研究』第4号・1980年が整理し紹介している。
 - 14) 以下の坂下町史概観は、坂下小学校『昭和53年度学校要覧』による。
 - 15) これらの文献は、主に、坂下小学校の大橋寿美代先生、坂下町教育委員会の石垣明教育長のご厚意で入手・参考しうるものである。
 - 16) 町立坂下保育園は1977年当時は1つであったが、現在は坂下第一保育園と同第二保育園の2つとなっている。児童数にはほとんど変化がないが、職員数は若干増加している。
 - 17) 前記の大田亮他『坂下町教育調査報告』は、この教育史をごく簡単に素描したものである。
 - 18) 昭和39(1964)年8月に結成された「坂下町子どもを守る会」は、昭和49(1974)年6月1日の第9回定期総会において、「坂下町の教育を育てる会」と改称している。機関紙「教育さかした」を発行している。
 - 19) 小野沢地区の毎月1回の定例「教育常会」のほか、1979年度からは夏休み前の地区集会が一般化し(3回もつところもあるらわれる)、夏休み後2回の集会というところもあらわれ、地区集会が定例化しつつある。
 - 20) ようやく1980年度にいたって、教育委員会は7人委員会の設置に向けて一歩を踏み出したようである。それによれば、32地区から「社会教育推進委員」を1名ずつ選出させ、委員の任期を3年とし、これまでの6人委員会の「指導」にあたらせるというものである。この社会教育推進委員(のうち10名)には少額ながら手当ても支給されることになるようである。しかし、この7人委員会構想については、社会教育推進委員を各地区の6人委員会に配置するものである点で、論議のあるところである。6人委員会推進委員と社会教育推進委員とは果たして同じものかという点の理解をめぐってある。6人委員会とは、本来、各地区での子育てを教職員と共同して行なう、そのことをいわば「本務」とするものであるから、それを7人委員会とすることによって「父母・住民・教職員の子育てのための共同」にいっそうの継承性・系統性をもたせるのでなくてはならない。7人委員会を設置する意味は、まさにこの一点にある。
 - 21) 詳しくは、共著『国民の教育と教育権』福音出版。1971年の拙稿。

第2節 坂下町教育会議の誕生と発展

第1回の教育集会が開催されたのは1972年11月12日であり、その後は毎年この教育集会が開かれているから、今年(1980年)度は第9回目の教育集会ということになる。坂下町教育会議の設置、ないし坂下町教育集会の開催をめざす「坂下町教育集会準備会」がもたれたのは1971年11月15日であるから、教育集会の歴史は今年でおよそ10年になる。そこで、この教育会議=教育集会の10年のあゆみを、この節でフォローしてみることにする。そのために、関係者から得た聞き取りの内容と、町教育委員会に保管されている『坂下町教育会議資料集』を中心いていくこととする。この『資料集』は、1972(昭和47)年度分から1979(昭和54)年度分まで8冊にまとめられているものである。はじめに坂下町教育会議の誕生過程をフォローしながら、その設置理念を探り、ついで坂下町教育会議のその後の発展過程をフォローしながら、そのなかで育ってきたものをはっきりさせてみたい。

I 坂下町教育会議の誕生

教育集会準備会

「坂下町の教育をどのようにしていくか」の問題について、教育行政関係者間で話し合われるのは、1970年から71年にかけてであった。この話し合いは、主に、当時の坂下小の梶田敏郎校長と町教育委員会の石垣明教育長(現在の教育長、1968年12月教育長に就任)とのあいだでなされたようである。話し合いには、当時の恵那郡町村会長でもあった吉村新六町長(1968年4月から76年3月まで坂下町の町長)もときには参加したようである。この話し合いは、多くの市町村教育委員会が県教育委員会の下請機関化している現実を批判的に直視しながら、市町村教育委員会こそその地域の教育に責任を負っていかなくてはならないのではないか、教育には保革の政治的抗争を持ち込むべきではない、地域の父母・住民・教職員の合意にもとづいて教育を創造していくことこそが課題である、という「教

坂下町教育会議と教育住民自治（勝野）

「育の住民自治」の認識に立ってすすめられたようである。

父母・住民・教職員のあいだでの合意をつくり出し、その合意にもとづいて地域の教育を創造していこう、そのための教育集会を開いていこう、という3者の話し合いでの結論が石垣教育長によって1971年度の教育委員会に持ち出された。この教育長提案は教育委員会で若干の論議ののち承認され、1971年11月15日に「教育集会準備会」を教育委員会名で招集することになった。この「準備会」への出席者は、いま一つはっきりしないところもあるけれども、教育長、校長2（小・中）、園長、小・中PTA会長2、保護者会会长、教員代表2、保母代表1、の10名であったようである。この「準備会」は、「1972年2月をメドにして坂下町の教育をよりよくしていくための集会を開くこと」を決定したのである²²⁾。

教育懇談会

「教育集会準備会」としては、1972年2月に第1回教育集会を開くことを予定していたが、この集会の推進者の一人であった梶田校長が急死されたため、「準備会」は、教育集会を「坂下町教育懇談会」に切り換えて開くことにし、1972年2月25日に「教育懇談会」を開催した。その開催趣旨は「坂下の教育を地域のもので考えていく」というところに置かれている。

この「懇談会」には、教育関係諸団体の代表者46名の参加があり、吉村町長も参加している。その後の「教育会議」の構成団体の代表は、この「懇談会」にほとんど参加したようである。そして、この「懇談会」の場で、坂下町教育会議を設置し、その教育会議の主催で教育集会を開いていく、という構想が固められたのである。

この「教育懇談会」の件について、坂下町広報「さかした」昭和47年3月25日号は、つぎのように書いている。「懇談会は、教育委員、議会の文教委員、社会教育委員、小中高各学校の校長、職員及びPTA、保育園長、保母、保護者会、婦人会、青年協、守る会が、教育について忌憚のない意見の交換を行ない、坂下の教育をどう進めたらよいかの課

題に取り組み、一致できることについては実行にうつして坂下の教育を前進させる」趣旨で開かれた。学力、高校入試、青年活動、家庭教育、等々の問題が話し合われたのち、「次のことを、全員で、坂下町全体に広げ推進していくことを決議した。

1. あいさつをかわそう——いつでも、どこでも明るいあいさつ
1. 美しい町をつくろう——自然を守り、ゴミをすてない
1. 体力づくりにはげもう——毎日運動、みんなで健康づくり。」

その後、1972年11月12日の第1回教育集会の開催に向けて、「教育集会実行委員会」および「事務局会議」が精力的にもたれその具体化がはかられる。その経過をまとめて示せば、つぎのようになる。

72年7月3日	第1回坂下町教育集会実行委員会 (17人)
	a 集会の時期、持ち方、b 事務局の構成
72年8月10日	第1回事務局会議 集会のテーマ等について
72年8月22日	第2回坂下町教育集会実行委員会 a 集会のテーマ決定、b 当日の日程決定、c 集会資料作成の件
72年9月12日	第2回事務局会議
72年10月6日	第3回事務局会議
72年10月25日	第4回事務局会議
72年11月6日	第3回坂下町教育集会実行委員会 教育集会の提案者・司会者会議
72年11月11日	前日準備

教育集会実行委員会

1972年7月3日、石垣教育長は第1回教育集会の実行委員会を主催し、集会の時期・持ち方等について論議している。その際に招集を受けた実行委員会のメンバーは、教育長自身も含めていえば、つぎの17名であった。町議会文教委員長、社会教育委員代表、婦人会会长、青連協会長、守る会会长、教育長、高等学校長、小・中各校長、小・中教職員代表各1名、保育園園長、保母代表1名、小・中・高各PTA会長、保育園保護者会会长、の17名である。

第2回の実行委員会（1972年8月22日）の際、石垣教育長サイドは、第1回教育集会の主題を「親が子どもに伝えたいもの」に設定する理

由について、つぎのように述べている。

「わたしたちは、子どもにたいして、さまざまな願いを抱き、要求を持ち、そのすこやかな成長を願ってやみません。子どもたちはそれを受け、日々の生活と学習に取り組んでいます。しかし、そのことはすべての子どものうえに、順調に実現されつつあるとはいえない、むしろ、激しく変貌する今の教育状況のなかで、多くの親たちは、はたして何をこそもっとも大切なこととして子どもを教育すべきかに迷う、というのが実態ではないでしょうか。」

今、『親が子どもに伝えたいもの』という主題を掲げて、坂下町教育集会を準備し、坂下町全父母町民が、坂下の教育を、制度と内容と方法にわたって、自らの問題として主体的に回答を出し合うことを通して、真にあるべき坂下の教育を打ち立てていきたいのです。」

この説明から、教育集会の開催趣旨について、つぎのことは明らかである。

第一。教育集会では「真にあるべき坂下の教育」を探るのであるが、その「坂下の教育」は「制度と内容と方法にわたる」ということである。つまり、探るべきは学校・保育園の教育を含んで「坂下の教育」全体だということである。

第二。坂下の父母・町民がお互いに教育への願い・要求を出し合い確かめ合いながら、「坂下の教育」の創造の主体=主人公になっていくということである。父母・住民が「自らの問題として主体的に回答を出し合う」場として教育集会を設けるということである。

第三。その後に関係者（当時の坂下小・日比野一郎校長）が語ったところにより補足すれば、学校教育に向けての政治的・行政的な支配を排除するという意味をも込めて「親が子どもに伝えたいもの」という主題が設定されたのである。だからその主題は、「地域の教育」の創造の原理でもあり、政治的・行政的な「不当な（教育）支配」への対抗の原理でもあったわけである。

教職員組合の対応

教育集会の開催から教育会議の設置へという構想は、いわば行政サイドから打ち出されたものであり、坂下町教育会議が行政主導型で設置されていったことは否定できない。そして、行政サイドは「教育には保革の政治的抗争を持ち込まない」ことを教育会議設置の理念の一つとしていたから、その後に設置された坂下町教育会議には、教職員組合はその構成団体としては参加していない。教職員代表は、組合代表としてではなく、学校代表（校長と教職員代表、2名ずつ）として「代表者会議」に参加することとなり、保・小・中・高は学校として教育会議の構成団体となる。

このような教育会議設置構想に、教職員が当初から賛成するということになるはずもない。一定の反論を教職員組合サイドが試みたことは、想像に難くない。

坂下小学校の職員会議において、日比野一郎校長（1971年度から77年度まで坂下小校長、教育会議設置の推進者の一人）と教職員とのあいだで、教育会議の設置構想の是非をめぐって論議が続けられた。この論議は、相当に長期間、「教育集会準備会」が招集される1971年11月中頃から72年6月頃まで、半年以上にわたって続けられたようである。

教育集会の開催にせよ、教育会議の運営にせよ、学校で働く教職員の精力的な活動に支えられずには、およそ不可能である。だから、日比野校長が教職員（組合）の理解を得ようと、この期間相当の努力をはらったわけである。

教育会議の設置構想に対して教職員（組合）側が消極的であったのは、つぎの2つの理由からである。

第一。当時、教職員組合は、「子どもを守る会」（この会は、その後の1974年6月1日から「坂下町の教育を育てる会」と改称）を発展させることを方針としていたから「坂下町のすべての団体・個人の合意にもとづく教育運営を」という教育会議の設置理念は、「守る会」を発展させる運動を「うすめる」ことになりはしないか、という疑問からである。当時の坂下町での「子どもを

坂下町教育会議と教育住民自治（勝野）

「守る会」の活動は、注目すべき成果をあげていたというわけではない。むしろ、「『守る会』の会長に適任者が見出しつく、必ずしも活発ではなかった」といわれる。むしろ、「教職員組合はPTAの活動を発展させることに力をいれPTAに期待していた」といわれる。それについても、教職員組合が「守る会」を発展させることを方針としていたかぎり、教育会議の設置構想にそれが消極的態度をとったことは、至極当然なことであった。というのは、教育会議の設置理念は「教育の政治的・行政的な中立」にあり、「守る会」の運動理念は「子どもの人権をより十全に保障できる政治・行政の実現」にあるからである。前者は、政治・行政の教育への不干渉を求め、父母・住民・教職員の手で教育を創造しようとするのに対し、後者は、よりストレートに、教育を助成する政治・行政の実現を求めるからである。

しかし、よく考えてみると、「教育の政治的・行政的な中立」という理念は、政治・行政の教育への不干渉を求めるものであり、地域の父母・住民の手で地域の教育を創造する自由（「教育の住民自治」）を要求するものであるが、そのような教育への不干渉や自由・自治の保障は、特定の政治・行政のみがなしうるものであるから、教育に干渉しない政治・行政の実現を要求するまでにすさまざるをえないはずである。

そうだとすれば、教職員（組合）サイドは、第一に「地域の教育を地域の父母・住民・教職員の手でつくり出す」仕事に精力的に取り組みながら、その取り組みのなかで、第二にこの仕事を真に助成する政治・行政の実現にまで意識的に取り組む、そのような父母・住民・教職員を形成していかなくてはならない。この第二の仕事への教職員（組合）の自覚的な取り組みは、したがって、教育会議を誕生・存続・発展させるうえに欠かすことのできないものである。教育の行政的支配を追求する政治をそのままにしておいて「教育の住民自治」の理念の実現をめざす教育会議を存続・発展させることなど、できるはずもないからである。

以上のようにみてくると、半年余にわたった

坂下小の職員会議での論議が「教育会議の運営に『守る会』の精神を」という結論を出すことで決着をみたことは、まさに適切であったといわなくてはならない²³⁾。むしろ、その後に教職員組合がこの結論をどう具体化していったかのほうが問題となるのである。

第二。教育会議の設置構想が行政サイドから打ち出されたことからである。教育会議の設置構想が打ち出されるのは、1970年代の初頭である。しかし、ここ岐阜県の地においては、1960年代には、教育「正常化」工作がいわば行政権者を総動員して強行された。岐阜県教育委員会は、教育の行政的支配の体制づくりをめざして、岐阜県教職員組合の解体・分断の工作を強力に展開し、教職員の四分五裂の団結状況をつくり出していった。岐阜県教職員組合の24支部のうちで、8支部が支部ぐるみ総脱退せしめられたのであり、13支部が分裂させられたのである。そして、岐阜県教職員組合は、組織率20%の「2割組合」となり、6つの中立系独立組合が誕生し、加えて、日本教職員連盟系の岐阜県学校職員組合までつくり出された（1966年9月）のである²⁴⁾。

このようなすさまじい教育「正常化」工作が岐阜県東濃東部の恵那地域でどのようにあらわれたか、つぶさにはいまだつかみえていないが、市町村教育委員会なり校長会なども県教育委員会およびその地方事務所の行政指導を受けて一定の動きをみせたに違いない²⁵⁾。そうした動きが教職員のなかに「行政不信」の気分をつくり出し、この気分はその後も長く残ったわけである。したがって、行政サイドからこの教育会議設置構想が打ち出されたとき、教職員組合は、これをも「教育『正常化』政策の一環ではないか」と受け取った、といわれているほどである。

教職員（組合）が行政サイドからの教育会議の設置構想にたいして消極的姿勢をとった、その理由を以上2つ示したけれども、その主たる理由が第二のものであることはいうまでもない。1960年代初頭の教育「正常化」工作の問題性が70年代はじめにもなお以上のようないわゆる形であらわれていることに驚かされる。

その後の論議のなかで、教職員（組合）もその消極性を少しずつ克服していくのであるが、本来からいえば教職員（組合）サイドからの働きかけで設置されていってしかるべき教育会議が行政サイドからの働きかけで設置されていったことは、けっして幸いなことではなかった。というのは、その後の教育会議運営の過程で、教職員（組合）の側が「方針をもってのぞむ」ことがいまだ必ずしもできていないからである。教育会議運営における教職員組合の主導性の確立がつよくのぞまれるところである。

坂下町教育会議の結成

すでに1972年2月25日の「教育懇談会」において、教育会議の設置構想は固められていたが、実際にこの教育会議の設置が決定されたのは、72年10月25日の「教育集会実行委員会」の席においてであった。この辺の経緯について、「教育集会準備会ニュース」第4号（1972年11月2日）は、つぎのように書いている。

「去る10月25日夜、教育集会の実行委員会が開かれました。今回は、特に集会当日の運営について話し合われましたが、席上組織面について問題が出されました。今もたれている教育関係諸団体による話し合いが実行委員会形式であるので、今度の集会がすめば解散ということになるが、それでは惜しい、今までの積み上げを集会後も何とか生かしていく、続けて坂下の教育を地域ぐるみですすめていくための組織をつくりたいということでお話し合われた結果、『坂下町教育会議』が新しく誕生しました。」

「準備会ニュース」第4号は、このようにのべて、15団体によって教育会議が結成されたと報じている。だから、教育集会はこの教育会議が主催することになるというわけである。「それに伴う規約などはこれから考えられることになる」けれども、教育集会実行委員会に代表を送っている15団体で「坂下町教育会議」という名称の組織を誕生させた、と報じている。

教育会議の規約=とりきめは第2回教育集会（1974年2月24日）で採択されることになるが²⁶⁾、以上のような次第で、第1回の教育集会から教

育会議が主催することになったわけである。

しかし、ふり返って考えてみると、教育会議の結成の決定があまりにも唐突になされたことが大いに惜しまれる。というのは、教育会議がなすべきことは、年1回の教育集会の開催のほかに多様に考えられるし、考えられなくてはならないのに、教育集会実行委員会を教育会議にそのまま移行させていったために、その後も教育会議は、教育集会実行委員会の性格をつよくもっているからである。教育会議が地域に「豊かな文化と教育を創りだす」ために何をしていくのか、教育会議をなぜに設置するのか、その設置目的は何か、これらの点が町民のあいだでひろく論議され理解されて教育会議がスタートすることにはならなかったからである。

教育会議の設置理念にてらして、また、その後に確定された「教育会議のとりきめ」の内容にてらして、教育会議の事業・組織・運営の実態が再検討されてよいと思われる。

教育会議を設置する目的は、「地域に根ざす」家庭・地域・学校（保育園）の教育を、地域の父母・住民・教職員の創意と合意とを基礎に創り出すことにある。そして、このような「地域の教育」の創造は、地域の父母・住民・教職員のあいだに「地域の教育を地域住民の手で」という自覚がひろく深く形成されていてはじめて可能となるとすれば、教育会議はこのような自覚の形成を第一義的な課題としなくてはならない。

坂下町教育会議の設置に際して、その設置目的に関する論議が町民のあいだでひろくなされたならば、そうした論議は上記の自覚の形成に大いに役立ったと思われる所以である。

教育集会準備会ニュース

1971年11月15日に発足した「教育集会準備会」は、72年2月25日に「坂下町教育懇談会」を開催し、その場で教育会議の設置方針を固めたのち、第1回の教育集会の開催に向けて、「教育集会準備会ニュース」をくりかえし発行する。以下、この「準備会ニュース」によりながら、さらに坂下町教育会議の設置理念を確かめていこう。

(1) 「準備会ニュース」第1号（1972年10月20日）には、「地域の教育は地域住民の手で」という見出しの下、「地域の教育は地域住民の手でという自覚に立って、坂下町教育関係の全ての機関、団体が一堂に会して話し合う必要がある」という教育集会の呼びかけの言葉がのせられている。

すべての父母・町民の教育集会への参加を呼びかけて、さらにつぎのように書いている。

「坂下の教育について、PTA・保護者会の会合や、子どもを守る会、その他いろいろの団体の会合で話し合われたことは勿論、発言を控えていられる多くの父母・町民の方々も
・学校はもっとだれにも解るように、しっかり教えてほしい、
・家庭でももっと子どもを知り、子どもの教育に自信をもつこと、

など、さまざまな要求、疑問、不信を抱いていられるのではないか。そうした全ての父母・町民の方々の胸の底にあるものを、坂下町教育集会の中で、坂下という地域と生活の基盤の上に、坂下の子どもを、たくさんましく、かしこく、心豊かに育てるために、なくてはならないもの、真に子どもたちに伝えたいものを探しあてていきたいものです。」

第1回教育集会の開催に向けてのこの呼びかけ文は、なんのために教育集会を開くのか、この点を相当に明快にのべている。つまり、この呼びかけ文によれば、教育集会を開く目的は、第一に、父母・町民がもっている「さまざまなお要求、疑問、不信」「胸の底にあるもの」を自由に申し合うことにあり、第二に、坂下町という地域の教育に「なくてはならないもの」を、その教育のなかで「子どもたちに伝えたいもの」を、探しあしていくことにある。家庭、学校、保育園での教育まで含めて、地域の教育のあり方を父母・住民の手で確かめながら、地域の教育を「坂下という地域と生活の基盤の上に」より十全なものとしてつくりあげていく、そのためには教育集会を開くのだというわけである。

(2) また、この「準備会ニュース」第1号には、当時の坂下町長である吉村新六氏の「教育

集会に寄せて」という一文がのせられている。「子どもの教育は如何にあるべきかについて、互いに自分の思っていることを率直に話し合って一致点を見出そうというのがこの教育集会のねらいである」ということを、町長みずからが語っている。

「昔から『百年の計は人をつくるにあり』といわれているように、教育の重要性は昔も今も変わらない筈である。然し、戦後の社会情勢の変化があまりにも激しいので、子どもの教育は如何にあるべきかについて自信を喪っている人が案外多い。

国歌や国旗は戦争につながるという人もあるが、果たしてそうだろうか？ 子どもの特性や能力をも考えないで、徒らに進学競争に憂き身をやつすことが果たして子どもの将来に任せをもたらすだろうか？ 社会が悪い、家庭が悪い、先生が悪いなどと自分のことは棚にあげて、互いに責任のなすり合いをしているようなことがありますしないか？ 自由とわが儘、道徳教育のこと、しつけのことなど、教育の周辺には多くの問題がある。

教育集会は、こうした問題について互いに自分の思っていることを率直に話し合って一致点を見出そうとするのがねらいである。

『神の子』ともいわれる子どもの天真を失わせないために、大人はどうあるべきかを研究討議する今度の集会には是非大勢集まって頂きたい。」

子どもの教育を大人の責任としてとらえ、「大人はどうあるべきか」を研究討議する場として教育集会を設ける旨、明らかにしたものである。

ついで、吉村町長は、1972年11月12日に開かれた第1回教育集会で講演し、再び「日の丸」「君が代」の導入に学校が前向きに取り組むことを期待しながらも、ツメコミ教育への痛烈な批判を以下のように行なった。

「現在の教育は、あまりにも知識偏重であり、いわゆるツメコミ教育であるが、そこに問題があり、ぼう大な教科内容を頭にツメこんで、テスト、テストで追われたのでは、と

てもやりきれまいと感じる。

学校は知識の切り売りをする市場ではないわけで、知育、德育、体育のバランスのとれたものでないと教育効果があがらないと思う。子どもには子どもの特性がある。子どもの能力に応じてエテに帆をあげる式に子どもを指導することが親のつとめであり、子どもの将来のしあわせにつながります。学歴だけを鼻にかける人間より社会性のある常識人を求めている時代だ。とに角、進学競争にふりまわされぬよう、親はしっかりしておってほしいし、大人も大いに勉強しなければならない。自分の考え方やものさしが正しいかどうか、勉強をとおして判断せねばならない。

家庭と学校と互いに手をとりあって、子どものしあわせのために努力をしていきたいものである。」(広報「さかした」昭和47年11月25日)。

この吉村町長の講演は、教育会議の設置理念をより内容的に明らかにしたものとして、価値が高い。1980年代の初頭、この地域にも小木曾尚寿『先生、授業の手を抜かないで』(中津川教育連絡会)が出回って、「知識」偏重の教育が意図的におおりたてられているときには、とくにそうである。

坂下町教育会議の設置理念は、すでに相当明らかなように、「地域の教育は地域住民の手で」「坂下町の教育を坂下町の父母・住民・教職員の合意を基礎に」というところにある。しかし、この設置理念は、「地域の教育」の内容を確定していく手続きをいったものであって、めざす「地域の教育」の内容そのものをいったものではない。だから、この理念だけからは「どのような教育を創り出すのか」は必ずしも明らかにはならない。

吉村講演は、第一に、「進学競争にふりまわされ」るような「知識」偏重の教育を退けて、「社会性のある常識人」の形成をめざす教育を提倡したのである。「社会性のある常識人」形成の教育に向けて、父母・住民のあいだにひろい合意をつくり出そうというわけである。

しかし、出世主義とは無縁な「社会性のある

常識人」の形成を教育目的とすることに、競争主義が支配する近代社会に生きる人々が容易に合意するわけもない。そこで、吉村講演は、第二に、「自分の考え方やものさしが正しいかどうか、勉強をとおして判断すること」を人々に求めたのであり、「進学競争にふりまわされぬよう、親はしっかりしてほしい」と希望したのである。

「子どもの将来のしあわせにつながる」教育はどんな教育か、これを近代社会・近代教育を組み立てる支配的な原理である競争主義にふりまわされることなくしっかりとと考え合っていく、まさにそのことを教育会議に期待したのである。そして、「社会性のある常識人」の形成をめざす教育を、父母・住民の合意によって地域に創り出すことを期待したのである。

(3) 「準備会ニュース」第2号(1972年10月25日)には、石垣明教育長の「教育集会によせて」という呼びかけ文がのっている。「教育の原点にかえれ」という要求にこたえ「教育の本来の在り方」を求めて教育集会を開くことを指摘したものである。

「戦後、民主教育が二十数年を経過しましたが、いろいろの問題が引き起こされ、この頃では『教育の原点にかえれ』とか、『教育の本来の在り方は』とかが論じられていますが、教育関係者お互いの理解が足らず、教育にマイナスの面のあることも否定出来ません。

こうしたなかで行なわれる町教育集会は、坂下の教育関係者が一堂に集まり、お互いに考えていることを腹一杯ぶちまけ、疑問は正し、理解し合い、一致した行動の方向をみつけ、坂下の教育を前進させるものにしたいものです。また、そうできる画期的な集会になると信じております。」

地域の教育関係者が地域の教育のあり方にについて自由に論議し合い、そのなかで一致点をつけ合意をつくり出し、それを土台に地域の教育を創造していくことを、ひろく町民に向けて課題提起したものである。

石垣教育長は、だから、第1回教育集会の閉

会の挨拶の中で、本集会での「発言が活発に行なわれ、親として、大人として、今後教育をどうすすめていったら良いかの共通の理解が深まることをよろこんでおります」とのべている（広報「さかした」昭和47年11月25日）。

同時に、この挨拶の中で教育長は、地域の教育を今後さらに発展させていくための3つの課題を提起している。

- 1 地域毎の小集会（地区集会）
- 2 単位団体毎の交流
- 3 教育集会への教育実践の持ち寄り

の3つである。

とくに、第三の課題にかかわっては、「来年の集会には、『こうしたら子どもがこう良くなつた』『地域でこんな活動をしたら、子どもたちがこんなに変わつた』『子どもが自分たちでこんなことをし、こうした成果をあげた』という話がどんどん出るようになつた」とのべている。家庭での、地域での、学校での、子どもを変革した教育実践の持ち寄りを求めたものである。

はやくもここで「地区集会」の設置が課題提起されているが、この石垣提案にかかわってつぎの2点を指摘しておかなくてはならない。

第一。教育集会への教育実践の持ち寄りといふとき、その教育実践は、家庭や地域でのそれだけではなく、学校・園での教育実践をも含んでいたということである。学校・園の教職員・保母に向かっても、「地域に根ざす」教育実践の創造・報告を求めていたことである。

第二。石垣提案では、子どもを相手にする教育実践だけが念頭に置かれており、父母・住民自身の自己教育実践が意識されていなかつたということである。さきに示した吉村講演は、親・大人に向けて「自分の考え方やものさしが正しいかどうか、勉強をとおして判断せねばならない」とのべて、親・大人の自己変革（自己教育の実践）を課題提起していた。しかし、ここでの石垣提案は、この種の教育実践の持ち寄りまでは求めていない。教育会議が「地域に根ざす」地域の教育の創造をめざすのであるかぎり、この種の教育実践をほり起こし發展させることを

も合わせ系統的に追求しなくてはならないと思われる。

(4) 「準備会ニュース」第6号（1972年11月8日）には、「学校・保育園への要望——親へのアンケートより——」がのっている。父母の教育要求・保育要求を探りながら、学校教育・保育園保育のあり方を確かめようとしていたことは明白である。父母へのアンケート調査の結果がつぎのようにまとめられている。

- 保育園へ
 - ・目立たない子を見おとさないように
 - ・子どもに親しまれる保母さんに
 - ・はだかはだしの教育を今後も
 - ・規律のある集団生活を
 - ・保母さんの方言使用を考えてほしい
- 小学校へ
 - ・参観日を多く
 - ・敬語を使えるように
 - ・物を大切にする教育を
 - ・礼儀をしつけて
 - ・労働教育を
 - ・子どもにきびしく
 - ・子どもの広場を
 - ・交通道徳を
 - ・体力づくりを
 - ・野性的な教育を
 - ・基礎学力を
 - ・宿題をふやして
- 中学校へ
 - ・先生と親しく話し合いたい
 - ・体操服がけで
 - ・おちこぼれない教育を
 - ・農山村のよさを労働教育で
 - ・進学まぎわになってやきもきしない教育を
 - ・半数は地元の先生を
 - ・校舎の改築を
 - ・明るいあいさつを
 - ・国旗・国歌を
 - ・公徳心の欠如
- 高校へ
 - ・早く帰宅ができるように
 - ・中身のある教育を

論文「坂下町教育集会に期待する」

(1) 1972年11月12日の第1回教育集会が開かれる直前、坂下中の原家義教頭が、広報「さかした」昭和47年9月25日号に「坂下町教育集会に期待する」を寄稿し、教育会議の設置理念についてのべている。原教頭によれば、「父母の教育要求を学校教育の中で実現する」ことに、教育会議を設置する意味があるのである。

「教育とは本来、親が子に将来を期待し、生き方と生活の知恵・技術をその発達に応じ折にふれ事に処して教え育てる営みであった。

（中略）

人間の社会が高度に発達し社会的分業の分化が進むに及んで、教育の面においても、国民教育を保障する制度が整い学校教育が発達した今日に於ても教育の原点である『わが子を親が教育する』という教育の義務と、その権利は変ることなく、憲法26条によって保障されています。

学校は子どもの生存権的基本権としての、教育を受ける権利を、国民（父母）の負担に

よって保障する責任を持つものであるから、学校と父母は子どもの教育について徹底して話し合い、父母の教育要求が学校教育の中で実現されることが、憲法の精神を具現する真の学校教育の姿であると思います。(中略)

このときにあたり、国民の長い将来に亘っての運命を決するといつても過言でない教育の在り方を方向づける重大事に、父母、教師、教育関係者は言うに及ばず総ての人が深い関心を持つことが極めて重要なことだと思います。(中略)

(予定されている教育集会は)坂下町の教育を坂下町民が創造し、教育を自分たちのものにしてゆくという歴史的な課題にこたえる集会でその意義は極めて大きいと思います。」

この寄稿論文は、学校教職員と父母とが「徹底して話し合い」を深めながら、父母の教育要求に学校教育がこたえていくための場として教育集会をとらえたものであり、いわゆる「両親の本源的教育権」説にてらして、正論を提示したものと解される。だから、これが「坂下町の教育を坂下町民が創造し、教育を自分たちのものにしてゆくという歴史的な課題にこたえる集会」(傍点、引用者)として教育集会を位置づけるとき、その筋にてらしてみれば、いうところの「教育」は主要には「学校教育」そのものを指していた、と解されるのである。

(2) 私がこのことを強調するのは、また、それゆえにこの原論文に注目するわけは、坂下町教育会議の10年史にてらしたことである。坂下町教育会議が設置されたとき、少なくとも設置関係者間では、「地域の教育を地域住民の手で」にいう「地域の教育」は、学校・園の教育も含んでとらえられていた。このことを、この原論文は明快に示している。このような「地域の教育」の理解の仕方こそ、まさに坂下町教育会議の設置者意思であるといえる。

しかし、坂下町教育会議の10年史は、後述するように、32地区でのいわゆる「地域活動」を父母・住民・教職員の共同の手によってはじ起こし発展させることに成功したとはいえ、父母・住民・教職員の共同の手で「地域に根ざ

す学校教育」を創造し発展させることには、必ずしもみるべき成果をあげていないようである。より端的にいえば、「地域の教育を地域住民の手で」にいう「地域の教育」の「地域活動」(各地区単位での子育てのための諸活動を総称する)への矮小化現象がみられるからである。

いうところの「地域の教育」のとらえかえしが差し迫った課題となっていると思われる。

坂下町教育会議を誕生させたもの

坂下町教育会議は、以上にみてきたような次第で、実質的には1971年度に誕生したとみてよい。この誕生は、恵那「教育会議」のなかではもっとも早い。というのは、「中津川教育市民会議」のスタートは1974年10月だからであり、「上矢作町教育懇談会」のスタートは1976年12月頃だからである。では、いったいこの坂下町教育会議を誕生せしめた、その社会的必然性は何であったか。何がその誕生を可能ならしめたのか。この問題の解明こそ、この「教育法の法社会学」が究極において意図するところのものであるが、この問題には今後いっそう調査・研究を深めるなかで解答を与えていくほかない。ここでは、その必然性に関して若干論及しておく²⁷⁾。

「恵那教育会議」の経験

理由の一つは、坂下町もまた、「恵那教育会議」の経験をもっていたことである。かつて1958年から62年頃までにかけて、恵那全域に「恵那教育会議」が組織されていた。1963年度をピークとするいわゆる教育「正常化」工作は、この「恵那教育会議」まで解散に追い込んでいったが、この会議を生み出した教育理念はいまなお恵那全域に生きているということができる²⁸⁾。

この坂下町の教育関係者たちも「恵那教育会議」の貴重な経験を積んでいる。

(1) 「恵那教育会議」坂下町支部に相当する旧「坂下町教育会議」が1958年10月11日に発足する。広報「さかした」昭和33年11月22日号によれば、教育委員会、PTA、各学校、婦人会、青年団などの各種団体をもって組織する「坂下町教育会議」の設立総会が10月11日に開かれ、規約を決定し、議長および副議長2名を選出した、とある。また、この会議は、年1回の総会

坂下町教育会議と教育住民自治（勝野）

のほか、各参加団体から選出された運営委員により運営される、とある。この旧「坂下町教育会議」の構成団体にも教職員組合が入っておらず、その構成は現在のものとよく似ている。この設立総会では、もちろん、勤評問題が論議の中心になったようである。

(2) 第2回総会は1959年8月15日に開かれている（広報「さかした」昭和34年9月1日号）。運営委員を選出する団体としては、

坂下町教育委員会

坂下町各学校（小・中・高）

坂下上野保育園

坂下町各学校PTA（小・中・高）

坂下上野保育園保護者会

坂下町婦人会

坂下町青年団

坂下町児童保護委員会

があげられており、その構成はいよいよ現在の教育会議に近いものとなっている²⁹⁾。

当日は、まず、幼稚教育、小学校教育、中学校教育、高校教育、社会教育、この5つの分科会で論議がなされたのち、ついで、全体会議をもち、プール問題と勤評問題の2つを論議している。プール問題では、全体会議は町当局に向けてプール早急実現の要望書を提出している。勤評問題では、全体会議でつぎのような論議がなされている。

「〇勤評について

小学校校長＝日教組の態度は、全面的に反対。校長会は教育にプラスならあえて反対しない。個人的見解としては、指示された窓によって評定する場合にも、実際的には評定が不可能である。

父親A＝国民の全体の幸福を支持し、一部の人達に利用される教育については絶対不賛成。

町議会議員A＝勤評の実施は、そのものが何かに使われるのではないか。教育の成果は生産作業とちがう。実施されることには国家統制の土台ではないか。

父親B＝勤評については欠点ばかり聞いたが、それを押し切って実施するには、なにか

よい点もあることと思われる。そのよい点を実施者側から発表ねがいたい。

教育長＝態度未定である。

父親C＝教師は教師らしく勉強に専念すべきだ。日教組の運動方針には、民衆に割り切れないものがある。組合運動の反省が必要である。町議会議員A＝教師は聖職であるという考え方から、自由を押しつぶしてきた。先生の活動を援助すべきだ。

教育長＝坂下町だけでやる、やらないと立場を言明できない。恵那教育会議のなかで話し合っていきたい。実施か否か、8月20日の恵那教育会議で根本方針が出されるでしょう。父親B＝悪いと思っても、決ったからとやらざるを得ないのか。

教育長＝困っている。われわれのとる道は、4者（教委、校長会、PTA、教組）の話し合いによって打ち出された方針によってやっていく必要がある。」

勤務評定の実施に賛成の意見も出されているが、大方はつよい実施反対の意見であり、教育長の見解を問うものとなっている。相當に緊張した雰囲気のなかでの勤評論議であったことがうかがわれる。

(3) 広報「さかした」で見るかぎり、旧「坂下町教育会議」主催の総会は、この第2回以後開かれていよいよある。

1958年10月にスタートした旧「坂下町教育会議」は、運営委員会委員の選出団体まで特定しながら、なぜ第3回総会を開くことをしなかったのか、この辺の事情についても他日はっきりさせなくてはならない。

しかし、ここでは、坂下町の教育関係者たちが、1971年度末にその結成の動きがはじまる以前に、教育会議についての経験を積んでいたことを指摘しておけば足りる。この経験が現在の坂下町教育会議の結成・存続に作用していることは確実だからである。

「地域づくり」の志向

理由の2つめは、坂下町に伝統的な「地域づくり」の志向である。地域の「地方」化に対抗する地域振興の志向である。坂下町教育会議の

運営のなかでも「地域づくり」という概念がよく使われているが、現在のそれは「あいさつをする」「町をきれいにする」「人々のつながりを大事にする」等々の意味内容のものとなっている。しかし、坂下町に伝統的な「地域づくり」概念の内容は、「地場産業の振興」を核とするものであって、そうであるからこそ「教育・学問は坂下のいのち」というような発想が生まれてくるのである。地域の「地方」化か地域の振興かの争いを基礎=土台にしていわゆる「学力」論争も生まれてくるわけである。

坂下町教育会議を誕生させ存続させている社会的必然性=「法社会学」の根拠を解明していく手がかりが多少なりともみえてきた感じである。本格的論究は今後の課題として残し、ここでは若干その根拠に論及する程度にとどめよう。

前出の坂下町老社会『いろいろばた』(1978年)の編集部は、本書のなかに「実業学校物語」を寄稿し、そのなかで「坂下の教育がさかんな気風はどこから生まれているか」の問題を解明しようとしている。それによれば、この問題を解く一つのカギは1898(明治31)年4月から1914(大正3)年3月まで坂下町に設置された「実業学校」にあり、この学校は、その後の町づくりの指導層を養成しただけでなく、「生徒に具体的な町づくりの気風を植えつけた」という。この学校は、古い農法に対して新しい農法を供給する大きな役割を果し、カンにたよる農法に対して「新しい科学への芽を植えつける土台をも同時に提供した」という。そして、養蚕業の普及、紙すき業の導入、新しい農作物の導入、農業生産での科学的処理の採用、等々を可能ならしめ、地場産業の振興に大きく貢献したという。この学校は「実生活の上に生き、地域とのつながりを深める」学問を提供したわけである。このような学問観・教育観がなおこの地域に生きていることがその根拠の一つにあげられよう。

II 坂下町教育会議の発展

本節の前半では、1971年11月15日の「教育集会準備会」の発足から翌72年11月12日の第1回教育集会までの動きをフォローしながら、坂下

町教育会議の設置理念を探ってみた。この後半で探ってみようとするのは、設置されたのちの坂下町教育会議(事務局)の動きであり、その動きと設置理念との関係である。

はじめに、坂下町教育会議(事務局)が追求してきたもの(教育会議運営の方針・重点)にもとづいて、その時期区分をすれば、坂下町教育会議の歴史はおよそつぎの3つの時期にわけられる。

第Ⅰ期(1972年度~74年度)

「地区集会を子育ての実践単位に」

第Ⅱ期(1975年度~78年度)

「地域活動を発展させよう」

第Ⅲ期(1977年度~80年度)

「教育会議から町民会議へ」

以下、この時期区分にもとづいて、坂下町教育会議の歴史をフォローしてみよう。

地区集会を子育ての実践単位に

第1回教育集会を準備する実行委員会は、1972年10月25日の席上、この実行委員会を坂下町教育会議とすることを決定し、72年11月12日の教育集会を教育会議の主催で開いた。第1回教育集会の閉会後、教育会議は機関紙「教育会議」を発行しながら活動することになる。

(1) 機関紙「教育会議」第1号(1973年12月26日)は、「地域に根ざす教育を創り出そう、先ずは部落での集会から」という見出しの下、「教育会議」運動の方向をつぎのように示した。

「わたしたちは、昨年の第1回教育集会から多くのことを学びました。

“親が子どもに伝えたいもの”という主題のもとに、全ての教育関係団体が参加し、特に老人クラブの方々の積極的な発言に触発されて、みんなの胸の底に燃えている教育への願いが、それぞれ生きることと結び付いて切実であり、共通であり、地域に深く根ざしたものであることを、感動をもって学び受けとめることができたのです。

しかし、それにもかかわらず、“親が子どもに伝える”ための貴重な実践や報告が、特殊な個人的体験として埋もれ、みんなのものとして全町民的規模に広げていくという配慮と対策に欠けていました。

坂下町教育会議と教育住民自治（勝野）

教育会議運営委員会では、そうした反省の上に立って、本年度の活動方針が検討されました。そして、この坂下町に眞の教育を打ちたてるための土壤作りを、町民挙げての教育運動として生み出していこうということ一致いたしました。

たとえば、この運営委員会の席でも、ある部落の例として、

『ここ2、3年来、近所の者たちの集まりで、子どもの古着の交換会を続けて来ている。子どもたちは文句を言わないで、ちゃんとそれを着ていく——』という正に物を大切にする最も今日的課題と、人々の連帯という基本的課題が、部落の小さな集会の中で、生活実践的に創意を發揮して処理されているといった報告がなされています。

こうした部落での小さな集まりから創り出される小さな活動が、他の部落へもひろがり、更にあたらしい創意が加えられてふくれあがり、町全体としての動きにまで高まっていく、そういう念願をこめて活動を始めていこうというのです。

その後、それぞれの団体で独自性を活かしながら、また他の団体との協力の中で、少しずつ活動がはじめられています。

どうか、あちこちの部落から、身近な生活に基盤をおく活動が芽生えて来る事を祈ります。

さあ、坂下町に豊かな教育的土壤を作り出していくために、まず部落ごとに、みんなで話し合い、集会をもち、みんなでやれる教育運動を創り出していきましょう。』

第2回教育集会は1974年2月24日に開かれるのであるが、この集会に向けての準備の過程で、1973年11月以来、あちこちで「教育会議部落版ともいるべき集会」がもたれはじめめる。その後に「地区集会」という名で呼ばれることになるこの部落集会に注目しながら、全地区での部落集会の開催を呼びかけたものである。

ここでは、「教育運動」という概念が「子育て実践」と同義に使われており³⁰⁾、その「教育運動」の単位として地区=部落が考えられ、

「教育運動」の主体としては各地区的父母・大住民が考えられている。このことは、坂下町の教育会議が、なによりも「子育てのための父母・住民の会議」として考えられていること、父母・住民による子育ての実践=教育実践を交流し合い創造していくための組織として考えられていることをよく示している。

地区集会での論議の主題は、いっそう「地区や家庭での子育てをどうするか」にしほらしていく。第2号(1974年1月22日)は、「創造的な地区集会の取り組み始まる」として、「手づくりの物をと親子揃ってのぞうり作り」の実践を紹介し、第4号(1974年2月13日)は、「地区集会が一齊に開かれ始める」ことを報じながら、それぞれの集会のなかで「子どもの悩み・関心・興味を知り、それにどう対処したらよいか」が話し合われたことを報じている。

(2)『第2回坂下町教育集会資料』(1974年2月24日発行)には教育会議が行なったアンケートの要項がのっている。アンケート調査をする目的がはじめに書かれている。

「子育ての仕事は、自分の家から、自分の子や孫から始められ一互いに交流され一それがまた自分の家の子育てに活かされ一隣近所が、部落が、町中が、ひとつの動きとなっていく。それは、とてもすばらしいことです。そんなふうになりたいものです。ところが、今の世の中には、それが非常に少ないようと思われます。このアンケートは、町中がひとつの渦になるような、自主的な教育の営みが始まることを願って、みなさんにお願いするものです。」

家庭、隣近所、地区、ひいては町中のなかに「自主的な教育の営み」をつくり出すことをねらって「親が子に伝えたいもの」を探り出そうとしたものである。その重点が家庭での父母による子育て実践および地区での父母・住民による子育ての共同的実践のあり方を確かめることに置かれていることは、およそ明日である。

(3) 1974年11月17日の第3回教育集会に向けて、機関紙「教育会議」が第1号(1974年8月6日)から第7号(同年11月15日)まで精力的に発

行される。

機関紙「教育会議」第2号(1974年10月31日)は、教育会議代表者会議で集会の基盤は部落での話し合いにあることを確認し、PTA地区委員を中心に地区集会を開いてきていること、1974年度はPTA活動の柱に「地域における子ども会活動の育成」を置いていること、等々のことと報じながら、「地域ぐるみで地域の子どもたちをどう育てていったらよいのかを、じっくり話し合ってみる必要がある」と呼びかけている。同第4号(1974年11月8日)では、ある地区集会で「部落の親と子が心をつなぎ合うために」手づくりの紙芝居の共同製作に取り組むことになった、その経過が紹介されている。同第5号(同年11月9日)は、「夜おそくまで子ども論議花盛り」と題して、いくつかの地区集会から話題を拾い紹介したものである。

機関紙「教育会議」第7号は、「地域ぐるみで『坂下の教育』を築くため」に教育集会に参加しようと呼びかけながら、つぎのように書いている。

「地域ぐるみで地域の子どもたちを育てねばということで、夏休みの親子の行事が数多くの部落でも試みられたことや、大人自身が坂下といふるさとをもう一度見つめ直していきたいということで、小学校PTAが『郷土教室』を開くなど、教育会議が大切に取りあげている“ふるさとの心と自然を大切にし、豊かな教育と文化を創り出す”仕事がそれぞれの所で実践的に取り組まれていることは、教育会議がこの地域にしっかりと根づきはじめたことを物語るものでしょう。今までの積み上げをもちより、坂下の子どもをどう見つめ、どう育てていったらよいのか、そのための家庭・学校・社会の役割は何か、また、町ぐるみで運動化していいたらよいものはないかを考え合うために（教育集会に参加してもらいたい）」

親子ぐるみの行事が数多く生まれたことやPTAの「郷土教室」の誕生の事実から「教育会議がこの地域にしっかりと根づきはじめた」と評価している。教育集会では子育てをすすめるう

えでの家庭・学校・社会の役割は何かを考え合うように求めている。学校の役割の解明も課題としては出されていたわけである。

(4) 教育会議事務局『第3回坂下町教育集会資料』(1974年11月17日)は、教育会議3箇年の歩みをフォローしながら、これから課題を摸索する事務局見解をのせている。以下、その見解をみておく。

(第1年) 「準備会ニュース」第1号(1972年10月20日)の「地域の教育は地域住民の手でという自覚に立って、坂下町教育関係の全ての機関・団体が一堂に会して話し合う必要がある」という呼びかけの言葉を紹介しながら、この呼びかけで「結集されたものが『教育会議』である」とのべたのち、第1回教育集会についてつぎのように意義づけている。

「坂下のすべての人たちが、坂下という地域の中にいきづいている生活を土台にして“かしこく、たくましく、心豊かな”子どもに育てる方向を探り出していこう、という集会であったように思います。そして、この話し合いの中から“人間に教育を、子どもにふるさとの心を”という発想が生まれ、生活の土台としての地域づくり・町づくりと子そだてとが統一して考えられ、子そだての土壤としての家庭・地域社会を創り出そうという方向を見出した集会であったように思います。」

「地域づくりと子育てとを統一して考える」ということは、実生活と教育とを結合するということであろう。教育会議という組織は、元来、実生活と教育とを、あるいは教育と実生活とを、より深く結合するために設置されたものであったというのである。このような教育会議の把握は、きわめてすぐれたものである。

(第2年) 「教育会議」第1号(1973年12月26日)の「地域に根ざす教育を創り出そう、まずは部落での集会から」という見出しを紹介しながら、つぎのようにのべている。

「部落での小さな集まりから創り出される小さな運動が、他の部落へひろがり、更にあたらしい創意が加えられてふくれあがり、町全体としての動きにまで高まっていく、そういう

坂下町教育会議と教育住民自治（勝野）

ち願いをこめて運動を始めていこう、という呼びかけに見られるように運動する会議にしようという願いがこめられた年であったと思います。全町にわたって地区集会がもたれ、各地区の実情に応じた子育ての実践が芽ばえはじめ、2月24日の教育集会では貴重な地区的実践報告がなされ、どの分散会（=分科会）でも言葉だけの論議が少なくなり、実践の報告・交流が話し合いの主流になって、教育会議の願いである地域づくりと教育という運動が一歩高まった年であったと思います。」

ここでは「地域づくり」という概念が、各地域で子育てに取り組む父母・住民の集団づくりというほどの意味に使われている。そのような「地域づくり」が大いに発展したというわけである。各地域において、教育者の集団による子育ての実践が報告し交流し合うことができるほどまでに「高まった」という。

なるほど、それぞれの地域=地区における父母・住民による子育ての集団的実践をつくり出すことをも、地域づくりという概念は含んでいるに違いない。しかし、「地域づくりと子育てとを統一して考える」というときの「地域づくり」の運動とは、地域に生活する人々が、自分たちの生活そのものを変革していく、自分たちの生活の仕方そのものを変えていく、そのような運動のことをいうのであって、教育会議の理念は、まさにそのような「地域づくり」運動と子育てとを統一しようというところにあるはずである。とすれば、人々が自分たちの生活の仕方そのものを「地域に根ざす」方向にどれほど自覺的・意識的に変革はじめたか、この点をこそ問わなくてはならないはずである。

（第3年）「教育会議」第1号（1974年8月6日）は、1974年11月17日の第3回教育集会に向けて発行されたものであるが、その冒頭につぎのような呼びかけの文章がのっている。

「本年度は、年度のはじめから、坂下町教育会議傘下の教育関係団体の全てが、それぞれの独自性を發揮しながら、会議のとりきめの趣旨を活かして熱心に教育運動を展開してきました。それは、かつてないほどの広がりと

成果をあげてきています。（中略）わたしたちは一層充実した日常をこの坂下に築き上げていくために、さらに運動を高め、連帯の輪を広げていきましょう。」

この呼びかけ文を解説して、前記『資料』はつぎのように述べている。

「（第3年めは）この呼びかけにあるように、運動の輪がさらに広がった年でもあります。運動の広がりと高まりの中で学習活動への意欲となり、実践活動と学習活動とがともに進められるという、教育的地域づくり、教育の土壤づくりの原則が確立され始めた年でもあります。運動することで学習が始まり、この学習によって運動は高まって行くということを繰りかえしながら一歩一歩願いに近づいて行くのではないかと思います。」

翌1975年度には、のちにみるよう、「運動の日常化と学習の定例化」という方針を事務局が打ち出すことになるけれども、この方針がこの時期の各地区での実践を踏まえて出されたものであることがわかる。この74年度は、いわゆる「地域活動」をほり起こし発展させていくためには「（子育ての）実践活動と学習活動とがともに進められる」必要があるという、そうした「教育の土壤づくりの原則が確立され始めた年」であった、というわけである。

いわゆる「地域活動」とは、父母・住民による子育ての共同的実践、そのための父母・住民の共同学習、父母・住民の自己教育活動、父母・住民が子どもまで含めて行なう地域文化のほり起こし（その伝達・継承・発展）の活動、等等の諸活動から成る、これらを総称する概念である。いわば地域に眠り潜在する教育力をほり起こす活動であるといってよい。こうした「地域活動」をどのようにして発展させるか、その方法がはっきりしてきたというわけである。坂下町教育会議は、教育会議3箇年の歩みのなかで地区のもつ教育力（そのほり起こしの方途も含めて）をようやく発見したということになる。

（5）教育会議の課題が各地区での子育ての実践に傾斜していくなかにあって、石垣教育長は、「子どものための具体的な運動がみんなの

知恵で始まることに期待して」（『教育会議』第3号・1974年11月5日）のなかで、11月17日の集会には、部落での活動経験、地区での具体的運動、各団体の独自活動、隣り近所で話し合った良いことや困ったこと、自分の家の経験、教育行政・学校・保育園への注文、等々を持ち寄ること、第3回の教育集会では「子どもをたくさんしく、かしこく、心ゆたかにするために、学校（園）は、親は、社会（大人）は、今まで何をして来たか、今何をしなければならないか、これからは何をしていくか」を話し合うこと、を課題提起していた。

石垣教育長もまた、家庭での子育ての実践や各地区での子育ての実践を交流し合うことを、教育集会に期待している。このことは間違いない。しかし、石垣教育長は同時に、坂下町内にある各種の団体がそれぞれに独自の活動に取り組みそれを発展させながら、その交流を教育集会ではかることをも期待していたのであり、さらに、それぞれの地区集会で父母・住民が学校教育（教育行政、学校、保育園）のことについて自由に話し合い学校教育への要求=註文をまとめあげること、それらの意見・要求を教育集会に持ち寄りそこで学校教育の課題をよりはっきりさせていくこと、をも期待していたのである。つまり、教育長の構想では、地区集会・教育集会は、父母・住民が子育ての共同的実践に取り組みそれらの実践を交流し合う場所にとどまるものではなくて、学校教育のあり方について父母・住民が自由に発言し要求を出す、そのための場所でもあったわけである。

(6) 教育会議は、もちろん、地区ごとの子育ての実践を創造することだけを追求しているわけではない。1974年2月24日の第2回教育集会に向けての機関紙「教育会議」は、その第6号（1974年2月22日）と第7号（同年2月23日）において「今の教育について私はこう思う」を人特集し、吉村新六町長、老人クラブ会長、婦会会長、町連合PTA会長の教育論をのせている。このことは、事務局が教育会議の構成団体の代表あるいはそのメンバーの教育観をしっかりと確かめながら教育会議の運営をすすめ「地域

の教育」を創造していくことをよく示している。以下、その教育論を紹介する。

吉村新六「知育と德育と体育を」

「昔から『五十年の計は木を植うるにあり、百年の計は人をつくるにあり』といわれているように、教育の良し悪しはその人の生涯にとって、幸不幸の分岐点ともなる重要問題である。

私は知育、德育、体育の総合統一されたものが眞の教育だと考えているので、戦後の教育は余りにも知育に偏し、德育に欠けていると思う。自由と我がままのはき違いや、自分本位の者が多くなったということにも現れているように、これは大きな誤まりではないか。教師のストの問題も私には理解できない。教育に限らず総てのことは最終的には政治につながることは勿論であるが、たとえ如何なる理由があろうとも、教師だけは直接行動に訴えるべきではない。法律を守るのが民主主義の基本であり、悪法は改めることができるということを教えるのが教師だからである。子ども可愛さの余リストを傍観している父兄にも大きな責任がある。いうまでもなく教育の効果は、立派な校舎、完備された施設や教材よりも、教師にその人を得るか否かによってわかれることが多い。従って、父兄も教師に対し教育上について忌憚のない意見を述べ、共に磨き合うべきである。社会が学歴を偏重するあまり、義務教育は高校進学の、高校教育は大学進学のための予備教育になりつつあること、父兄は家庭での膳をおろそかにしてこれを学校に押しつけようとしている等々、教育の道は遠くかつつけわしい。」

教師のストライキ行動についてその合憲性を一切認めようとしない限界をもちながらも、吉村町長は、ここでも「知育」偏重の競争教育を批判しながら、教育問題についての「忌憚のない意見」の交換が教師と父母・住民とのあいだでひろく深くなされることを要望している。

田沢清（老人クラブ会長）「学校は工場ではない」

「受験シーズンを迎えた近頃の子ども達を

見るにつけ、戦前の教育が全部悪くて戦後教育が全部優れているとは老人には思えない。それ以上に、将来を担う子ども達がこんな偏った姿でよいだろうかと疑問すら感じる。

世界の水準から見ても、就学年や教育内容の点では喜ばしいことかも知れないが、その中身をみると、幼稚園から大学、はては社会へと一貫している成績最優先主義にそらおそろしくなる。最近の小学校は、文部省が決めた学習内容を追うのが精一杯で、落ちこぼれた子どもをクラス一緒にになって救うことができないし、運動会や学習発表会にかける時間すら不足がちで子ども達の要求を十分に満たすことができないという事を聞いた。

戦前のように、勉強に追われることなく、課外活動も十分でき、教科書一点ばかりでない教育を受けた者から見ると、全く今の教育は、学校という工場からオートメーションで規格はずれは社会の片隅に追いやっているようなものだ。

老人の立場から今の教育にぜひ望みたい。せめて義務教育の間だけでも知育偏重のやり方から離れ、教師と子どもとが学習外でつきあえるようなカリキュラムを望む。道徳教育に重点をおき、先生と子どもの密接なつながり—愛情—をつけ、子どもが成人してからでもその子どもの中に生き続けられる先生になってほしいと思う。」

この田沢会長の意見も、競争主義に支配された「知育」偏重の教育を痛烈に批判したものであり、「落ちこぼれた子どもをクラス一緒にあって救う」ような集団主義的教育を、集団主義的な人格の形成を、求めたものであるといつてよい。

1973年度末の機関紙「教育会議」は、「今の教育について私はこう思う」を特集し、坂下町の人々の教育観を確かめながら、そこにある共通項を探り出し、それらを踏まえて「地域の教育」を大胆に創造していく、そのための第一歩を踏み出した。この編集方針は、「教育会議のとりきめ」にある「わたしたちは、みんなで学び合い、一致点で行動します」という教育会議運

営の原則にてらしても、教育会議の機関紙の編集方針として、まことに当を得たものであった。構成団体の責任者たちの教育観だけでなく、人々のそれをさらにひろく深く確かめていく、その第一歩を踏み出したわけである。

しかし、機関紙「教育会議」は、この地道な仕事になぜかその後は取り組んでいない。「地域の教育」のあり方につき、人々のあいだにひろく深い合意をつくり出していくために、機関紙「教育会議」はもっと意識的に活用されなくてはならないと思われるのである。

地域活動の発展

坂下町教育会議は、以上みてきたように、それぞれの家庭および地区での、教職員の手助けをうけての父母・住民による子育ての共同的実践を組織し発展させることに、その重点を置くことになった。そして、事実、第5回教育集会を迎える1976年度から第7回教育集会が開かれる1978年度頃までに、各地区単位での子育ての共同的実践（この実践が「地域活動」と呼ばれている）は著しく発展する。いわば、その高揚期がこの時期である。各地区に眠っていた潜在的教育力がこの時期にほり起こされることになる。

「地域活動」と呼ばれている地区集会単位での実践は、実に多種多様な要素を内包しており、父母・住民による子育ての共同的実践を核とするものだとはいえ、各地区に埋もれている文化的遺産をほり起こすことから、父母・住民による共同学習、はては学校教育・保育園保育のあり方についての論議までを内包するものである。

(1) 1975年度の第4回教育集会を迎えるに際して、教育会議の事務局は、「運動の日常化と学習の定例化」という方針を打ち出している。1975年7月8日発行の「教育会議」第1号は、「運動と学習会を地域に組織しましょう——教育会議の一層の発展のために——」と呼びかけ、まず、つぎのように書いている。

「昨年度（第3回教育会議）の集会の中で、教育会議を更に発展させるためには、それぞれの地区に於ける運動と学習会を組織することが大切であると確認し合いました。そして、

部分的ではありますが、地域活動が始まられています。（例えば、子ども運動会、地区子ども農場、地域映画会、地域座談会、親子楽しみ会、遠足、学習会、親子マラソン、等々）』

それは、このように各種の地域活動を紹介しながら、そのうえで、それぞれの地区単位での親子ぐるみの地域活動をいっそう発展させながら、子どもたちの自治集団の育成をはかることを課題提起したのである。

「私たち大人の子どもの時代を振りかえってみると、それぞれの地区に、子どもたち自身の手による自治の集団がありました。たいていは、高学年も低学年も入り混じった集団でガキ大将がいました。そして、そのガキ大将を中心にして、かなりのいたずらもしましたが、多くの生活の知恵をもガキ大将や上級生から学んだものです。野山をかけずりまわって遊ぶ中で、心身を発達させ鍛えてきました。ところが、テレビが急速に普及し、経済が著しく成長する中で、親の生活はもちろん、子どもの生活も大きく変わり、子どもが遊ばなくなりました。そこから、子どもの生活や学習に大きな歪みが出てきました。いわゆる無気力・無関心といわれる子どもたちが育ってきたのです。

1 子どもの自治集団を育てていきたい。

どうかすると、子どものやっていることがまどろっこく感じられたり、ひどく低級でよくないように見えてしまったり、役員としてなにかをやらなくてはと考えてしまって、地域活動が子どもにまかせられなくて、つい大人が計画して、そこへ子どもを入れてしまうことがあります。しかし、一番大切なことは、子どもたち自身による自治の集団をつくることです。かつて私たちが経験したような自治集団ではなく、新しい意味での（民主的連帯感をもった）自治集団をつくることです。その中で子どもたちは、自らの力でたくましく育っていきます。大人は、こうした自治の集団を育てていくための条件を整えてやることが大切だと思います。

2 地域活動の方向

そう考えてみると、地域活動には大きくわけて3つの活動があるよう思います。

- (1) 子ども自身の手による子どもの活動
- (2) 親と子どもがともにやる活動
- (3) 親自身の活動。」

子どもの自治集団の育成のために(1)(2)の活動を提起するとともに、合わせて(3)のような「親自身が学び合い高まるための」学習活動をも提起したのである。地域=地区的父母・老人・青年が、読書会、教育座談会、郷土教室、民謡教室、ヨーラス、縁方教室、書道教室などを組織し、「子どもとともに親が育ち成長するということがあって、ほんとうの意味での『地域を育て子どもを育てる環境づくり』ができる」というのである。

「運動の日常化と学習の定例化」という方針も、それぞれの地区での、子育て実践の日常化とそのための親たちの学習の定例化という内容の方針であったわけである。この時期に書かれた石垣教育長の一文「教育の発展を願う」にも、「部落単位、できれば地域単位での学習会を是非実らせいただきたい」「私達は今こそ学習に取り組み、家庭づくりにも、地域づくりにも、その成果を活かし、日常活動を盛んにし」たいものです、とある。

(2) この「運動の日常化と学習の定例化」という方針は、その後も引き継がれる（1976年度まで）方針であるが、この方針がめざすもの（=目的）は「家庭づくり」「ふるさとづくり」「体力づくり」の3つである。この点はつぎのように示されている。

主題 運動の日常化と学習の定例化

副題 家庭づくり、ふるさとづくり、体力づくり

家庭づくり	いこいと生産としつけの場としての家庭づくり、老人の知恵と若者のエネルギーが結び合う家庭づくり、ゆたかな話し合いと心のかよい合う家庭づくりにつとめる。
-------	--

ふるさとづくり	ふるさとの自然と文化を子孫につなげ、更に新しく上づみさせ、水と緑
---------	----------------------------------

坂下町教育会議と教育住民自治（勝野）

	(川上川、樺の湖、町のさつき、等)を守り、うつくしい町づくりにつとめる。
体力づくり	町内に発展しつつあるスポーツ諸団体を軸に、スポーツ人口の底辺をひろげ、地域に根づかせ、とくに簡易スポーツの普及により体をきたえ、保健事業の充実をはかり、生産と繁栄、幸福を支える体力づくりにつとめる。

これらの目的を達成するためにとして、各部落の学習会の定例化、各部落の6人委員会の定着化、各地区委員の合同研修会の推進、子ども会・校外クラブの活動の重視・育成、町青少年球技大会の実施、町民体育、等々の方針が事務局から打ち出されている。とくに各地区での「学習会の定例化」のなかでは、「地区の、保・小・中・高の親(できれば婦人会、老人クラブ、一般の人も含めて)の学習会を定例化したい」とまで書いている(教育委員会「昭和50年度の学校教育の重点」)。

(3) 1975年度から地区集会がより本格化していったことは、機関紙「教育会議」第3号(1975年11月6日)をみてもわかる。というのは、これによれば、10月24日に町連合P.T.A合同地区委員会(合同6人委員会)が開かれ、その席で各地区集会の開催日と話題とが一斉に決定されているからである(この席での未決の地区は4つ)。11月16日の第4回教育集会に向けて、その後に地区集会が陸續と開かれていく。機関紙「教育会議」は、第4号(1975年11月8日)・第6号(同年11月12日)・第7号(同年11月13日)で「地区小集会での話題あれこれ」を連続してレポートしている。そして、とくに第7号では、「みんなで地域づくりをめざそう、地区小集会の『定例化』を願いながら」と呼びかけ、一斉に地区集会が開かれるに至った、その成果を踏まえて、さらに地区集会の定例化まで追求しはじめたのである。地区集会が教育集会の直前になって集中的に開かれるという状況から、その定例化に向けて踏み出すことにはさまざまな困難があるけれど

ども、その「教育常会」化が追求されることになった。

(4) さらにもた、「地域に根ざす教育」の創造という点でも、1975年度の第4回教育集会で打ち出された方針は、注目に値する。第4回教育集会の席上、石垣教育長は、その基調提案のなかで、教育集会の主題を「テレビに子守をさせないで、わたしたちの生活と地域文化を育てよう」に設定した意図を説明しながら、

「私たちは今、私たちの生活の事実をありのままに見つめ直し、私たちの祖先が営々として築いてくれた生活のなかにある地域文化を洗い直し、そのなかにある人間の生き方を、とくと学びとらねばならないと思います。

(中略) 本日の分科会でも、地域文化、そこに生きる人間の生き方に焦点を合わせて、自分たちの地域の自分たちの文化を伝承し、さらに育てる方向で論議をお願いしたいと思う。」

とのべて(広報「さかした」昭和51年2月1日)、地域文化の発掘・伝承・創造を課題提起したのである。そして、教育集会はシンポジウム「私たちの生活と地域文化を育てるために」を開いている。

「地域文化の発掘・伝承・創造」というだけでは、その内容=方法は具体性を欠くけれども、「地域に根ざす教育」の創造にとって、こうした仕事への取り組みはいかにしても欠かすことができない。その意味で、この石垣提案は、学校教育を地域に根づかせるうえでも重要な意義をもつものであった。

なお、この石垣提案は、1975年6月26日発行の冊子『教育の発展をめざして教育会議の運動を考える(原案)』(坂下町教育会議事務局長石垣明名で発行されたもの)を踏まえて発表されたものと考えられるが、この冊子論文は明らかに「地域に根ざす学校教育の創造」を課題提起するものであった。部分的に引用し紹介しておこう。

1 坂下町の教育文化について

坂下町には美しい自然と教育文化の豊かな遺産があります。私たちは、坂下町の自然と文化と人間をだいじにしな

がら、地域に根ざし、地域の人々の幸福につながる教育文化の創造につとめます。

- ・ 地域の自然と生活、文化をだいじにしながら、科学や芸術を学び続けていく子ども・町民の発展、進歩を願う。
- ・ 教育文化に対する町民参加の道を開いていく。

2 学校教育

- ・ 子どもが自ら学習していく姿勢を具体的な教育活動のなかで明らかにし、地域に根ざす教育の内容と方法を確立する。
- ・ 学校が一つにまとまって、地域の課題をふまえ、教育目標をひとつひとつ具体化していく実践を重ねて、主体的に学校づくりをする。

学校教育の充実

- ・ 事実をありのままに直視し、把握し、問題を発見していく目を育て、生活の事実・実感をともなって自らの生き方をさぐる。
- ・ 自主的民主的集団活動を育て、価値を生み出し発見できる連帯性を育てる。
- ・ 生活に根ざす真実の科学を求め、学問をわかろうとする意欲を育てひきだし、生き方にかかわって学び、豊かな学力を身につけさせる。

3 社会教育

町内の実情にそって、生涯教育の立場で自己学習・相互学習を推進していくたい。

- ・ 学校教育と社会教育がかたく結び合いながら、町民が個人または仲間で意欲的に学習していく生涯教育を推進する。
- ・ 内容として、町民の要望にしたがい、政治、経済、文化、芸術等、求めに応ずる学習を保障する体制づくりにつとめる。
- ・ 坂下町の公民館が町民の総合学習センター（文化センター）になるようにつとめる。

める。今こそ学校は、その活動に積極的に参加・協力・推進する役割を果すようにつとめる。

- ・ 自然をだいじにし、文化遺産を保存し、伝承し、創造し、文化の香り高い町づくりをする。

地域に根ざす教育の確立とともに、さらにすんで実生活と結ぶ学校教育の創造を課題提起したものである。

(5) 1976年度の「坂下町教育会議の方針と重点」は、前年度の方針「私たちの文化を私たちの手で創り出す」を継承し発展させるためにとして、「坂下町の自然と文化と人間を大切にしながら、町民の幸福につながる教育文化を創造するために、教育会議をすすめよう」という方針を打ち出している。そして、この方針は、単位団体の日常活動の活発化・交流・連携、地域活動の活発化、の2つに具体化されているが、この方針は実は前記の冊子論文から引用されたものであったのである。したがって、本来からいえば、学校教育が「地域に根ざす教育の内容と方法を確立する」ことをもこの方針は含んでいたのであるが、教育会議の重点はいよいよ地域活動にしばられていくことになった。

(6) 機関紙「教育会議」第1号（1976年9月16日）は、「各地域で、親子で、保小中合同で、一層内容の深い、多彩な活動が取り組まれ」として、各地区での実践を表3のような一覧表にして紹介している。

表3 夏休み中のとりくみ

小野沢	合奏練習（親で） 海水浴（部落で）	上野地区合同（親子で）付知川遊び
中部	小、中合宿 海水浴（親子で）	
本郷	郷土をさぐる（親で） 海水浴（親子で）	
大門	盆おどり大会（親子、部落で）	
時鐘	学校プールサイド草刈り（小・中で）	
矢渕	矢渕まつり（親子、部落で） 親子映画会	

坂下町教育会議と教育住民自治（勝野）

樺ノ木	郷土学習(伝説調べ), 親子手づくり会 廃品回収, 瑞浪化石博物館見学(小, 中で)
外洞	外洞合同ソフトボール大会(親子で) 小, 中で合宿, 廃品回収(小)
高部	廃品回収 子ども広場の草刈り (小, 中で)
西方寺	手作り教室(わら細工), 幻灯会(親子で) 中河原グランド作り, 朝起会(親子で)
握	親子対抗ソフト大会 地域の歴史しらべ(古老に聞く, 小, 中で)
相沢	部落の歴史調べ(親子で) 廃品回収, 楽しみ会(保, 小, 中で)
新田	新田部落の歴史を聞く会(親子で)
中之垣外	マラソン, 公会堂のそうじ
東町	親子工作会, 運動会(自治会) 部落の歴史を聞く会(親子で)
上鐘	七夕まつり(盆おどり) } (親子で) 工作教室, 読書会
樋ヶ沢	盆おどりの夕(部落全員で) 七夕(保, 小で)
松源地	保育園の子と遊ぶ会(折紙, 遊び方) 廃品回収(小, 中で)
新町	飯ごうすいさん(親子で) 廃品回収(保, 小, 中で) はたるを親子で増やそりと, 川へ流す
本町	工作会, 歴史(田沢さんから聞く) 勉強会, 廃品回収(小, 中で)
島平一	さつき植え=部落に花を(親子で) 映画会
島平二	親子バレー大会 楽しみ会(小, 中で)
乙坂	小中合同合宿
宮前	廃品回収
旭町	勉強会, 瑞浪化石博物館見学(小, 中で)
伝馬町	中学生による幻灯会(保, 小, 中で) どぶ掃除(中で)
大沼町	伝馬町と合同で, 幻灯会, どぶ掃除
赤田	親子映画会, 公会堂のそうじ(親子で) 廃品回収, 合宿(保, 小, 中で)

◎小学校, 中学校の単独の行事は省略してあります。(合宿, 勉強会, 花火大会, 楽しみ会, 歴史地図作り, 道標作りなど, 各地域で取り組まれました。)

◎ラジオ体操は全地域の部落で, 子どもの力で実施。

第2号(同年10月3日)には, 「地区活動に広がりと深まりが」と題して, 事務局がつぎのような文を寄せている。

「今年も夏休みを中心に各地域それぞれ創意あふれる地区活動がみられました。坂下町教育会議発足以来5年め, 活動が町全域にひろがりをみ, そのどれもが日常的に定着してきたなあという思いがします。そして, 物事の基本にかえって追求しようとする, 内容的な深まりがうかがえます。」

その第3号(1976年10月4日)は, 教育会議の代表者会議で夏休み中の各地区での行事について報告・反省がなされ, 1976年度の特徴として, ①地域ぐるみ・親ぐるみの行事参加が多かったこと, ②どの部落の活動にも地域差がなく活発であったこと, ③親の発想で計画し実施されてきたこと, ④奉仕的活動がある程度ふえてきたこと, の4つがあげられたと報じている。ついで, その第4号(同年10月13日)は, 10月8日に町連合PTA合同地区委員会(合同6人委員会)が開かれ, そこで石垣教育長がつぎのように挨拶したことを報じている。

「夏の地区活動は昨年と比べものにならないくらい活発であった。これが教育会議5年目の成果の現れであり, 以前より頼りになるたくましい子どもになってきた。坂下の人々が一致して地域の教育のために話し合う土俵のあることは, 誇ってもよいことだ。しかし, 子どもをとりまく環境はもうほっておけないところまできており, すべての力で子どもを健全でたくましくかしこく育てなくてはならない責務がある。」

第6号(1976年10月28日)の見出しには「運動の日常化と教育集会の成功をめざして, 地区別小集会続々開かれる」とあり, 第7号(同年11月7日)には「ほとんど会合を終わった地区別小集会」とある。

盛り上がる地域活動を踏まえて、第5回教育集会（1976年11月14日）では、地域活動の報告が行なわれる。実践報告は、「家庭教育（家庭と子育て）」「部落の連帯づくり」「生産活動と部落づくり」「健康文化活動による部落づくり」「老壯連合会活動と連帯づくり」「青年の活動と連帯づくり」の6つであるが、地区の人々のあいだの人間的連帯づくりの実践の報告が主になっている。

(7) 1977年11月20日の第6回教育集会に向けて、各地区での地域活動は大きな盛り上がりを見せる。

教育会議の西尾綱三議長は、「第6回教育集会に寄せて」（『第6回坂下町教育集会資料』序文）のなかで、今年は「小集会毎に特色が出ていて、集会も愈々地域に定着してきた」「本町の小集会では、昨年に比べて出席者が倍近く増え、特に母親の意見の発表と交流が活発であり、みんな何かを求めるかを創り出したいという意欲をもつて熱意に圧倒された」等々と書いている。

教育会議事務局は、「教育会議今までの5ヶ年」（『第6回坂下町教育集会資料』）のなかで、坂下町教育会議が課題を「地域活動を丹念に掘りおこすことに集中」していったことについて、つぎの4点を指摘している。

第一。教育会議は「坂下町に豊かな教育的土壤を町ぐるみで創り出していこう」という考え方で設置されたものであること。

第二。「親が子に伝えたいもの」という教育集会テーマは、「親や地域が教育を自分の問題として基本からとらえなおすことを要求するものであり、身近さと切実さがあるものであること。

第三。誕生以来5ヶ年間、教育会議は「『親が子に伝えたいもの』という精神を継承しながら、それを基調に多くの困難を克服しながら、地域活動を丹念に掘りおこすことに集中されていった」とこと。

第四。「この間、日本の教育の荒廃は一段とへびこり、子どもの心とからだの破壊が進行し、学力論争も巷にみちた。しかし、まさにこ

の状況こそ、地域の教育土壤の耕しを必要とし、地域に失われた教育の回復を要求するもの」であること。

以上の4点である。この事務局見解のなかで特徴的なことの一つは、「親が子に伝えたいもの」という教育集会主題をもっぱら地域活動とかかわらせてとらえていることであり、これを「親が教育を自分の問題としてとらえなおすことを要求するもの」と解していることである。教育会議が課題を地域活動のほり起こしに集中してきていることをよく反映している。

(8) 教育会議事務局の資料部が発行した冊子『教育会議資料(1)——地区活動について——』（1978年6月16日）によって、その地域活動論の一端をみておこう。冊子は、まず、「今、私たちはなぜ地域活動を大切にするのか——地域活動の意義——」のなかで、つぎのように書いている。

1 地域における自主的な異年令集団活動によって、体や手を発達させ、生活の知恵や技術や集団のルールを、年上のものから年下のものへと受けつぎ、心を通わせることでできる集団に育てる。「自主性、仲間（連帯）意識、体力づくり」

2 親子の共同活動を積極的に進めるなかで、親は昔から伝わった遊び・生産労働・行事・文化を子どもに伝えるなかで、親子の心のつながりを深め、地域を守り育てる。自然との共生のなかで子どもは人間らしく育つ。「親子の心のふれあい、子育ての伝承、地域文化の向上と自然保護」

3 人間の社会的本能である「ひとのために役立つよろこび」を充分發揮できる場をつくり出すこと。「奉仕活動、表現活動」

4 以上をすすめていくために、親同士が気楽に話し合い学び合うことを大切にして指導力と連帯性の向上に努める。「親子の話し合いの場（家庭）、地域毎の学習会、親睦、連帯」地域活動の意義というよりは、その内容を明らかにしたものである。冊子は、ついで、地域子ども会指導の方法について書いている。

⑦ どんな行事でも子どもたちが主体とな

ってやりぬくようとする。「目を放すな、手を出すな」は、大変がまんのいることです。が、結局は子どもがひとり立ちできていくかどうかのわかれ目です。但し、教えていかねばならることは、大人の自信と威厳をもって教えていくべきでしょう。

① 小さい子の意見を大事にして説得と納得ですめる。往々にして大人や大きい子のボス的命令で動かされることになりがちです。見た目は悪くても、モタモタしても、子ども自身が失敗を重ねることで大きく成長していきます。

② 計画は手落ちがないよう相談に乗ってやって下さい。事前の準備、段取り、会場施設を借りる時の手続き、使ったあの始末など、社会的常識を助言・指導下さい。

③ 日常活動や行事はすべての親の理解と協力援助とで成り立つ。地域ぐるみの教育で子どもを見守り育てていくこと。どの子にも気軽に声をかけていける間柄になること、あいさつ運動がひとつのかぎっかけになるのではないかでしょうか。よその子でも注意できる、叱れる大人になること。

相当に懇切丁寧な手引書となっている。ついで冊子は、親子ぐるみの地域活動の意義にふれて、つぎのように書いている。

「この坂下に生きる私たちは、未来をになう子どもたちに、私たちの真摯な生きざまそのまま受けとめさせていきたい。大きい子は、小さい子の世話を通して、自分の力量を確かめ高めていく喜びを体で感じとり自信をつけていく。小さい子は大きい子の懸命な姿を見習って成長する。私たちはよりよき地域づくりをすすめることを生きがいとしていくべきではないでしょうか。」

このように解説したのち、冊子は、1977年度の各地区での多種多様な地域活動を紹介しているわけである。

この冊子は、坂下町教育会議が坂下町全域につくり出した地域活動の一つの理論的な総括といえるものである。そこで、本来ならば、坂下町教育会議がほり起こし発展させてきている地

域活動と呼ばれる実践について理論的な考察を私なりに加えなくてはならない。とくに、この地域活動なるものを「教育の住民自治」という概念のなかに位置づけること、「教育を地域住民の手で」というときの「教育」の全体像ないし全体構造をはっきりさせること、に取り組まなくてはならない。しかし、ここで私の地域活動論を展開する余裕はないので、機会をあらためて論及することにする³¹⁾。

教育会議から町民会議へ

1977年11月20日の第6回教育集会を準備する過程で、「教育会議から町民会議へ」という方針が打ち出される。この方針は、1972年11月にスタートした教育会議・教育集会の過去5年間の歩みを振り返りながら、これからさき5年間に教育会議をどのように発展させるかを展望しながら、打ち出されたものである。機関紙「教育会議」第1号(1977年7月7日)に、当時の坂下小・日比野一郎校長がこの方針について書いている。なお、同「教育会議」第8号(1977年11月17日)でもこの方針が打ち出され、その見出しには、「町民こぞっての参加で坂下町教育集会の成功を——教育会議から町民会議への発展の契機に——」とある。

(1) 教育会議の代表者会議等での論議を踏まえてまとめられた日比野論文「教育会議から町民会議へ——第2次教育会議5ヶ年の発足にあたって——」は、まず、教育会議の5年間を振り返りながら、「地域活動を丹念に掘りおこす」ことに相当の成果をあげることができたという。ついで、「教育会議6年めをむかえ、あたらしい5ヶ年への展望をもとう」の箇所で、

「本年は教育会議も6年めをむかえる。この6年めは、あたらしい第2次5ヶ年への広い展望の上に立っての大事な第1年めとして、

正しく位置づけていかなければならない。」とのべて、「第2次5ヶ年の教育会議の前半3ヶ年を教育会議の精神の全町民への滲透の期間とし、あとの2ヶ年を町民会議への移行の年とする」ために、代表者会議は当面つぎの2つの方針を決定したのだと説明している。組織方針と活動方針の2つについていう。

一 組織の拡充の方針

教育会議の運営は、「とりきめ」第5条に依り、参加団体の代表者会議が最高決議機関としてあり、日常の業務（企画・資料・広報）処理には、事務局（教委・学校）を設けてあたってきた。しかし、今や、教育会議が真に全町民のものとして発展しなければならないという声にこたえて、

- 1 加盟の枠を、個人・団体にわたって拡げていくこと。
- 2 事務局に親代表を加えていくこと。
(当面、保護者会・PTAから6名)

二 活動の方針

- 1 生きがいの追求
- 2 助けあい精神の昂揚

教育会議の精神を住民のあいだによりひろく深く浸透させ、教育会議の組織を拡充し、そうすることをとおして教育会議を町民会議に発展させるという構想を示したものである。

教育会議の精神の普及・浸透がなぜ町民会議を誕生させることになるか、教育会議の精神とは何か、町民会議はどのようなものとしてイメージされているのか、これらの点いま一つはっきりしないが、日比野論文は「教育会議の精神」に関してのべている。

「全ての親が、教師が、子どもが、それぞれに生きがいを求めて朝夕を生きており、その実現はあたたかい地域の支えの中ではじめて可能となる。主体性と連帯性こそは正に集団のいのちなのである。

教育について親が語るとき、自分の仕事の中での自己実現のたたかいを通じて把んだ真に具体的で実感に裏づけられた要求を語らねばならない。

人は、今の仕事に托した自分の人生を肯定するにせよ否定するにせよ、そこには血みどろのたたかいがあるはずである。その苦闘の中に、知恵と分別と生きる力を獲得していく。その集積こそが子育てのエネルギーであり、教育も文化もそこにこそ根をはる。教育への提言もそこからなされてこそ真実の力となるのである。説得力が發揮され、教育をは

げまし、大きく教育を地域に根ざすものとして発展させていくことが出来るのである。」

前段でこのようにのべたのち、ついで、「教育会議の精神、方針の拡充は、おのずと町民会議への構想を呼びます」として、後段でその理由につき以下のようにいう。

「教育会議は、もともと、…教育を全町民のものとする学習と運動であり、そうした状況の実現は、坂下町の政治も産業も経済も文化も全てが、この町の全ての人々によって理解されて互いに助けあっていけるという状況を切望する心に必然的に連動していくはずだからである。……

牛を飼う人も、米を作る人も、山に樹を育てる人も、商店の経営をする人も、会社・工場・役所などで働く人も、互いにその仕事のよろこびとかなしをわかりあい、その発展を助けあいながら、だれもが本来の姿を得て、心おきなく精いっぱい生きがいを追求できる——、

そういう町に坂下がなってほしい。

さいわいわたしたちの坂下町には、今日まで多くの先輩たちがなしとげてきた貴重な町づくりの遺産がある。それを受けついで、さらにあたらしい町づくりを目指さなければならぬ。

その精神的主柱こそは、教育会議の精神ではなかろうか。」

「教育会議の精神」をどのようなものとして理解しているのか、やはりなかなかはっきりしない。しかし、この日比野論文の意図しているところは、教育会議が「教育を全町民のものとする」運動であるかぎり、さらに「政治も産業も経済も文化も」そのすべてを全町民のものとする運動を起こし町民会議の設置をめざしてしかるべきではないか、ということにあると解されるのである。民主町政の実現をめざす、民主町政の基盤としての、町民会議の設置を課題提起したものであろう。

(2) 日比野校長のこの論文は、向こう5ヶ年間の方針=展望を打ち出したものであるが、その内容はいま一つはっきりしない。しかし、「教

坂下町教育会議と教育住民自治（勝野）

育会議から町民会議へ」というこの方針は、1977年11月20日の第6回教育集会の場で公式に打ち出されており、たんに日比野校長個人の構想にとどまったものではない。

第6回教育集会において、教育会議事務局長の石垣教育長は例年のごとく「報告と提案」を行なうが、それは、教育会議の成果、子どもの姿と今後の方向、地域活動、町づくり、教育会議の今後の方向、本日の集会にのぞむ、の6つの柱から成っている（広報「さかした」昭和53年2月1日）。このうち、地域活動の箇所では、「地域活動は教育会議の目標を達成するための具体的な場であり、精選と日常化が重要な課題です。精選とは中身の充実と多様化をはかることです。」

とのべて、「地域活動の精選と日常化」を課題提起し、ついで「教育会議の今後の方向」の箇所では、

「今後の方向は町民会議の発展の方向を目指すべきです。参加各団体、地域、個人の活動を盛んにし、相互に助け合いながら、苦難をのり越え、あたたかい人間関係にささえられながら、自分たちで作り出し継続・発展する教育会議にしたいものです。」

とのべて、教育会議は「町民会議への発展の方向を目指すべきです」と提案しているからである。「町民会議へ」の方針が坂下町教育会議の1977年度第6回教育集会で公式に打ち出されたわけである。

とすれば、坂下町に町民会議を実現するために、教育会議の77年度以降の運営は、相当に質の高いものに発展させられなくてはならない。「地域活動の精選」ということも、たんに一般的に「すぐれた地域活動を」ということではなく、「町民会議の実現に結びついていくような地域活動の創造を」ということでなくてはならない。「精選とは中身の充実と多様化をはかることです」というとき、「中身の充実」「多様化」の方向が、「町民会議へ」の方針にてらして、より具体的に示されてしまるべきであった。

(3) 1977年度の坂下町教育会議の運営方針と活動の重点とが6月9日の代表者会議で決定さ

れるが、この方針・重点は、「教育会議から町民会議へ」の構想に立ってまとめられたものである。

昭和52年度坂下町教育会議の運営

方針

- たすけ合い、学び合い、わかり合うことをとおして、地域の人々の連帯をつくりだし、豊かな町づくりを進めよう。
- 仕事、子育て、文化活動を発展させ、それぞれの生きがいを追求しよう。

活動の重点

- 組織の強化
 - ・教育会議の趣旨に賛同する団体には幅広くよびかけ加入していただく。
 - ・教育会議の趣旨に賛同する個人には幅広くよびかけ加入していただく。
 - ・企画部へ会員の代表にも参加していただく。
- よい文化を積極的に
 - ・講演会、映画会、演劇会、音楽会等を実施し文化活動の向上につとめる。
 - ・坂下町史の副読本に学びひろめる。
 - ・文化的サークル、あつまりを援助し、交流し、学び合って、向上につとめる。
- 単位団体の活動強化
 - ・教育会議を構成する（賛同する）団体の活動を交流し発展させ推進する。
 - ・学校は、児童生徒の学力の向上につとめ、健全な心身を育て、学校教育の目的達成につとめる。
- 地域活動の強化
 - ・地域活動の活発化をはかり、大人も子どもも自分から行動してよい地域をつくる。
 - ・地域活動（子ども会、校外クラブを含む）もまた、行動力、思考力、学力の向上をめざすものである。
- 体力づくり
 - ・坂下町民総合体育館の活動を主軸に、町民の健康づくりを進める。
- 広報活動の強化

年間を通しての機関紙の定期発行をすすめ、活動の交流と声を反映させ、運動をひろめる。

○ 日常活動

- ・あいさつをしましょう。
- ・清潔な町にしましょう。
- ・健康な心と体をつくりましょう。

この方針は、1978年度の方針としてもほとんどそのまま引き継がれているが、「教育会議から町民会議へ」という新たな方針をどの程度まで具体化しえているか、検討してみなくてはならない。

「活動の重点」の「組織の強化」の第1項（団体への加入呼びかけ）で考えられた団体は、坂下中学校卒業生の父母会であった。発起人22名の呼びかけで、77年7月17日にこの父母会が開催されている。同第2項（個人への加入呼びかけ）で考えられたのは、歴代のPTA会長であった。ついで、同第3項（企画部への会員代表参加）で考えられたのは、保・小・中のPTA代表の教育会議事務局企画部への参加であり、その後にこの参加は実現する。しかし、企画部への会員代表の参加については、事務局サイドは、この時期にはさらに、高等学校の校長・教頭、老社会・婦人会・青年会・教育委員会事務局の代表、等々の参加も考えていたようである。

「活動の重点」の「広報活動の強化」の箇所では、機関紙「教育会議」の定期発行、会員の声を機関紙に反映させること、この2つが考えられている。会員の声を機関紙に反映させることは、かつて教育会議の発足当時に試みられたことがある（機関紙「教育会議」1974年2月22日号、同23日号の特集「今の教育について私はこう思う」）から、その試みを再開するということになるが、坂下町地域の父母・住民の教育観・教育要求をひろく確かめながら地域の教育を創造・発展させることを意識しているかぎり、この方向は大きな意義をもっている。機関紙「教育会議」の定期発行を追求することによって、「地域の教育をどのように創造するか」について、紙上で公開論議を展開することがのぞまれよう。

「学び合い、わかり合う」ためにである。そうすれば、機関紙「教育会議」への関心も、一段と高まると思われる。

問題は「地域活動の強化」にある。「強化」の中身にある。

「町民会議へ」の方針を掲げるのであるかぎり、ひろく父母・住民・教職員が参加しているものであるかぎり、この地域活動の内容をどのように質的に高めるかが問題である。地域活動には、各地域で父母・住民が共同して子育てにあたるという方面と、各地域の父母・住民（大人）自身が共同学習をとおして自己教育をすすめるという方面と、この2つがある。このうち、「町民会議へ」の方針を具体化しようとすれば、とりわけ地域活動のこの第二の方面を重視し、これに比重をかけるのでなくてはならない。しかし、「地域活動の強化」にいう「強化」の中身は、「町民会議へ」の方針と結びつけて内容的に明らかにされるまでにはすすまなかつた。

総じて、「町民会議へ」の構想=方針をどう具体化し町民会議の実現に向けてどう運動をすすめるかについて、事務局内部で緻密な論議がなされたとは思われない。

(4) 第6回教育集会の直後の77年12月1日、事務局会議が開かれ「教育集会のまとめ」を試み、第6回教育集会の成果と欠陥および今後の課題が論議されている。成果として、日常活動（あいさつ、町をきれいに、健康な体づくり）の定着、地域活動の質的発展（行事中心から生産活動・地域文化の掘りおこしへ）、サークル活動（民踊、陶芸、書、手づくり玩具、等）の定着、等々があげられている。欠陥として、第一に、教育会議のよさが親自身に意識化されておらず、それが親自身のものになり切っていないことが指摘されている。教師主導型からいまなお脱却できていないというわけである。第二に、「教育会議から町民会議へ」の構想の1年目であるという位置づけがなされ得ずにつすすめられたことがあげられている。この構想を実現していくための「親のとらえ直しの必要性に意識的であったか（とらえ直しは親をつくりかえること）」という。総じて、教育会議をいっそり發展させてい

坂下町教育会議と教育住民自治（勝野）

くうえにも、教育会議を町民会議に移行・発展させていくうえにも、父母・住民の権利意識を格段に高めていく必要があること、この権利意識の全面的変革の仕事に意識的に取り組んでいく必要があること、をここで確認し合ったものとみられる。だから、今後の課題のところでは、第一に、町民会議への移行プランをより緻密なものにねりあげる必要があること、さしつめ「基盤としての教育会議の基礎固め」をする必要があること、が指摘されている。ここでいう「基礎固め」は、「地域の教育を地域の父母・住民の手で」という自覚を父母・住民のなかに形成することによって、はじめて達成されるものと思われる。第二に、そのための具体的な手立てがいくつか列挙されることになる。

- 教員・保母の研修体制確立
町教研で裏づけていく。年間通した分科(散)会のつみあげ。指導力の充実。
- 各参加団体の任務分担と年間活動
教師主導型からの脱却。独自活動の重視。
- 地区小集会・6人委員会の年間を通じての開催
活動の点検・交流。
- 教育会議主催の学習会・リーダー研修会
- 機関紙…地域活動の交流・紹介など、月1回発行の定期化
資料…活動の中で資料を作り活用していく。

地域活動を発展させることになお力点が置かれているが、そのなかで上記の自覚をどう意識的に形成していくかということが新たな課題として内在していたとみられる。

しかし、「地区小集会・6人委員会の年間を通じての開催、活動の点検・交流」ということがいわれている程度であって、地域活動の内容的・質的な再編成をいうまでにいっていない。

1978年度に発表される坂下町教育委員会「住民自ら取り組む地区活動を」（派遣社会教育主事会議資料）という文書は、この頃の地域活動（そのなかでの父母・住民の学習会）の中身をよく伝えている。このなかに「地区学習活動」につい

てまとめた箇所があるが、まず、78年度の合同6人委員会の研修内容を次のように示している。

月	テーマ	学習内容・方法
5	子ども会育成の方法	・見なおせ子ども会…映画 ・年間計画の立て方…テキスト・講義
9	・家庭での子育て ・地域での文化活動の進め方	・子育てのポイント…講義 ・実践報告（学校、園、家庭、子ども会）
12	・冬休みの過ごし方 ・家庭・学校の役割	・冬の子ども会活動、親子の接し方 ・学力をつけるには

ついで、その内容をつぎのように紹介していく。

「(合同6人委員会研修会)を経て、各地区(30地区)では、地区委員を中心に年間計画を立案し、子ども会育成、家庭教育、教育問題一般、地域の歴史、地域の自然、古老人の話、等々の内容で学習を進めている。(中略)

(成果)

- ・親の学習活動が進むにつれて、地域子ども会の活動も活発になり、活動の質も向上し始めた。
- ・地域住民の連帯意識が高まってきた。
- ・家庭での子育て実践が進み始め、青少年の非行は皆無といってよい程である。
- ・成年男子の学習会参加が多くなってきた。』

各地区での父母・住民による学習は、子育ての共同的実践のための学習の域から一步も出ておらず、学習内容の再編成の課題性をよく示している。

(5) 1978年2月21日、教育会議の事務局内部で、地区6人委員会を強化するための方策等が討議されている。①地区6人委員会の合同研修会を年間3回制とすること、②各地区別の6人委員会の学習会を年間3回以上計画すること、③地区集会・地域活動をいっそう推進するために、恒久的な専門委員を設置して6人委員会を7人委員会とすること、④さらに団体(代表)および個人を事務局企画部に迎えて、教育会議運

営への参加の道を開くこと、⑤各種団体の独自活動の発展をはかること、等々の事項が論議されている。この論議のなかで事務局企画部に迎える団体(代表)および個人として何が考えられていたのか、手許の資料からはわからない。ここでの論議の主題は6人委員会の強化に置かれていることは明らかである。6人委員会制を7人委員会制に再編成して地域活動の継承性・系統性を高めることまで、この事務局会議で論議されている。

しかし、第7回教育集会(1978年11月19日)での「報告と提案」の中で、石垣教育長が「本年度より、教育会議の正式の機関として6人委員会を位置づけて頂き、年3回の学習会を計画しすでに2回を終りました」と述べているが、6人委員会が「教育会議の正式の機関として位置づけ」られたというのは、どのような意味であろうか。

各地区の6人委員会がそれぞれ年3回の学習会をもつことになったことをいうのであろうか。そうだとすれば、「正式の機関」として位置づけられたとは、とてもいえない。

合同6人委員会を教育会議の正式の機関として位置づけることは、現在なお坂下町教育会議にとっての重要な研究課題であって、この問題の解明が差し迫って必要となっている、といわなくてはならない。合同6人委員会の意思が教育会議運営(方針の形成・決定)にはっきりと反映する仕組みに、教育会議を機構改革しないかぎり、6人委員会を教育会議の正式の機関に位置づけたとはいえない。

(6) 機関紙「教育会議」第4号(1978年9月22日)は、「夏休みの活動から」の箇所で、78年度夏休みの地域活動を総括して書いている。

「町民一人ひとりの人間的な願いを大切にし、それをみんなでたしかめ合い、一致した力で、たくましい子ども、ゆたかな町づくりをめざす坂下町教育会議の活動も、各地にしっかりと根づきはじめました。ラジオ体操、勉強会、合宿、畑づくり、水泳教室、手づくり教室(竹ぼうき、おもちゃ)、地域の歴史しらべ、地域まつり、等々、全ての地域で地域に

ふさわしいとりくみが幅広く行われました。親と教師の援助とはげましのもとで、『自分が主人公になって、地域を教室に、仲間とともに力いっぱい生きる』という目標めざして、自分たちで考えて行動する姿、大きい子も小さい子も、それぞれ役があって力を合わせている場面が、各地で見受けられた夏休みでした。

こうした活動から『楽しかった地域行事』『がんばった家の仕事』『みんなでやった勉強会』『仲間とおもいっきり遊んだ』等々、たくさんの作品が生み出され、なかには休み後も地域行事を行っている地域や子どもたちがいることはたのもしいことです。』

同第3号(1978年7月30日)は「全地域の懇談会をへて夏の活動はじまる」と書いているから、各地域でひろく上記のような活動が展開されていったものと思われる。

(7) 1978年度の第7回教育集会に向けて、教育会議事務局は、冊子『教育会議—秋の学習資料—』を発行する(1978年9月26日)。各地区での学習会の教材として作られたものであるから、町民会議の実現に向けて、その基盤としての教育会議の基礎固めのために、「親をつくりかえる」ことをどのように意識して編集されたか、大いに興味深い冊子であった。3点からこの冊子の内容等を検討してみよう。

第一。冊子は、「坂下町教育会議の歩み」を概説しながら、父母・住民の教育会議のいっそり理解に役立てようとしている。それは、坂下町教育会議の設置理念に関して、つぎのように述べている。

「坂下のすべての人たちが、坂下という地域の中にいきづいている生活を土台として、『かしこくたくましく心豊かな』子どもに育てる方向をさぐり出していくことと、第1回集会で話し合いを深め、子育ての土壤としての家庭、地域社会を創り出していくことを、日常的に気長に続けていくことを確認しました。そして、そのための機関として教育会議を常置し、教育集会を主催していくことを決議したのです。第1年は、教育会議を認識

し、方向性を見出した年といえましょう。」

ここでは、教育会議の設置目的が「子育ての土壤としての家庭、地域社会を創り出していくこと」に見出されている。つまり、いわゆる地域活動を掘り起こし発展させることが教育会議の目的だというわけである。そして、この地域活動が過去5年間のあいだにどのように発展したかをフォローし、1975年度には「年間を通して活動を続ける部落が多くなり、話し合う教育会議から真に行動し（よりよい）地域をつくりあげようとする教育会議（に発展し、その）基礎はどっしりと根をおろしあはじめ」、1976年度には「数々の地域に根ざす活動を生みだし、その実績と喜びをみんなで分かち合うことができ」とはどまでになった、という。そして、1977年度には「教育会議から町民会議へ」という方針が打ち出されたとして、この方針について若干の解説を加えている程度である。「町民会議へ」の方針について、なんらの補充説明も加えていない。

教育会議の「基礎固め」のために、「親をつくりかえる」ために、という明確な課題意識をもって教育会議の設置理念・歴史をとらえかえして冊子が編集されたとは思えない。

第二。冊子は、「地域活動の手びき」のなかで、「子どもたちの夏の活動が正しい援助によって成功した東町めぐりのとりくみ」を詳しく紹介している。「自分たちの住んでいる東町をもっとよく知り学ぶ」ことをねらいにした「東町子ども会」（小学生15名）のこの活動経験は、1978年度の第7回教育集会で子どもたち自身によって報告される、それほどの価値を内包するすぐれたものであった。

この「東町子ども会」の活動を冊子は教育会議事務局資料部の解説つきで詳しく紹介している。以下、資料部の解説を若干紹介しておく。

東町子ども会のこの活動は、上記のねらいにもとづいて、①住んでいる人を知る（家族の氏名と年令）、②人々のねがい、③人々の生きてきた苦労を知る、の3つの柱で、子どもたちが東町住民の家庭訪問をしそれをまとめたものである。子どもたちは「今まで話したことのなかったおじさん、おばさん、おじいさんやおばあさんから話を聞くことができました。このような活動を通して『ふるさとを大事にし、人々の苦労から生き方を学び、地域の人々と協力し合える』、こうした子どもたちに成長させること

が、今日もっとも大切なことです。地域ぐるみの活動とは、まさに東町がよき手本ではないでしょうか。教育会議のねらいもここにあるのです」という。

人々は、それぞれ自分のねがいや苦労を語って聞かせるのであるが、なかでもある母親は「開拓団引き揚げの記」と題して戦争のもたらしたものと体験的に詳しく語っている。この「戦争体験談、戦争を知らない今の子どもたち、物がある程度ある今日、この話を子どもたちほどのように受け止めたでしょうか。私たち戦争を体験した者は、戦争の恐しさ、悲しさを事実によって訴え、再び戦争のないよう、戦争を知らない子どもたちに訴えつけなければならぬと思います。祖父母、父母の生き方から、自分たちの生き方を学ぶ子どもたちに育てましょう。」

この東町子ども会活動についてのこれ以上の詳細は、別の機会にゆずる。

この子ども会が取り組んだ活動こそ地域活動の手本であり、「教育会議（設置）のねらいもここにある」という。地域に住む父母・住民がまさに子どもたちの内面=生き方の形成に参加していったという意味で、この地域活動がまさにすぐれたものであることは否定できない。そして、このような質の高い活動が各地域に生み出されることが、つよく期待されているのである。このことは確かである。

しかし、「教育会議から町民会議へ」という方針が打ち出されてから2年目のこの時期に、質の高い地域活動をそれとして紹介しながら各地域でそうした活動を生み出すように呼びかけるだけで足りるのであろうか。新しい「町民会議へ」「基礎固め」の方針に立てるかぎり、いわゆる地域活動の内容の質的再編成こそが課題提起されなくてはならなかつたのではないか。

第三。「町民会議へ」の方針が打ち出されている下で、事務局資料部から上記のような冊子が発行されたことは、その冊子が「より質の高い地域活動を」という編集方針に立つものであるかぎり、事務局会議（企画部、資料部、機関紙部の3つで構成されている）の運営の問題性を表出したものといわなくてはならない。事務局会議の内部で「町民会議へ」の方針が果たして若干なり論議されたのか、こうした疑問さえ生ずるほどである。「町民会議へ」の方針=構想そのもの（日比野論文）が極めてわかりにくい内容のものにとどまつたことも、事務局会議の運営

に民主主義の原理を貫徹させる必要をつよく示していると思われる。

向こう5年間の方針として打ち出された「町民会議へ」の方針は、はやくも79年度には教育会議の運営を導く能力をほとんど失ってしまう。極めて高水準の方針であるから、少なくとも事務局会議内部だけでも十分に論議をつくり、方針の具体化をはかることがのぞまれたのである。もっとも、「町民会議へ」という方針は教育会議運営そのものの方針たりうるか、という疑問は残るけれども。

そのために、1979年度からの教育会議の運営は、いくらか混乱をきたしているようである。「町民会議へ」の方針、地域活動の精選・多様化、家庭づくり、等々が混在したままであり、特定の目標を設定してそれを一貫して系統的・計画的に追求するという状況にはない。教育会議の「基礎固め」をどのような内容・方法ですすめるのか、この点も未解決のままである。こうした混乱の克服のためにも、少なくとも事務局会議での民主的な論議を組織することが差し迫った課題となっていると思われる。

(8) 1979年4月1日、「坂下町民憲章」が制定される。それはつぎのようなものである。

わたしたち坂下町民は、緑豊かな高峰山にいだかれ、雄大な恵那山と木曽川の清流にはぐくまれた文化と伝統をうけつぎ、郷土を愛しより豊かな住みよい町にするために、

- 1 自然を大切にし、美しい環境をつくりましょう。
 - 2 知能をたかめ、健康な体をつくり、道義をまもりましょう。
 - 3 おたがいの立場を尊重し、感謝と寛容の心を育てましょう。
 - 4 くらしに夢をもち、笑顔で汗を流しましょう。
 - 5 物と心の調和をはかり、産業を興し、文化を高めましょう。
-

この町民憲章の制定にともない、この憲章の精神を踏まえて、あるいはこの憲章の現実化をめざして、教育会議が運営されることになる。

機関紙「教育会議」第1号(1979年5月23日)は、79年度の教育会議の活動方針・重点をつぎのように書いている。その活動方針は、「このたび、坂下町民憲章が制定され、文字どおり町ぐるみで豊かな町づくりにはげむめあてができました。私たちの教育会議も、町民憲章の精神を汲みながら一層の発展をはかりたい」と前置きして、1977年度の活動方針の2つの項目に「坂下の未来を担う子ども達のために、健全な教育環境をつくりだそう」を追加している。その活動の重点は、家庭づくり、地域活動、調査・広報活動、文化活動、単位団体の活動、組織の強化、日常活動、の7項目から成り、このうちの第1項から第3項まではつぎのようになっている。

1 家庭づくり

- ・親が子育ての願いを持ち、ともに行動する。
- ・自分の生きがいを子どもに語り伝える。
- ・基本的生活習慣をつける手立てを明らかにする。

2 地域活動

- ・地域活動を活発にし、大人も子どもも自ら学び行動して、よい地域をつくる。
- ・子ども会、校外クラブ等の活動を通して、行動力、思考力、学力の向上をはかる。

3 調査・広報活動

- ・学校、家庭、地域の活動の実践と充実・発展をはかるため、調査活動をすすめ、広報活動を活発化する。

このような1979年度の活動方針は、とくに「家庭づくり」を重視してこれを第1項に掲げた点を別にすれば、77年度のそれと比較して大差はない³²⁾。つまり、広義の地域活動を発展させることを方針としたものといってよい。

(9) 地域活動の発展をはかるという方針は、79年2月20日にもたれた「坂下町教育会議・6人委員会合同研修会」の場でも打ち出されている。というのは、この合同研修会の場でも事務局からの提案として「昭和54年度坂下町教育会議について」という文書が出されるが、そこ

で、前年度の活動内容を整理しながらその成果³³⁾と欠陥を示し、「本年度の取りくみ」をつぎのように示しているからである。

○ 活動の方針と重点

——自立(学習の継続)と連帯(人間のつながり)——

① 教育会議の組織の強化

② 社会教育と結び、青少年の健全育成を推進する

③ 具体的な活動の活発化

イ 学習活動の継続をはかる

ロ 地区集会の定例化をめざす

ハ “子育て”の具体的な実践を出すようにする

ニ 10地区単位の活動、グループ活動など多様な活動を生み出す

ホ 諸活動の手引を作り出す

ヘ 父親の出番

ト 地域の活動家づくり

④ 相互理解と協力体制の確立

1979年度に活発化されるべき具体的な活動として7項にわたって打ち出されているものは、やはりいわゆる地域活動そのものであって、それを超えるものは含まれていない。

もっとも、この文書の末尾に(参考)としてつぎのように書かれているところをみると、「町民会議へ」の方針がなお生きているともみられる。

(参考)

a 新しい地域づくり…地域のみなおし

1 町の経済生活をゆたかにする。

2 自然を大切にし、古い伝統文化を守り文化活動を盛んにして、新しい地域文化を創り出していく。

3 社会保障・福祉に力を入れ、ゆったりとした生活ができるようにする。

4 自立と連帯をかね持つ思いやりのある住民意識を作り出していく。

b 団体の発展の要件

1 民主化と個の確立

2 取り組む問題

3 活動家・世話人を育てる

4 新しい連帯と地域づくり

ここでは、「地域づくり」という概念が「町の経済生活をゆたかにする」とか社会保障・福祉の充実をはかるなどの内容を込めて理解されているからであり、このような「新しい地域づくり」は民主町政の実現を要求することになるからである。この「地域づくり」構想をベースに据えて地域活動の活発化をはかることこそが課題となるはずである。

(10) 79年6月3日の事務局会議で石垣教育長は「昭和54年度教育会議について」を文書提案する。この提案は、教育会議の過去7年間の歩みをたどることからはじまって、つぎの4点を課題提起している。

第一。教育会議そのものについての学習である。

「8年目を迎える、ここまで歩んできた道すじについて一人ひとりがもう一度これまでの記録を読み返し、教育会議の意義と、その成果・問題点などを明らかにして、確固たる信念と具体的な手立てをもって54年の活動に入りたい。」

教育会議の事務局の構成員をまえにしてのこのような課題提起は、事務局構成員のなかにさえ「確固たる信念」の動搖が生じ、教育会議が一つの岐路に差しかかっていることを物語っている。教育会議運動の総括が必要となってきたことを示している。

第二。教育会議をいっそう発展させていくためには、学校・保育園の教育実践をより質の高いものにしていく必要がある、ということである。

「坂下の教育会議が全町民に真に理解され、運動が定着し、坂下の教育環境が万全となるには、学校・園の実践が基本となり中心となることは、だれもが認識しているところである。我々の抱えている諸課題を明らかにし、学習し、討議し、共通理解の下に実践にうつし、坂下の子どもたちに真の学力をつけ、気力にあふれ、あたたかい人間性をもった子どもに育てたいものである。

当面つぎのような課題に取り組まねばなら

ない。

- ① 学力について
- ② 子どもの生活指導
 - (1) 学校・園における指導
 - (2) 校外・園外の指導
- ③ 体力づくりについて
 - スポーツ活動、労働教育のあり方について
- ④ 子どもの実態調査について
 - 何のためにどう調査するか

第三。夏休みまでに取り組むべき4つの課題についてである。

- 子どもの地域活動の活発化(精選と日常化)
- 親の学習会の定例化(家庭における子育て)
(しつけ)(子どものあそび)
- 子どもを対象にした全町的行事
- 子どもの発達段階に応じた学校・園の生活指導体制の確立

ここでも、子ども会活動の指導および親の学習会を主たる内容とする地域活動が課題とされているとみてよい。

第四。教師の学習についてである。教師の学習すべきテーマとして、民主主義の基本、学力の共通理解、住民運動について、町づくりに果す役割、生きて働く組織づくり、の5項目を提案したうえで、「過去の実践を問い合わせ直す謙虚さと、合意によって新しい方向に歩み出す勇気と」を教師に求めている。これまでの実践を問い合わせ直す謙虚さとか、あるいは新しい方向に歩み出す勇気とかを教師に求めていることも、教育会議の運営にいまや質的飛躍が求められるにいたっていることを示している。上記の5項目の学習内容についての提案も、そうした質的飛躍を達成するうえにという観点からなされている、と解されるのである。

総じて、ここでの石垣提案は、「町民会議へ」の方針を基本方針とすることができなくなり、それに代る方針も打ち出されていない、そうした状況から生じた教職員の消極性を如実に反映したものである。

(11) 1979年度の第8回教育集会をまえにし

て、各地で地区集会が開かれていく。6人委員会の責任で開くこの地区集会への、よりひろい層の参加を意識的に呼びかけた点も、さきの「町民会議へ」の方針の一つのあらわれであるともみられる。地区集会への参加がともするとその地区的父母=親に限られていく、この傾向の克服をめざして地区集会へのよりひろい住民の参加を呼びかけている。

79年7月11日付で地区委員・地区担当教員宛に出された事務局長・石垣明名の「地区集会(懇談会)についてのお願い」は、「集会参加の輪を広げていただければ」として、

「話し合いのテーマによっては、保・小・中の親だけの集会に終わらせないで、

- 1 自治会長
- 2 地区出身の町議会議員
- 3 老壮会員
- 4 婦人会員
- 5 青年層

等にも働きかけ、参加していただくように」と書いている。また、その後は坂下町教育会議名で全住民に向けて地区ごとに「回覧」板をまわし、「教育会議地区小集会にご参加を!」と、つぎのように呼びかけている。

「地域の子供を地域住民の手によって、“かしこく、たくましく、心豊かに育てましょう”という趣旨のもとに、8年前坂下町教育会議が発足しました。以来、年を追って参加団体の数もふえ、活動内容も充実して参ったことは、喜こばしいことです。そして、何と申しましても、教育会議の発展は地区活動の充実と日常化です。地域のみなさんが、青少年を健全でまっとうに育てるために、知恵と心と力を寄せ合って好ましい子育て環境を創り出していただくことが願いです。

ただ今、保・小・中の地区委員の方々が中心となって、各地区(自治会)毎に、小集会を計画しておられます。どうかこの集会に、若い方からお年寄り、自治会役職員まで、全ての方がご参加ください。特に国際児童年に因んだ具体的な活動が、小集会の中で地域の実情に即して考えられると、一層有難いと存じ

ます。」

もっとも、このような呼びかけがなされたことは、地区集会への父母・住民の参加が目立つて減少してきたという状況を反映しているのかもしれない。そうだとすれば、それは、教育会議運営への父母・住民の批判のあらわれと解されなくてはならないであろう。

(12) 79年の9月26日から28日までの3日間、合同6人委員会研修会が開かれている。そして、夏の活動の反省のうえに立って、9月以降の地区集会の実施計画がねられている（機関紙「教育会議」第4号、1979年10月18日）。論議の結果、

- 1 よい子育て実践は、個人の実践段階に終わらせないで、地区へ拡げることが大切である、
- 2 子育ては、当事者だけの問題ではなく、地域の若い人からお年寄りまで、総ぐるみの営みにするよう配慮することが大切である、
- 3 地域の教育力（教育的環境の整備を含む）を高めることが、今大切である、

等々の結論を出している。「総ぐるみの地域活動」の必要を確認したものである。

ついで、この機関紙「教育会議」第4号は、「国際児童年記念第8回教育集会のめあて」という事務局見解をのせている。

「めあてとして、

第一に、今日の子どもの現実——子どもの『心と体』の危機的状況および子どもを取りまく環境の荒廃状況——を明らかにし、打開のための合意をひろめる、

第二に、民主教育をすすめ、子ども自身のなかに、平和を愛し生命を尊ぶ心を育てる、

第三に、子どもを取りまく社会的、教育的環境条件を整えることを運動して追求する、の3つの柱を中心課題として、地区集会での研究討議、運動をすすめるとともに、全体集会に結集していきたい。」

このような事務局の見解=方針は、従来からの「地域活動の活発化」の枠を超える要素を含んでおり、「町民会議へ」の方針にてらしてよ

り具体化されるべきものであった。「環境の荒廃状況の打開のための合意づくり」とのべ、「社会的・教育的環境条件を整えることを運動として追求する」とのべる、このような見解は内容的にあまりに抽象的だからである。

(13) しかし、機関紙「教育会議」第6号（1979年11月9日）がつぎのような「小学校のとりくみ」を紹介するとき、その取り組みは、それ自身としてはすぐれているけれども、従来からの地域活動の枠を少しも超えるものではなかった。「祖父母に習う伝承工芸、祖父から父へ、祖母から孫へ」は、つぎのように書いている。

「長い地域の歴史のなかで、生活を通して創り出されてきたいく多の伝承工芸も、社会変化とともに、世の片すみに押しやられ消えていきつつありますが、工芸品を見たり習ったりしながら、先人の生活の知恵や歴史を探りつつ、人としての生き方を学んでいくことは、今の時代こそ必要とされています。そこで、教育会議の集会にあわせて、小学校では老社会のお年寄りや商工会の方々に依頼して、次の様な民族工芸を子どもに教えていただきました。しめ縄、かご細工、わらぞうり、わら馬、ひも細工、刺し子、はり絵、こてまり、わら細工、お手玉、おみこし。坂下地域の先人の方々から子どもたちが学ぶことは、きっとばかり知れないほど多くあると思います。」

伝統文化に触れることを通じて「先人の生活の知恵や歴史を探りつつ、人としての生き方を学んでいく」という方法は、すでにこれまでの地域活動のなかで追求されてきた方法であって、これまたその枠内の実践である。

(14) 1979年9月21日、教育会議の事務局会議が開かれ、そこで6人委員会合同研修会の持ち方について論議している。はじめに、6人委員会委員の親の問題がつぎのように出されている。

- 親がやらされていると受け取っている→自分でやらねば
(自分のため。子どものため。教育会議に真剣に取り組むことが子どもの力をつ

することにつながる)(町づくりへつながる一良識的なバランス感覚)

○ そう受けとめている背景

1 地域で指導していく(意義と)方針がないから。

①子どもがどうなっているか具体的につかんでいない。

②行事や活動を通して子どもをどう育てるか、何を育てるか、見通しがない。

③こんなことばかり力をいれていて学力がつかか心配。

④子どもの扱い方が分らない(指導方法)一言うことをきかない。

2 親の側の主体性が生かされていない。

①学校・園の主導型になっており、親の発想をとりいれることが少ない。

②親の側と学校・園の緊密な連携が不足。

③親の側に対する評価が少ない。語りかけの不足。

④親の側の指導者が毎年交代している。

ついで、研修会のすすめ方等が論議され、「やらされている」という意識をどう変えるかが問題とされているが、そのための手立てをはっきりさせるまでにはいっていない。

「教育会議の大切さへと(話を)発展させたい、親の自覚が高まり6人委員会を中心になってよしやろうという心構えまでもってもらうように」するとか、いま少し具体的に、「地区学習会の中身の検討。1回目は子どもの活動についての話し合い。2回目は親の役割を中心にして話し合う」とか、こうした手立て論にとどまっているからである。

(15) 坂下町教育会議は、1977年度に「教育会議から町民会議へ」という方針を打ち出し、時期区分からいえば第3期に入る。しかし、以上にみてきたように、1977年度から現在までの第3期においては、もはや第2期にみられたような地域活動の高揚・発展もみられず、むしろ父

母・住民のなかに「先生たちにやらされている」という気分さえみられるようになる。また、当の教職員のなかにも教育会議運営に消極的となる傾向がみられるようになる。

どうしてこのような気分・傾向が父母・住民・教職員のあいだに生まれたのか、これをどのようにして打開していったらよいのか。これこそ坂下町教育会議(事務局)が解明しなくてはならない当面の問題である。

第3期だけに限っていえば、すでに指摘したように、つぎのような理由があげられる。

第一。「教育会議から町民会議へ」という方針が教育会議の運営方針としては必ずしも適切なものではないことである。教育会議そのものはあくまで地域の教育・文化を創造し発展させるための会議であって、政治を革新することを目的とするものではないからである。

第二。「町民会議へ」という方針は、だから、よほど教育・文化の創造という課題にひきつけたところで具体化されなくてはならず、そのための十分な論議がまたれたのであるが、事務局会議の構成員でさえ「町民会議へ」の方針の形成・決定に参加していないことである。もちろん、「町民会議へ」の方針をどう具体化するかの検討にも参加していない。少なくとも事務局会議内部での民主的な論議を十分に積むことなしには、「町民会議へ」の構想を踏まえての教育会議運営の方針を確定することはできないであろう。

第三。教育会議の発足以来、地域活動を掘り起こし発展させることが一つの方針としてあり、第3期にも「地域活動の精選・活発化」の方針は堅持されたわけであるが、「地域活動を発展させる」という方針が具体化されて提示されていないことである。どのような地域活動をどのように発展させるかは、第2期と第3期、1978年度と79年度、等々で違っていなくてはならないと思われる。そうでなければ、地域活動の質的・内容的な発展はないということになるからである。

第四。各地区での父母・住民がそれぞれ子育ての共同的実践に精力的に取り組んでいるとす

れば、当然に、教職員は「地域に根ざす学校教育」の創造に共同して精力的に取り組まなくてはならないであろう。父母・住民・教職員の子育てのための共同は、各地区での地域活動の方面と、学校での教育実践の方面と、この両面で実現されなくてはならない。そうでなければ、父母・住民のなかに、「先生たちにやらされている」という気分が生じて当然であろうし、「こんなことばかり力をいれていて学力がつくか心配」という不安が生じて当然であろう。そして、父母・住民のなかにこのような気分・不安が生じてくれば、これの反映として、教職員が地域活動にたいして、さらには教育会議そのものにたいして、消極的となることにもなるであろう。「確固たる信念」にぐらつきが生ずることは避けられないであろう。

以上、ここでは、第3期に入ってから教育会議運営にたいして父母・住民・教職員のあいだに消極性が生じている、その理由を4つばかり指摘してみたが、坂下町教育会議の課題については次節でより本格的に論究することにしよう。

「町民会議へ」の方針が打ち出された1977年度は、いわゆる7・20教育「正常化」決議が県議会で強行採択された年であった。また、教育「正常化」推進団体である「中津川市坂本地区教育懇談会」が1976年11月に結成されており、この会は当の恵那地域のなかで『恵陽新聞』等を利用するなどして「恵那の教育」の非難活動を開始している。1980年7月には『先生、授業の手を抜かないで』が出版され、当の恵那地域で大いに出回ることになる。さらに、1980年10月には10・7教育基本法「改正」要望決議が再び県議会で強行採択され、同様の要望決議がとくに岐阜県西濃地方の市町村議会で陸續と採択されるにいたっている（10月19日・安八郡神戸町議会、10月17日・揖斐郡池田町議会、等々）。

「地域の教育を地域の父母・住民・教職員の手で」という「教育の住民自治」の理念に立つ坂下町教育会議にとって、これら各種の教育「正常化」推進の動きは、まことに深刻な意味をもっており、さまざまな困難・障害をつくり

出すことになっている。こうした動き（これがその第3期に集中的に生じている）が坂下町教育会議の運営をいわば「外部」から困難に陥れる要因となっていることは、いかにしても否定できない事実である。

しかし、教育の政治的・行政的な支配・統制の体制づくりをめざす教育「正常化」の動きは、反対に、坂下町教育会議のレーザン・デールをいっそう高めることになっていることも否定できないところであるから、坂下町教育会議の運営に民主主義の原理をよりいっそう徹底させながら、その設置理念の全面的実現をめざして会議が運営されなくてはならない。いまやかつてない多くの人々がこの坂下町教育会議に注目しているのである。

〔注〕

- 22) なお、この「準備会」では、「教職員組合を加えるかどうか」の問題をめぐって、若干の論議がなされたようである。結果的には「学校代表として加える」ということになったが、その際の梶田小学校長の見解は、「教職員組合の代表を、組合代表という形ではなく、学校代表という形で加える必要がある」というものであり、「校長が学校代表として参加するのだから、そのほかに組合代表を学校代表として加える必要はない」という意見を退けたものである。この論議のなかで、梶田校長は日頃の持論を相当に詳しく展開したようである。
- 23) なお、「守る会」そのものが教育会議の設置にどのような態度をとったかについては、つぎのような記録がある。1971年度の「守る会」総会(150名参加)は、「生きるよろこびにみち、ひとりだちの出来る子どもに育てるために」語りあい学びあい行動しあう中で、地区に広げた会の輪を、全町規模の『教育会議』(仮称)に結集しよう」と申し合わせた(「坂下町教育研究会のあゆみ」『昭和49年度町教育研究会発表会資料』1975年2月発行)。
- 24) 詳細は、前記『教職理論研究』第4号・1980年の拙稿論文。
- 25) この点、その後、「〈座談会〉恵那の戦後教育運動30年の歩み」『教育運動研究』第2号・あゆみ出版、のなかで相当詳説されていることを知った。
- 26) 機関紙「教育会議」第3号(1974年2月12日)によれば、教育会議の「とりきめ」は、第2回教育集会(1974年2月25日)を準備する同年2月1日の実行委員会で決定されている。
- 27) 「坂下町教育会議を誕生させたもの」は、もちろん以下みていく「恵那教育会議」の経験等だけではない。加えて、たとえば、1970年代に入って坂下町教育会議の設置を呼びかけていた人々――

- 西尾鋼三委員長、石垣明教育長、吉村新六町長、梶田敏郎校長、日比野一郎校長、等々——のことがある。たとえば、吉村新六町長等は青年期に「大正デモクラシー」を主体的に抱ったといわれる。
- 28) この「恵那教育会議」の件については、勝野充行「恵那教組と恵那教育会議の運動」岐阜教職理論研究会『教職理論研究』第4号・1980年が本格的研究を開始した最初の論文である。
- 29) 1969年10月15日より実施となっている「恵那教育会議」規約に付記されている「恵那教育会議機構図」でみると、市町村単位の教育会議は、教育委員会、PTA、校長会、婦人会、青年団、教職員組合で構成されるものとされている。だから、坂下町教育会議については、1972年スタートの時点ではじめて「教職員組合を加えない」ことになったのではなく、1958年スタートの旧「坂下町教育会議」でも教職員組合を加えないという特殊な形態をとっていたのである。だから、この構成法は、坂下町教育会議にいわば伝統的なものである。
- 30) 「教育運動」という概念は、本来、教育政策ないし教育行政に対して使われる概念であって、「子育て実践」と同義のものではない(宗像誠也『教育と教育政策』岩波書店をみよ)。子育ての実践はやはり教育実践である。たんに言葉の問題のようにみえるが、坂下町教育会議の歴史のなかで一つ感じさせられることに、対教育政策=対教育行政の本来の教育運動を父母・住民・教職員が団結して起こすという追求がほとんどないということがある。教育会議は、子育て実践のための組織でもあるが、同時に、教育運動のための組織でもあるはずである。
- 31) 地域活動に関する文献としては、つぎのようなものがある。その一部を掲げる。
- 「子どもの生活を豊かにする行事の創造」日本生活教育連盟編『生活教育』1976年9月号。「地域で教育を考える」教育科学研究会編『教育』国士社、1980年6月号。石田和男「恵那の地域に根ざす教育と手の労働」森田俊男『個性としての地域』民衆社、1976年。同『地域の理論』同前、同『地域国民教育の思想』同前、同『地域にねざす国民教育』同前、同『地域——統治能力と人間性の形成』民衆社、1979年。剣持清一『地域と教育』民衆社、1976年。
- 32) それにしても、1979年度の活動方針では、なぜに「家庭づくり」を第1項に掲げたのか、その必然性がはっきりしない。
- 33) この成果のなかで、つぎの4つがあげられている。
- イ 教育の今日的課題である家庭教育の確立がすすみはじめた。
 - ロ 6人委員会を正式に教育会議の機関として位置づけることができた。
 - ハ 非行がほとんどなく、子どもが成長しつつある。
 - ニ 親の自覚が高まり、学習がすすみ、“子育て”が地についてきた。
- このなかに、再び6人委員会が教育会議の正式の機関として位置づけられたとあるが、このことの内容は依然としてはっきりしない。

第3節 坂下町教育会議の課題(1)

第2節の「坂下町教育会議の誕生と発展」のなかでは、私は、坂下町教育会議の設置理念を確かめること、その後の教育会議の運営過程での理念がどのように具体化されたかを確かめること、この2つを課題としてその誕生・発展の過程をフォローしてみた。そこで、本節では、そのまとめの意味をも含めて「坂下町教育会議の課題」に論究し、今後に坂下町教育会議をより充実させ発展させていくうえでの課題を提起してみようと思う。

それらの課題については、すでに第1節および第2節で少しづつ論及しているが、坂下町教育会議の存在価値をさらに一段と高めるための課題をまとめて列挙すれば、つぎの6つぐらいに要約されると思われる。

- (1) 「地域の教育は地域の父母・住民の手で」の自覚を父母・住民のなかに形成し、教育会議の「基礎固め」をはかることである。
- (2) 学校教育・保育園保育への父母・住民の関与権の保障の方途を追求することである。
- (3) 従来からの地域活動の内容的・質的な再編成をすすめることである。
- (4) 町民会議の実現をめざすことである。
- (5) 地域に根ざす、子ども・父母・住民の実生活と深く結合する、学校教育・保育園保育の創造に取り組むことである。
- (6) 教育会議の運営に民主主義の原則をより徹底してつらぬくことである。

1980年代の教育政策・教育行政の動向を見通したとき、以上の6つの課題が合わせ追求されなくてはならないと思われるが、本節では、これらの課題のうち、(2)の課題についてだけより詳細に論究しておくことにする。そして、(2)の課題に論究するなかで、関連する他の5つの課題についてもできるだけ論及していくみたいと思う。

学校教育への関与権の保障

1972年度に設置された坂下町教育会議は、第2節の誕生・発展の箇所でみてきたように、坂

坂下町教育会議と教育住民自治（勝野）

下町の全地区で地域活動を掘り起こし発展させると、まことに刮目すべき成果をあげている。この地域活動は、とりわけ1976年度から78年度までにかけて、著しく高揚し発展している。この頃の資料からは、関係者たちの熱気さえ伝わってくる。こうした実績にてらしてみれば、地域活動を掘り起こし創造し発展させるという方針は、まことに当を得たものであったといわなくてはならない。

しかし、親(集団)による子育ての共同的実践、これを核とする従来からの地域活動も、いつまでも順調に発展するものではない。1979年度以降になって、従来からの地域活動がさまざまな困難に直面し、マンネリ化し、関係者たちが疲労感に陥りつつあることは否定できない。いまや、従来からの地域活動の内容的・質的な再編成が課題となっている、といわなくてはならない。

親(集団)による子育ての共同的実践、これを核とする従来からの地域活動がどうして停滞しつつあるのか、その理由が多方面から解明されなくてはならない。とくに、父母・住民のなかに「先生たちにやらされている」という気分がひろがっているとすれば、こうした他律的・受動的な姿勢がどこからきているのか、これをより能動的な姿勢にどのようにして変えていくのか、が問われなくてはならない。

従来からの地域活動の内容的・質的な再編成に際しては、以上のような問題の解明が必要となるけれども、坂下町教育会議にとってのこれから的基本課題が「地域活動の再編成」にあるとは思われない。むしろ、従来からの地域活動を内容的・質的に再編成していくためにも、坂下町教育会議のそもそもの設置理念に立ちかえって、これから的基本課題を確かめながら、その基本課題との関連で地域活動の再編成の方向をはっきりさせなくてはならないように思われる。

(1) 坂下町教育会議の設置理念は、いうまでもなく、「地域の教育を地域の父母・住民の手で」自主的・主体的に創造するというところにある。「教育の住民自治」の制度的確立にあると

いってもよい。しかし、その際に、「地域の父母・住民の手で」自主的・主体的に創造・発展させられるべき「地域の教育」とは、坂下町の各地区での子育てのための実践（これを「地域活動」と総称している）だけをいうのではなく、各家庭での子育てはもちろんのこと、学校（以下、保育園も含めていう）での教育をも含んでいることが十分に注意されなくてはならない。その設置理念にてらしてみれば、「地域の教育」とは、坂下町という地域で営まれている教育=子育ての実践をトータルに指すものであって、さらに大人の自己教育までも含んでいるのである。

とすれば、坂下町教育会議がいわゆる地域活動を掘り起こし発展させることだけを課題とすることは、必ずしもその設置理念に正しく沿ったものとはいえないということになる。

坂下町教育会議の歴史およびその設置理念にてらしてみれば、とりわけ現在、坂下町の父母・住民が6人委員会を中心にして地区ごとに子育ての共同的実践に真摯に取り組んできた、それほどの真摯さをもって、学校の教職員が「地域に根ざす学校教育」「実生活と結合する学校教育」の創造に共同して取り組むことが課題となっているといわなくてはならない。

(2) 各地区での子育てのための共同的実践にあれほど真摯に情熱的に取り組んでいた父母・住民が、なぜに「先生たちにやらされている」というような気分に陥ることになったのか。その理由としては各種の要因が考えられるけれども、理由の一つは、「地域の教育」を創造し発展させていくうえでの父母・住民と教職員とのあいだの協力・共同の一面性にあるのではないか。

父母・住民と教職員とのあいだの協力・共同は、地域活動を創造・発展させるという場面では、教職員が父母・住民に協力し援助するという形態をとる。地域活動が父母・住民を主体とするものである以上、しごく当然なことである。しかし、学校教育の中身を創造・発展させるという場面では、それは、その逆の形態、つまり父母・住民が教職員に協力し手助けするという形態にならざるをえない。そして、事実、

「地域に根ざす学校教育」の創造にせよ、さらには「実生活と結合する学校教育」の創造にせよ、実際に地域に生き地域に生活している父母・住民の協力・手助けを教職員がうけることなしには不可能だと思われる。また、事実、各地区の父母・住民は、教職員の協力・手助けをうけての地域活動への取り組みのなかで、教職員が「地域に根ざす学校教育」を創造し発展させていくうえに不可欠な「教材」を豊富に発掘し豊富に提供してくれているのである。

しかし、これまでの歴史のなかでは、父母・住民は、いわば教職員の手助けをうけるばかりであって、教職員を手助けすることができないでいる。「地域に根ざす学校教育」の創造に真摯に取り組むとすれば、教職員は父母・住民の手助けをうけざるをえないはずであるのに。

このような父母・住民と教職員とのあいだの一面的な協力・共同が継続すれば、父母・住民が「自分たちだけがやらされている」という気分に陥っても、なんらの不思議もないであろう。ごく自然な人間的感情だからである。父母・住民は地域活動に共同して責任を負い、教職員は地域に根ざす学校教育の創造に共同して責任を負う、この基礎のうえで両者の協力・共同の関係を組み立てる必要が生じているのである。

(3) 「地域の教育を地域の父母・住民の手で」という自覚は、坂下町教育会議を誕生させた意識である。この自覚こそ、坂下町教育会議の誕生・存続・発展の基礎にあるものである。坂下町教育会議の将来は、この自覚がどの程度までひろく深く坂下町の父母・住民のあいだに形成されるかにかかっているから、この自覚をどう形成するかが坂下町教育会議の課題となっていることは間違いない。

ところで、この自覚がもっとも端的に表出する場面はどこかといえば、それは、教育基本法10条が禁止する教育への「不当な支配」を公権力が行なってきたときである。より具体的にいえば、公権力が学校教育への政治的・行政的な支配を強行しようとしてきたときである。このときに、上記の自覚がつよく形成されているな

らば、教職員・父母・住民の合意によってこれを排除することができる。そして、排除することができるの、そのときだけであろう。

そうだとすれば、坂下町教育会議は、「地域の学校教育を地域の父母・住民・教職員の手で」という自覚を父母・住民・教職員のあいだにひろく形成することを不斷に追求しなくてはならないが、このような自覚の形成のためにも、教職員が地域の父母・住民の手助けをうけながら地域に根ざす学校教育の創造に不断に取り組んでいる必要があるのである。というのは、教職員と共同して学校教育の中身の創造に取り組んでいる父母・住民にしてはじめて、「不当な支配」の不当性をよりするほど感知できるのだからである。

政治的・行政的な教育支配はなぜに「不当な支配」として排除されなくてはならないか。この理由に関しては、すでに多くのことをのべてきているが、さらに教育基本法10条の規定そのものにそくしていえば、それぞれの地域の父母・住民の全体に直接に責任を負って教育がなされなくてはならないからというのがその理由である。学校教育は父母・住民に直接に責任を負って行なわれなくてはならない、とすれば学校教育は政治的・行政的な支配に服するようなことがあってはならない、これこそ教育基本法10条が公権力による教育支配を「不当な支配」として禁止した論理なのである。

地域の父母・住民に直接に責任を負いながら地域に根ざす学校教育の創造に取り組んでいる教職員にしてはじめて、「不当な支配」の不当性を正しく指摘できるのだといわなくてはならない。もちろん、父母・住民と教職員との共同こそ、教職員が父母・住民に直接に責任を負って学校教育を創造する形態であるが、この共同は、学校教育に向けての父母・住民の発言・関与を権利として保障しようとするものであるから、「不当な支配」によるこの共同破壊の政策＝行政は、父母・住民によても教育権の侵害とつよく実感されることになる、と思われる。

反対に、学校教育に向けての父母・住民の発言権・関与権の保障（地域に根ざす学校教育を創

坂下町教育会議と教育住民自治（勝野）

造するための父母・住民・教職員の共同の達成)が不斷に追求されていないところでは、学校教育とかかわっての権利意識が父母・住民のあいだに形成されるわけもないから、「不当な支配」は容易に学校教育をとらえることになるであろう。

(4) さて、坂下町の学校教育の中身は坂下町の父母・住民・教職員の手で自主的・主体的につくりあげていくのだという自覚は、すでに坂下町教育委員会の指導指針のなかにみられるものである。問題は、それにもかかわらず、教育会議のこれまでの運営のなかではこの指針が具体化され切っていないところにある。

坂下町教育委員会の指針をみてみよう。

坂下町教育委員会が町立小・中学校の教職員に向けての指導行政をすすめる、その際の指針としている文書がある。坂下町教育委員会『昭和55年度学校教育の方針と重点』がそれであるが、この文書の序に、「坂下町においては、町の教育を全町的規模で創り出そうとする坂下町教育会議が、拡がりと深まりを増してきた。このような全町あげての動きの中で、全職員は一層真摯に教育実践と研究につとめ、父母、地域住民の学校教育に対する期待と信頼にこたえなければならない」とあるように、この文書(以下、『方針と重点』とする)もまた、坂下町教育会議を誕生させ存続・発展させてきた実績を踏まえて、ねりあげられつくりあげられてきたものである。

この『方針と重点』昭和55年度版の内容を、少しばかり紹介してみよう。この文書は、

- 1 全職員の協力態勢による学校経営の充実、
- 2 たくましく心豊かな児童・生徒を育て、安全で楽しく落着いた学校づくりにつとめる、
- 3 指導力の向上をめざし、あたたかさときびしさに満ちた教育研究態勢の確立とその推進につとめる、
- 4 学校教育に対する信頼の確立につとめ、父母・地域住民の信託に応える、

の4節から構成されており、とくにその第4節はつぎの3項から成っている。すなわち、

① 教育会議8年間の歩みをふまえ、坂下町の町づくりに大きな役割を果すべく、それぞれの問題を分担し、家庭、学校関係諸機関との連携を密にして、父母・町民と共に学習活動・地域活動を活発にし、学校、家庭、地域の教育力を高めるため、坂下町教育会議の一層の充実と発展に努力する、

② 教師は、父母・地域住民との対話を深め、連携を緊密にして地域に学びながら、学校が地域の教育文化センターとしての役目を果すようにつとめる、

③ 坂下町の自然と生活、教育文化の遺産を大切にして、教育者としての英知と誠意をもって坂下町教育の向上につとめる、

の3項がそれである。このうち、とくに注目すべきは②であって、そこでは、「父母・地域住民との対話を深め、連携を緊密に」すること、「地域に学ぶ」(「坂下町の自然と生活、教育文化の遺産を大切に」することを含んでいる)こと、学校を「地域の教育文化センター」とすること、が教職員に求められている。父母・住民と共同して地域に根ざす学校教育を創造することを、教職員に向けて求めていることは明らかである。

(5) では、「地域に根ざす学校教育」の創造のために、坂下町教育会議の運営はいかにあるべきか。もっとも必要なことは、地区集会において、さらには教育集会において、父母・住民および教職員のあいだで、もっと自由に学校教育の問題が論議できるようにすることであろう。地区集会・教育集会の場での、学校教育の中身に関する父母・住民の発言の自由を保障することであろう。

このような発言権の保障について、教職員自身のなかに、あるいは消極的となる向きもあるかもしれない。しかし、坂下町教育会議のもともとの設置目的には、父母・住民にこのような発言権を保障することが含まれていたことに注意しなくてはならない。

たとえば、「教育集会準備会ニュース」第1号(1972年10月20日)から再録すれば、そこで

は、父母・町民の方々は学校教育についても「さまざまな要求、疑問、不信を抱いていられる」のではないか、すべての父母・町民の方々の「胸の底にあるものを、坂下町教育集会の中で」出し合ってみようではないか、といっている。また、坂下町教育会議の事務局長である石垣明教育長は、同「準備会ニュース」第2号(1972年10月25日)の「教育集会によせて」のなかで、「お互いに考えていることを腹一杯ぶちまけ、疑問は正し、理解し合い」ながら、坂下町地域の教育を前進させるための教育集会にしたい、といっている。

坂下町教育会議の設置者意思を探ってみると、そこには「学校教育も含めて地域の教育を地域の父母・住民・教職員の手で創造し発展させよう」という意思がつよく流れているのであって、「学校教育問題だけはタブーとする」といった消極的な姿勢はまったくみられない。

それだけではない。これまた坂下町教育会議の設置者意思の一端をよく示していると思われる原家義教頭の「坂下町教育集会に期待する」(広報「さかした」昭和47年9月25日号)は、より端的につぎのように述べていた。すなわち、「学校と父母は子どもの教育について徹底して話し合い、父母の教育要求が学校教育の中で実現されることが、憲法の精神を具現する真の学校教育の姿である」、教育集会は「坂下町の教育を坂下町民が創造し、教育を自分たちのものにしてゆくという歴史的な課題にこたえる集会」である、等々と。父母・住民の教育要求が学校教育のなかで実現されることこそ真の学校教育の姿である、という指摘であるが、わが国の戦後教育のあり方の本質をまことに的確に指摘したものである。

坂下町教育会議が以上のような設置者意思に立ってスタートしたものであるとすれば、父母・住民にしてみれば、地区集会および教育集会の運営を大きな期待をもって見守っていたし見守っているに違いないのである。

(6) したがって、学校教育の中身についても忌憚なく教育集会で話し合うべきだという意見・要求が父母・住民のサイドから出てくるこ

とは、極めて当然なことである。「地域の教育を地域の父母・住民の手で」というとき、いうところの「地域の教育」には学校教育も当然に含まれているのだからである。むしろ「地域の教育」の中心に学校教育があるのだからである。

1977年11月20日の第6回教育集会が開かれてのち、坂下中PTA通信委員会「PTA通信」第54号(1977年12月6日)は、「第6回坂下町教育集会に参加して」を特集し、参加した人々の感想・意見をのせている。そのなかに、つぎのようなものがある。

“学校・園の役割、家庭の役割の室”に出席して(母親)

「坂下町教育集会の目的が、今年で6年目を迎えて、ようやく定着し始めたという強い思いが私の胸を駆けめぐりました。この強い思いにかられたのは、恐らく私だけではないでしょう。何故ならば、教育集会を通じて、共通の目的がおぼろげながら姿を見せ始めたからに他なりません。

私は分散会のテーマが『学校・園の役割、家庭の役割』という部会に参加しました。その中で話題になったことは、子どもの非行、自殺、しつけ、等でしたが、特に私の心に残った話題は、先生と父兄との間に不信感のようなものがあるという意見でした。これは大変な問題であり、決して目をそむけてはならないと思います。先生に対して不信感を持ちながら子どもの教育をお願いしている私たちと、父兄の顔色をうかがいながら、あるいは父兄の願いをはかりかねている先生方と、声を大にしてきれいごとの教育の話をしててもどんな意味があると言うのでしょうか。

今度の教育集会でも、また、坂下で開かれる数多くの集会でも、いつもそうであるように、何事もなかったかのように、きれいごとの話し合いで終っていたのではないでしょうか。『先生と父兄との間の不信感のようなものの』は、おそらく今までのような話し合いの中からは取り除くことは出来ないと思います。(以下略)」

この母親は、父母・住民のサイドの教師にたいする思いを、教師サイドの父母・住民にたいする思いを、お互いにもっと自由に出し合うこと、そのなかで相互のうちにある「不信感」を超えて連帯していくこと、ここにこそ「成長し始めた教育集会がより成長するための原点」がある、という。父母、住民、教師が教育集会で各自の思いを出し合えていない、という。

そのなかに、また、つぎのようなものもある。

「子どもの学力の室」に出席して（父親）「都合悪く午前中の分散会に出席することが出来ず、午後『子どもの学力』の部屋に飛び込んだ。

それにしても出席者の少ないのには驚いた。これだけ恵那の教育の学力が問題となっている現在、わずか10名に満たない出席者では何ともならない。

陰では先生たちの悪口をいい坂下の教育の低下を口にする多くの人たちが、なぜこういう集会に参加しないのか不思議である。（中略）坂下の教育を少しでも高めようと、そして正常化させようと願うならば、町で耳にする、教育に対する切実なる訴えを、声なき声を、声ある声として、教育集会等の席上で反映させない限り、教育集会は毎年マンネリ化し、一部の者たちの物好きな集会と間違えられそうな気がする。（以下、略）

学力の問題について、もっと多くの人々が集まって話し合い意見を出し合うことができるようには教育集会を運営してほしい、という要望である。

教育委員会保管の『坂下町教育会議資料集』全8巻からは、以上の2つの意見しか見出しができなかったけれども、このような意見（教育会議の従来からの運営の仕方に対する批判）は、父母・住民のあいだに相当ひろくあるものと思われる。

（7）地区集会・教育集会において学校教育の中身の問題がもっと自由に論議されるべきだといつても、その論議は、学校教育をいっそう「地域に根ざす」ものにする方向で、学校教育をいっそう「実生活と結合する」ものにする方

向で、深められなくてはならず、それが学校教育の国家統制をいっそう推進する（いわゆる教育「正常化」推進）方向でなされたのでは、およそ意味がない。というのは、教育の国家統制を促進する方向での論議は、第一に、坂下町教育会議の設置理念である「地域の教育を地域の父母・住民の手で」という「教育の住民自治」の原理と正面から衝突することになるからである。第二に、そうした方向での論議は、これまで父母・住民・教職員が協力してすすめてきた地域での子育てのための共同を、さらに学校教育のなかでの子育てにまで及ぼすという方向に逆行する論議となるからである。

学校教育の中身についての自由な論議が以上のような方向でなされなくてはならないとすれば、第1回教育集会での吉村新六町長の問題提起があらためて想起されなくてはならない。というのは、吉村講演は、「とにかく、進学競争にふりまわされぬよう、親はしっかりしておってほしいし、大人も大いに勉強しなければならない。自分の考え方やものさしが正しいかどうか、勉強をおして判断せねばならない」とのべていたからである。

とにかく進学競争にふりまわされやすい、学力を受験学力と混合しやすい、父母・住民に向けて「自分の考え方やものさし」（価値判断の基準そのもの）の吟味を求めたものであるが、坂下町教育会議は、そのための父母・住民の共同学習の機会を形式上豊富に保障したといわなくてはならない。というのは、それは、1975年度以降、「運動の日常化と学習の定例化」という方針を掲げることによって、父母・住民（大人）の共同学習を課題提起し、実際にいわゆる地域活動のなかである程度「学習の定例化」を実現してきているからである。

とすれば、問題は、この共同学習が父母・住民にとってどの程度「自分の考え方やものさし」そのものを根底的に問い合わせることに役立っているか、にあることになる。

子育ての共同的実践とそのための方法についての共同学習も、父母・住民の人間的成长（価値判断基準の変革）にいくらか役立っているに違

いない。地域活動への取り組みが父母・住民の意識をどのように変えたか、この点さらに追求してみたい問題の一つである。しかし、子育ての方法についての共同学習は、父母・住民が「自分の考え方やものさし」そのものを問い合わせためのものでは所詮ありえないから、そうした共同学習をとおしての父母・住民の自己変革には限界がある。

教育集会・地区集会の場で学校教育の問題が自由に論議できるようにするためにも、地域活動の内容が再編成されなくてはならない。そして、父母・住民・教職員の共同の手で地域に根ざす学校教育を創造していく要件がととのえられなくてはならない。まさにそのためにも、「坂下町の教育を育てる会」の活動の再開・充実・発展を意識的に追求することが必要だと思われる。

(8) 坂下町教育会議の課題の定立をねらった本節では、私は、教職員・父母・住民の共同による「地域に根ざす学校教育」の創造の課題性を指摘してきた。「地域に根ざす教育」というとき、その教育は当然に学校教育を核とするものだからである。しかし、このことは、「地域に根ざす教育」というとき、その教育が父母・住民による各地区（子どもたちの生きた生活圏）での子育ての共同的実践をも内包していることを、少しも否定するものではない。それどころか、坂下町教育会議は、子どもたちが生活している校外生活圏での父母・住民・教職員の子育てのための共同を、実にすべての地区で組織してみせてくれているのである。このことのもつ教育学的意味をさらに理論的に解明しなくてはならないけれども、子育ての共同的実践を核とする

地域活動を、坂下町教育会議が引き続き充実・発展させていく必要があることは、子どもの「内面の危機」のいっそうの進行=深刻化という現状にてらしてみただけでも、まことに明白である。

それにしても、坂下町全域に地区集会が組織されており、そこで子育てのための実践・学習・論議が父母・住民・教職員によって展開されていることは、刮目すべき意義と豊かな可能性とをもっている。そこに内包されている可能性が今後にどのように開花していくか、今後とも注意深く見守っていきたい。

付記

この坂下町教育会議論をまとめるに際しては、多くの方々のご協力をえていた。坂下町教育委員会の石垣明教育長からは、教育委員会保管の教育会議関係の資料の貸出しを受け、再三にわたって教育会議運営上の問題等について語っていただいている。坂下小学校の大橋寿美代先生には、現地での資料集めとか関係者への紹介等を引き受けいただき、坂下町へ出かけるたびにあちこちご案内していただいた。坂下町教育会議の調査・研究のきっかけをつくって下されたのは、1979年度まで恵那の岐教組専従役員であった（現在は坂下中学校に勤務）安江多喜男先生である。その他に、坂下中の嶋崎正先生、1971年度から77年度まで坂下小の校長であった日比野一郎先生、坂下小・中学校の岐教組の組合員の先生方、等々のご協力をえている。

ここに以上の旨を記して、上記の先生方に深く謝意を表する次第である。